

瀬戸市緑の基本計画

令和2年3月

瀬戸市

目次

第1章 緑の基本計画について	1
1. 改訂の背景	1
2. 緑の基本計画の位置づけ	1
3. 改訂までの流れ	2
4. 対象区域と目標年次	2
第2章 瀬戸市における緑の現況	3
1. 自然的条件	3
(1) 位置	3
(2) 地勢・地形	3
(3) 河川	4
(4) 地質	4
(5) 植生	5
(6) 貴重な動植物	6
(7) 気象環境	6
2. 社会的条件	7
(1) 人口動向	7
(2) 人口密度	7
(3) 土地利用	8
(4) 森林環境	9
(5) 農業環境	9
(6) 観光・レクリエーション	10
(7) スポーツ施設・グラウンド	12
(8) 歴史・景観	13
(9) 土砂災害・水害	18
(10) 避難場所	19
3. 緑の現況	20
(1) 緑地の分類	20
(2) 施設緑地	21
(3) 地域制緑地	27
(4) 緑地の現況量	29
(5) 目標達成の検証	30
(6) 緑化推進の取り組み	33
(7) 緑被の状況	34
4. 市民意向	35
(1) 調査概要	35
(2) 調査結果	36

第3章 分析・評価及び課題の整理 44

- 1. 緑の評価 44
 - (1) 評価の視点 44
 - (2) 機能別の評価 45
- 2. 緑の課題 47

第4章 計画の方針 52

- 1. 基本理念と緑の将来像 52
 - (1) 基本理念 52
 - (2) 緑の将来像 53
 - (3) 土地利用構想図 58
- 2. 基本方針 59
- 3. 計画の目標 62
 - (1) 活動目標 62
 - (2) 成果目標 63

第5章 計画を実現するための施策 64

- 1. 施策の方針 64
- 2. 緑の施策 66
 - (1) 重点施策 66
 - (2) 緑を「まもる」ための具体的施策 69
 - (3) 緑を「つくる」ための具体的施策 72
 - (4) 緑を「いかす」ための具体的施策 73
 - (5) 緑を「はぐくむ」ための具体的施策 75
- 3. 重点的に配慮を加えるべき地区 77
 - (1) 緑化重点地区 77
 - (2) 保全配慮地区 81

第6章 計画の推進にあたって 84

- 1. 計画の推進体制 84
- 2. 計画の進行管理 85

参考資料 参考-1

- 1. 策定の体制 参考-1
- 2. 策定の経緯 参考-5
- 3. 市民参加 参考-6
- 4. 用語解説 参考-13



第 1 章 緑の基本計画について

第1章 緑の基本計画について

1. 改訂の背景

我が国では、人口減少・超高齢化・財政基盤の低下・地球環境問題への対応など社会情勢が大きく変化しており、本市においては、これらの変化に対応していくために、平成28年度に第6次瀬戸市総合計画(H29.3)、平成29年度に瀬戸市都市計画マスタープラン(H29.7)を策定しました。

こうした中、緑を取り巻く環境も変化を見せており、平成27年4月には都市農業振興基本法の制定、平成29年6月には都市緑地法等の一部改正などが行われています。また、これらの法制定・法改正を受けて、県内の緑の基本計画の策定の指針となる愛知県広域緑地計画が平成30年度に改訂されています。

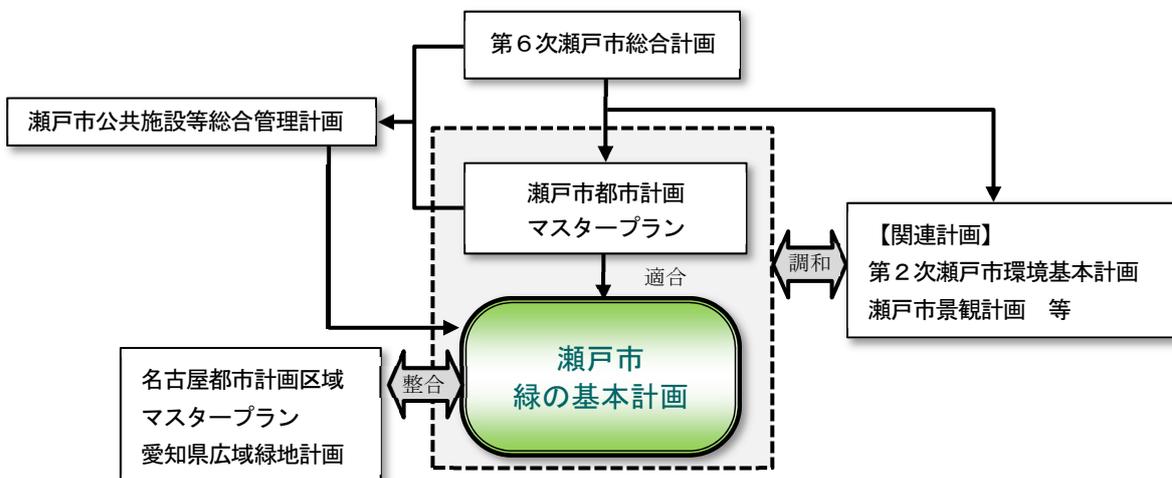
そこで、本市は、これらの上位関連計画と整合・連携しながら、社会情勢の変化に対応した緑地の保全及び緑化の推進を図っていくために、「瀬戸市緑の基本計画」を改訂することとしました。本計画は、都市緑地法第4条*に規定される計画であり、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実行していくため、その将来像・目標・施策などを定めます。

※都市緑地法 第4条（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。

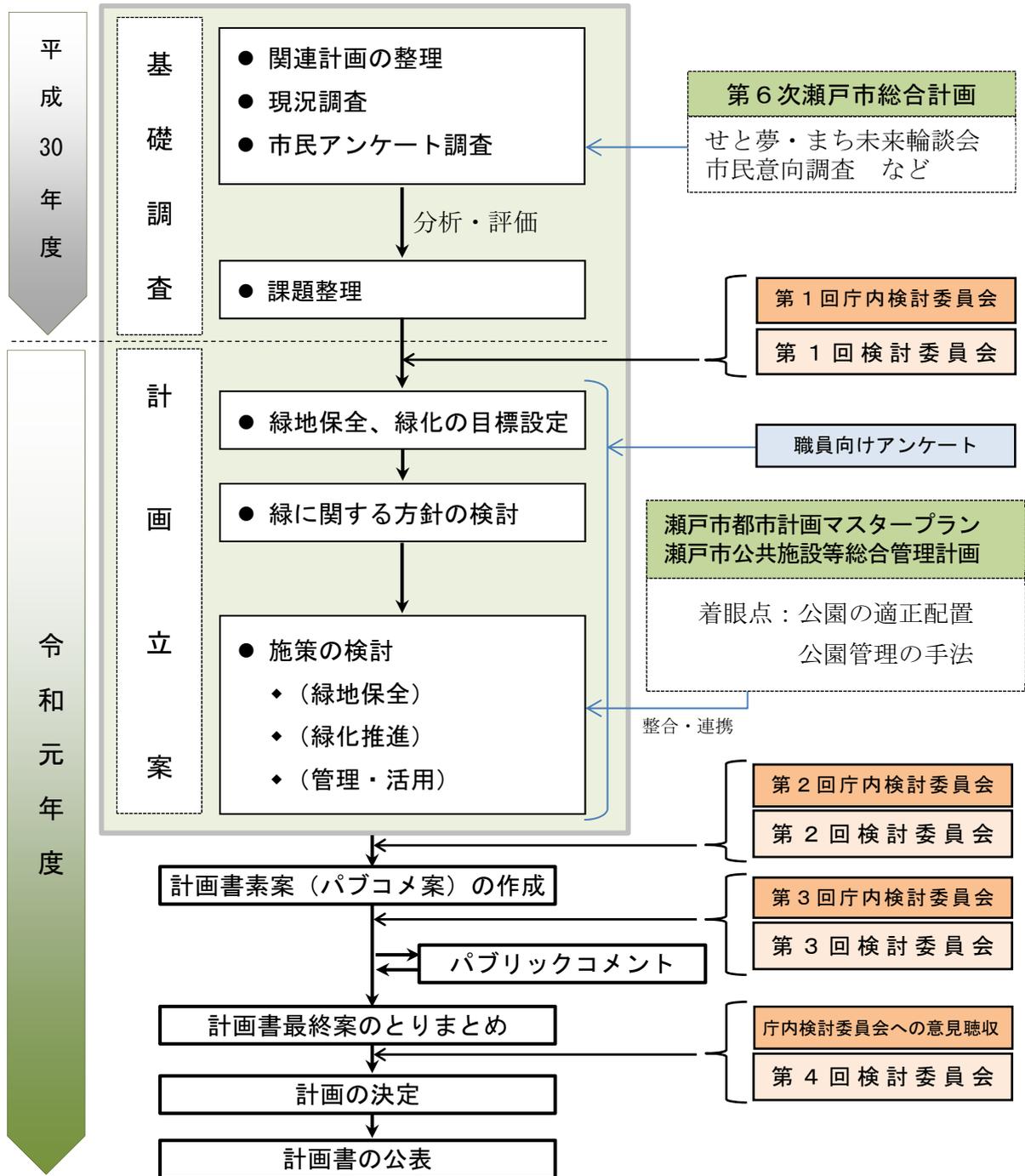
2. 緑の基本計画の位置づけ

本計画は、愛知県広域緑地計画や第6次瀬戸市総合計画のほか、関連計画との整合性に配慮して定めます。



3. 改訂までの流れ

瀬戸市緑の基本計画は、以下のフローに従って検討を進め、令和2年3月（2020年3月）に改訂しました。



4. 対象区域と目標年次

本計画の対象区域は、本市全域とします。

目標年次は、計画策定から10年後にあたる令和11年度（2029年）とします。



第2章 瀬戸市における緑の現況

第2章 瀬戸市における緑の現況

1. 自然的条件

(1) 位置

- 本市は、愛知県の北部にあり、中部経済圏の中心地である名古屋市の北東約 20km に位置しています。市域は、東西 12.8km、南北 13.6km に広がり、面積は 111.4km² を有しています。
- 東側は豊田市、西側は名古屋市・春日井市・尾張旭市、南側は長久手市と隣接しています。北側は岐阜県との県境があり、多治見市・土岐市と隣接しています。

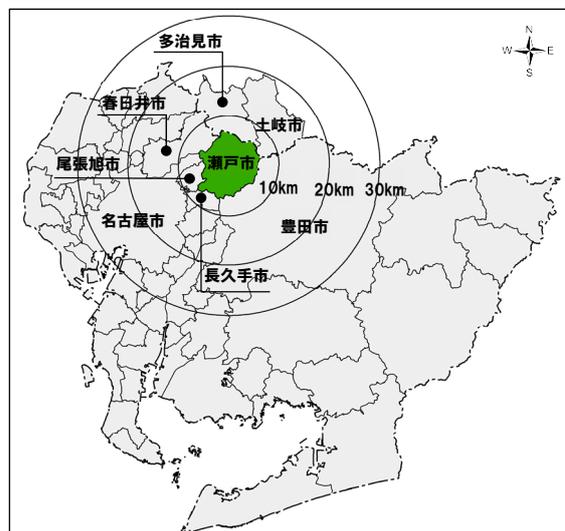
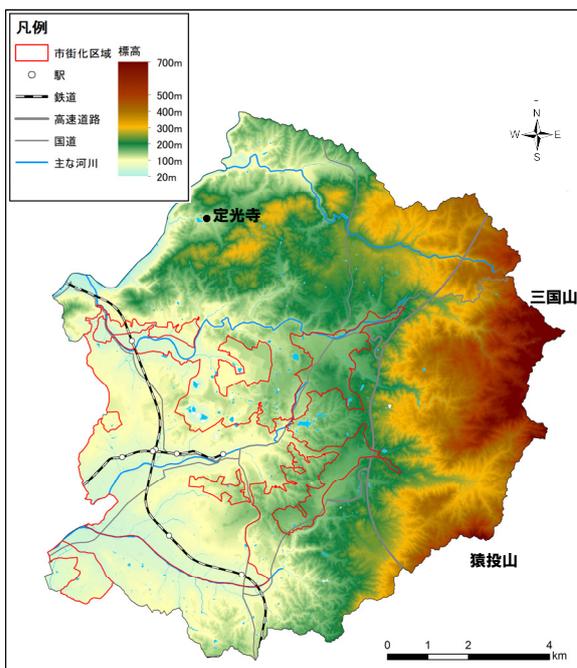


図 2-1 位置図

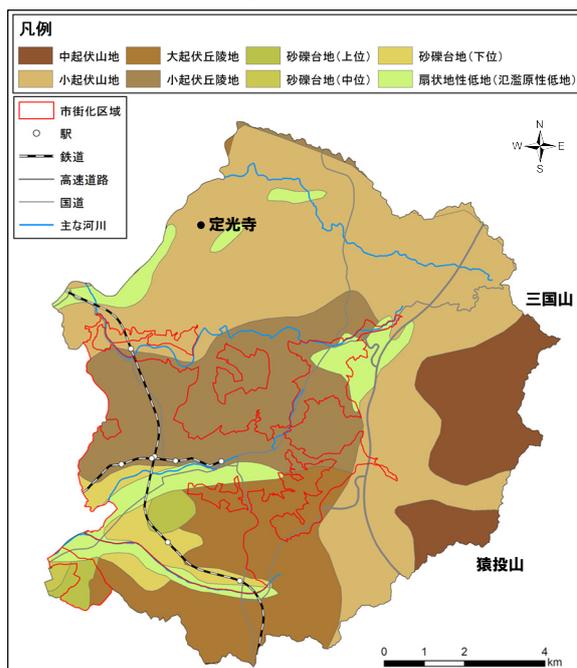
(2) 地勢・地形

- 本市は、市域の中央部に丘陵地が広がっており、その中を横断する瀬戸川、矢田川によって扇状地や台地が形成されています。
- 市域の北部から南東部にかけては山地が占めており、北部には岐阜県側から延びて定光寺付近に至る山脈状の高地（標高 200～300m）が形成されています。東部には三国山と猿投山を南北に結ぶ山地（標高 300～700m）が連なっています。



資料：国土数値情報（国土交通省）

図 2-2 地勢図

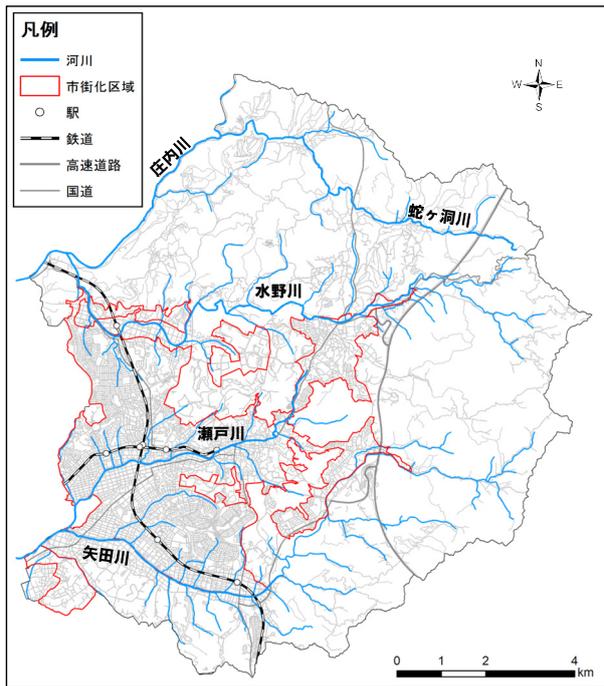


資料：土地分類基本調査（国土交通省）

図 2-3 地形分類図

(3) 河川

- 本市の河川は、庄内川水系と矢田川水系の2つの水系に区分され、4本の一級河川が存在します。
- 庄内川水系は、隣接する春日井市との市境を流れる一級河川・庄内川、市域の中央部の北を流れる一級河川・水野川のほか、各支川があります。矢田川水系は、市域の中央部の南を流れる一級河川・瀬戸川、市域の南部を流れる一級河川・矢田川のほか、各支川があります。
- 庄内川水系の支川であり、市域の北部を流れる準用河川・蛇ヶ洞川は、本市の支川の中で最も長い延長 9.6km を有しており、本市の主要な河川の1つといえます。

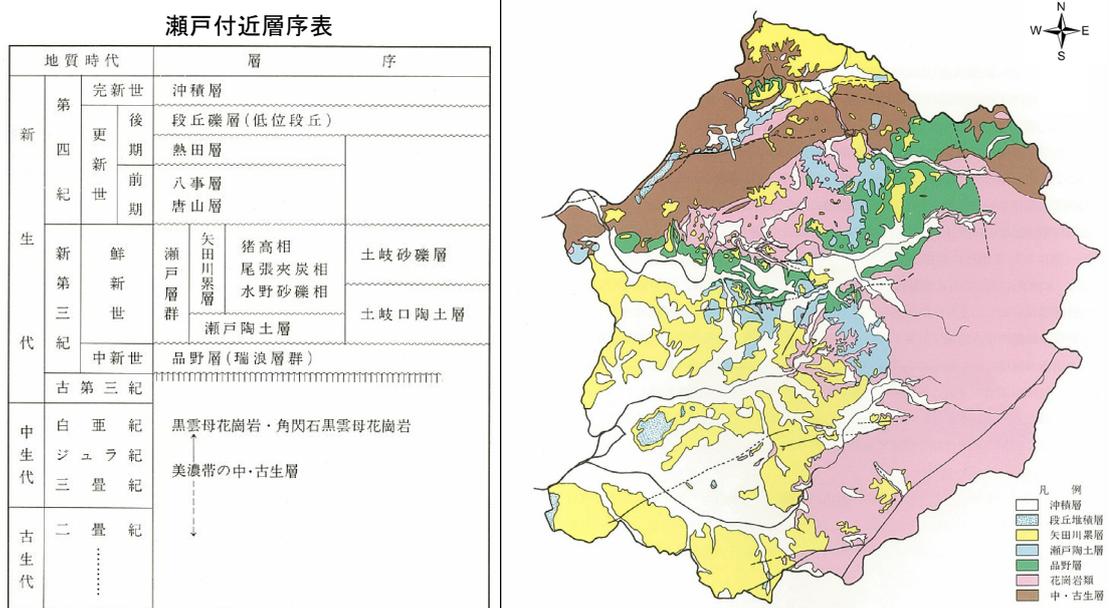


資料：国土数値情報（国土交通省）

図 2-4 河川概要図

(4) 地質

- 市内にある最も古い地層は古生代のものといわれ、北部の山地を形成しています。
- 次に古い地層は、中生代の終わり頃に、地中深くで固まった花崗岩であり、東部の三国山や猿投山を形成しています。
- 市域の中央部を占めている丘陵地は、瀬戸層群と呼ばれる新第三紀・鮮新世時代の地層に覆われており、この地層にやきものの原料となる良質の陶土やガラスの原料となる珪砂が含まれています。



資料：瀬戸市史

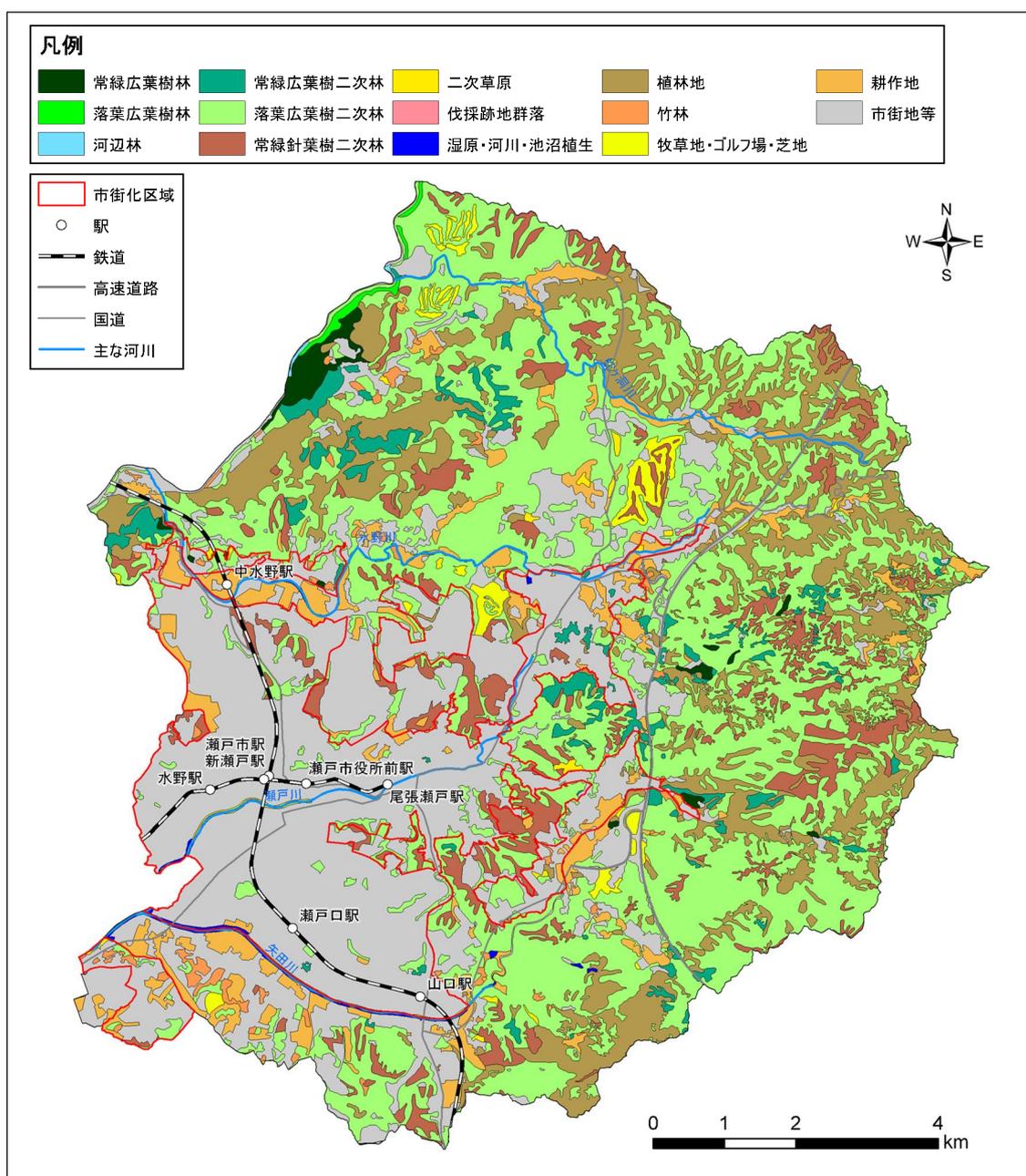
図 2-5 地質概要図

(5) 植生

- 市域の北部から南東部にかけて広がる山地部には、コナラなどの落葉広葉樹二次林とスギ・ヒノキなどの植林が混ざり、広く分布しています。
- 市街地部には主だった植生の分布はありませんが、市街地部を東西方向に横断する瀬戸川、水野川、矢田川の河川敷には、多数の植物が生育しています。



多数の植物が生育する矢田川



資料：自然環境保全基礎調査（環境省）

図 2-6 植生分布図

(6) 貴重な動植物

- 緑豊かな山地や河川を有する本市には、多様な動植物が生息・生育しています。
- 本市には貴重な動植物も数多く存在しており、レッドリストあいち 2015 には、絶滅危惧 I A 類 20 種、絶滅危惧 I B 類 49 種、絶滅危惧 II 類 81 種、準絶滅危惧 86 種が掲載されています。
- 蛇ヶ洞川では、国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオの生息が確認されています。
- その他にも、瀬戸の名木として市民に大切に保護されてきた樹木が、市内各地にあります。

表 2-1 本市及び周辺地域における絶滅危惧種の数

		絶滅 (EX)	絶滅危惧 IA 類 (CR)	絶滅危惧 IB 類 (EN)	絶滅危惧 II 類 (VU)	準絶滅 危惧 (NT)	情報 不足 (DD)	地域 個体群 (LP)	合計
植物	維管束植物	7	14	38	56	48	-	-	163
	コケ植物	1	-	1	5	1	-	-	8
	小計	8	14	39	61	49	0	0	171
動物	哺乳類	-	1	-	1	6	-	1	9
	両生類	-	-	2	1	1	3	-	7
	昆虫・クモ類	5	5	8	16	29	6	-	69
	貝類	-	-	-	2	1	-	-	3
	小計	5	6	10	20	37	9	1	88
合計		13	20	49	81	86	9	1	259

EX：絶滅(すでに絶滅したと考えられる種)

CR：絶滅危惧 I A 種 (ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの)

EN：絶滅危惧 I B 種 (I A 種ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)

VU：絶滅危惧 II 種 (絶滅の危険が増大している種)

NT：準絶滅危惧 (存続基盤が脆弱な種)

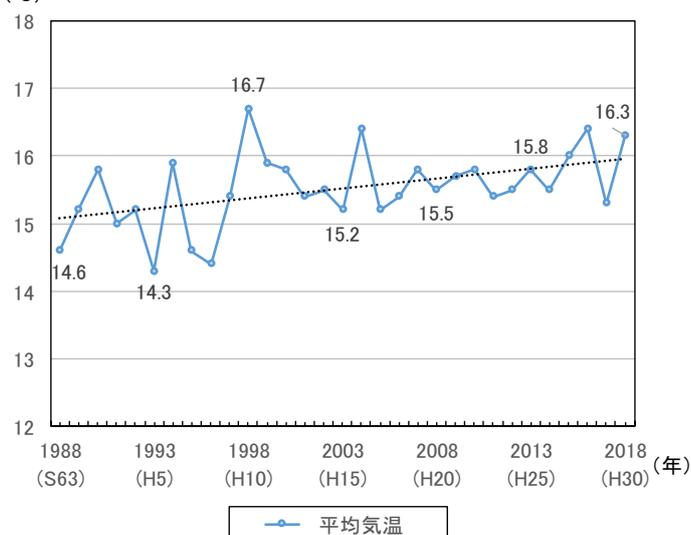
DD：情報不足 (評価するだけの情報が不足している種)

LP：地域個体群 (その種の国内における生息状況に鑑み、特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群)

資料：レッドリストあいち 2015 (愛知県)

(7) 気象環境

- 本市におけるおおよそ 30 年間の平均気温は上昇傾向にあり、温暖化の影響が表われている可能性があります。



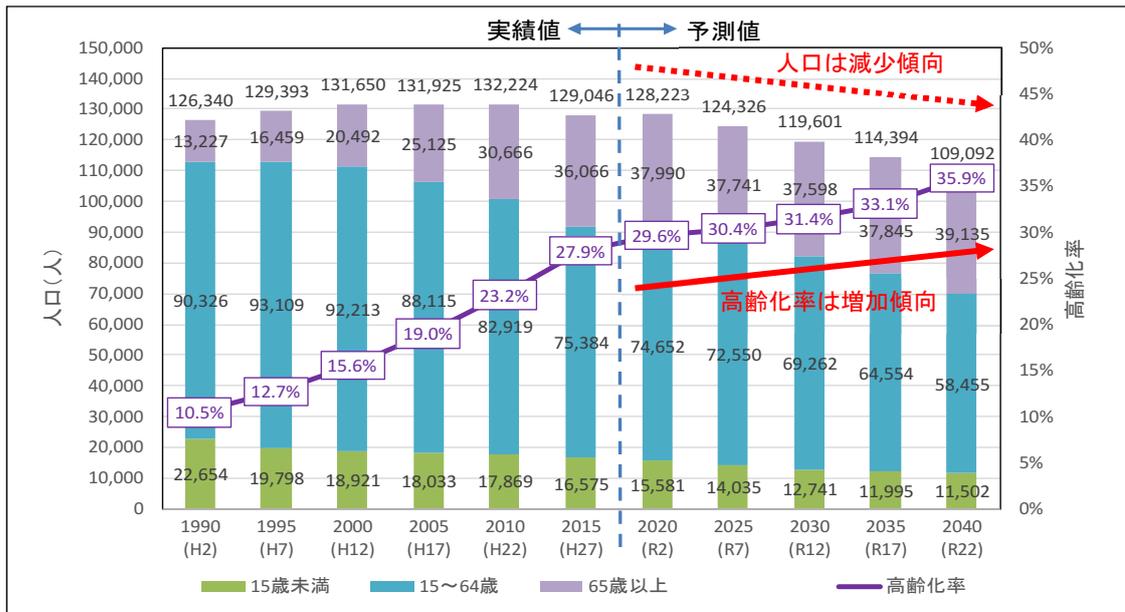
資料：消防年報

図 2-7 平均気温の変化

2. 社会的条件

(1) 人口動向

- 本市の人口は平成 22 年をピークに減少傾向にあり、平成 27 年現在の人口は 129,046 人となっています。
- 過去 20 年間で、若年人口と生産年齢人口が減少する中、高齢人口は増加しています。今後もこの傾向は継続し、高齢化率が更に高まっていくと予想されています。

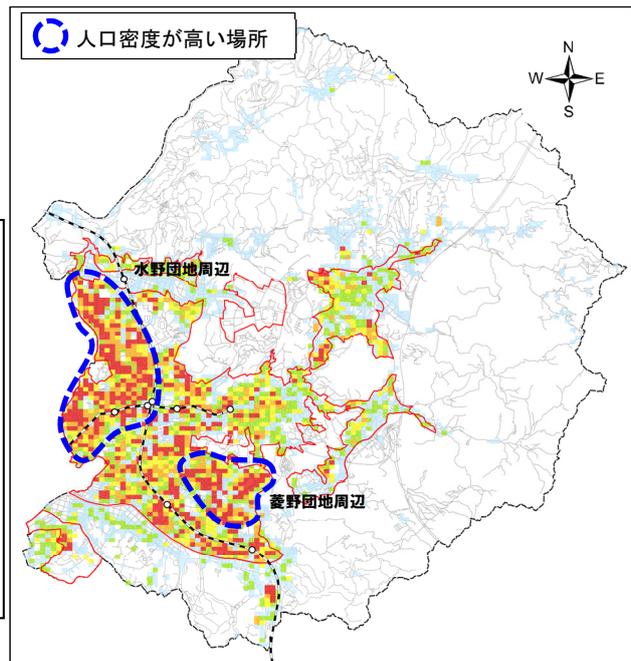
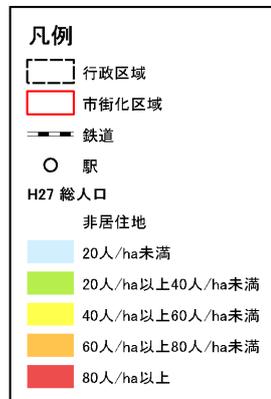


資料：瀬戸市都市計画マスタープラン (H29. 7)

図 2-8 人口・高齢化率の動向

(2) 人口密度

- 本市の人口は、市街化区域に集中し、水野団地や菱野団地をはじめ、土地区画整理事業等の面的整備がなされた地域で人口密度が高くなっています。



資料：平成 27 年国勢調査 (総務省)

図 2-9 人口密度

(3) 土地利用

- 本市の土地利用状況は、森林面積が 56.8%と過半数を占めています。
- 本市は市域に占める農地の割合が低く、農地面積は 2.7%に留まっています。
- 土地利用の変遷（昭和 51 年・平成 26 年）をみると、水野川や矢田川沿いに分布する農地が減少し、建物用地が増加している様子が読み取れます。

表 2-2 土地利用状況の推移

農地		森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地			その他	合計
田	畑					住宅地	工業用地	その他の宅地		
201 (1.8)	96 (0.9)	6,329 (56.8)	-	157 (1.4)	647 (5.8)	1,115 (10.0)	171 (1.5)	514 (4.6)	1,910 (17.2)	11,140 (100)

※上段：面積(ha)、下段：合計面積に占める割合(%)

資料：土地に関する統計年報〔平成 30 年版〕(愛知県)

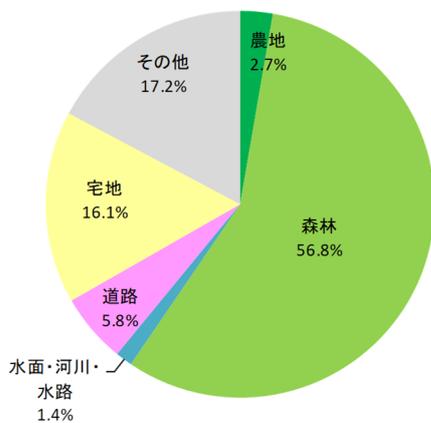
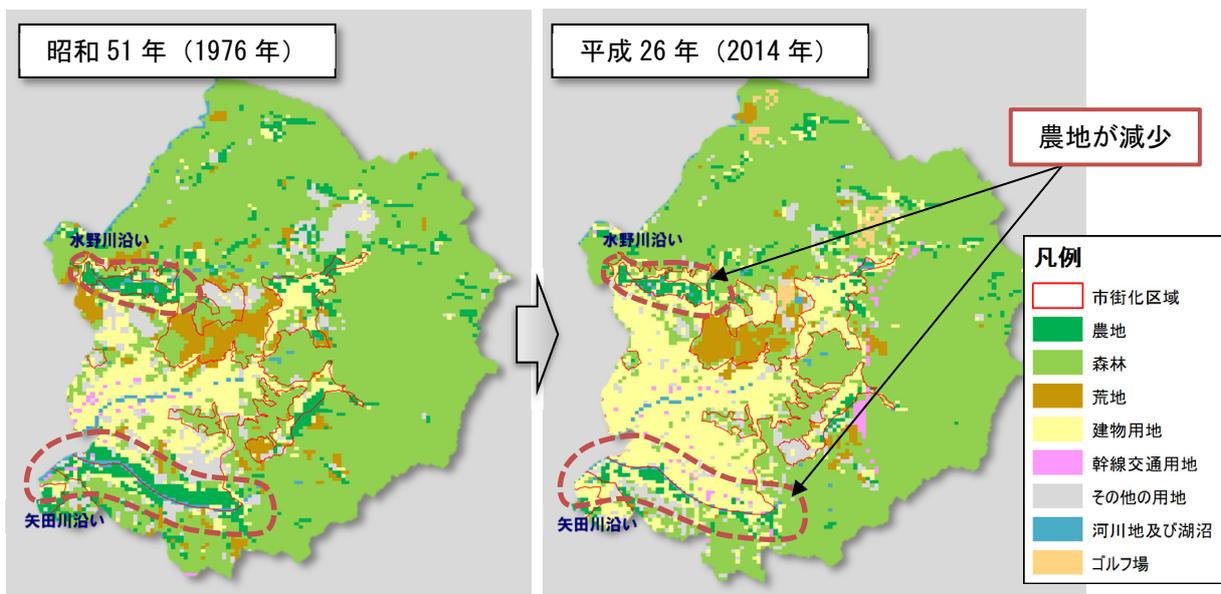


図 2-10 土地利用の内訳

表 2-3 農地面積の割合（隣接都市と比較）

	行政面積 (ha)	農地面積 (ha)	割合
瀬戸市	11,140	297	2.7%
名古屋市	32,645	1,020	3.1%
豊田市	91,832	6,560	7.1%
尾張旭市	2,103	132	6.3%
春日井市	9,278	657	7.1%
長久手市	2,155	206	9.6%

資料：土地に関する統計年報〔平成 30 年版〕(愛知県)

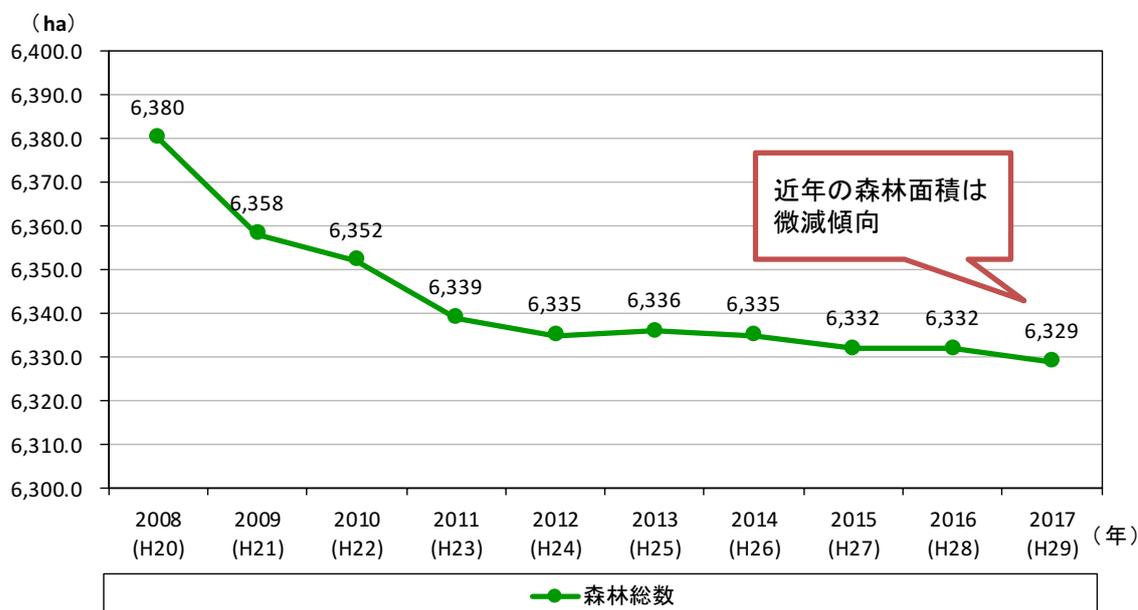


資料：国土数値情報（国土交通省）

図 2-11 土地利用の変遷（1976 年、2014 年）

(4) 森林環境

- 本市の森林面積は6,329haであり、市域面積(11,140ha)の半分以上を占めています。
- 平成20年から平成24年にかけて45haの森林が減少していますが、近年は微減傾向で推移しています。

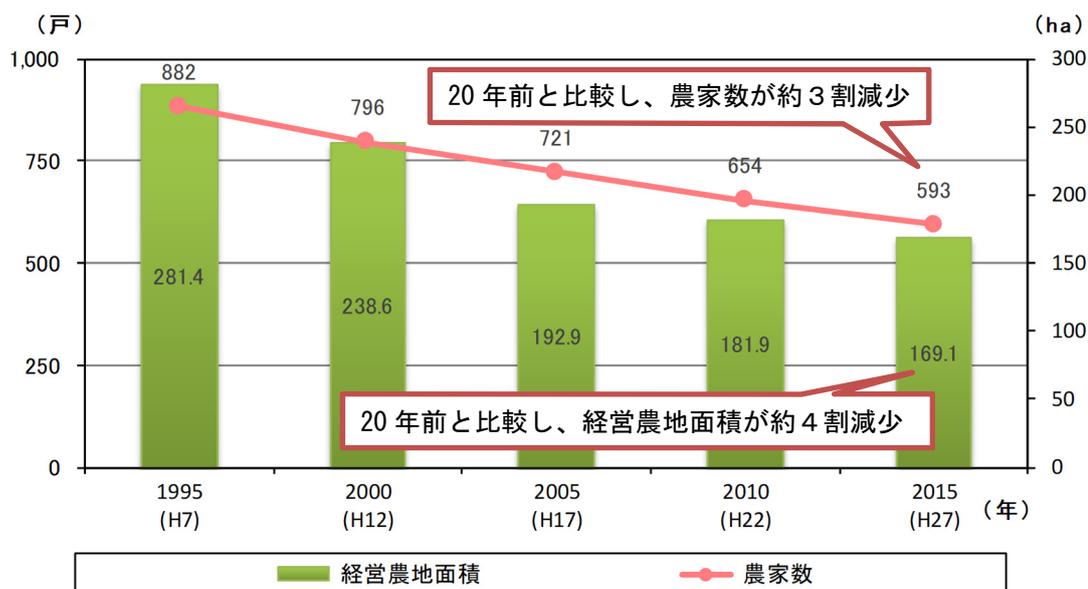


資料：土地に関する統計年報（愛知県）

図 2-12 森林面積の推移

(5) 農業環境

- 本市の農家数は593戸、経営農地面積は169.1haとなっています。
- 20年前と比較すると、農家数は約3割、経営農地面積は約4割が減少しています。



資料：瀬戸市統計書

図 2-13 農家数及び経営農地面積の推移

(6) 観光・レクリエーション

1) 観光・レクリエーション資源

- 本市の観光・レクリエーション資源のうち、自然資源は、本市の北東部に分布しています。なかでも、愛知高原国定公園にある「岩屋堂公園」や「定光寺公園」は集客性が高く、「東海自然歩道」のルートとしても整備されています。
- 本市の南部に位置する「海上の森」も集客性の高い観光資源となっており、愛知万博の会場跡地を活用して整備した「海上の森センター」は、森林や里山に関する学習の拠点となっています。当該センターでは、森林の保全や管理、活用に関する知識や技能を深めることを目的として、「海上の森アカデミー」や「海上の森ミニセミナー」が開催されています。



岩屋堂公園



定光寺公園



海上の森センター

2) 祭り・イベント

- 本市では、春開催の「せと陶祖まつり」、秋開催の「せともの祭」、「来る福招き猫まつり in 瀬戸」など、年間を通して様々な祭り・イベントが行われています。
- 「せと陶祖まつり」では、深川神社、陶祖公園などが会場として利用されています。「せともの祭」では、窯神神社、宮前公園のほか、瀬戸川沿いが一体的に祭りの会場として利用されています。



せと陶祖まつり



来る福招き猫まつり



せともの祭

凡例

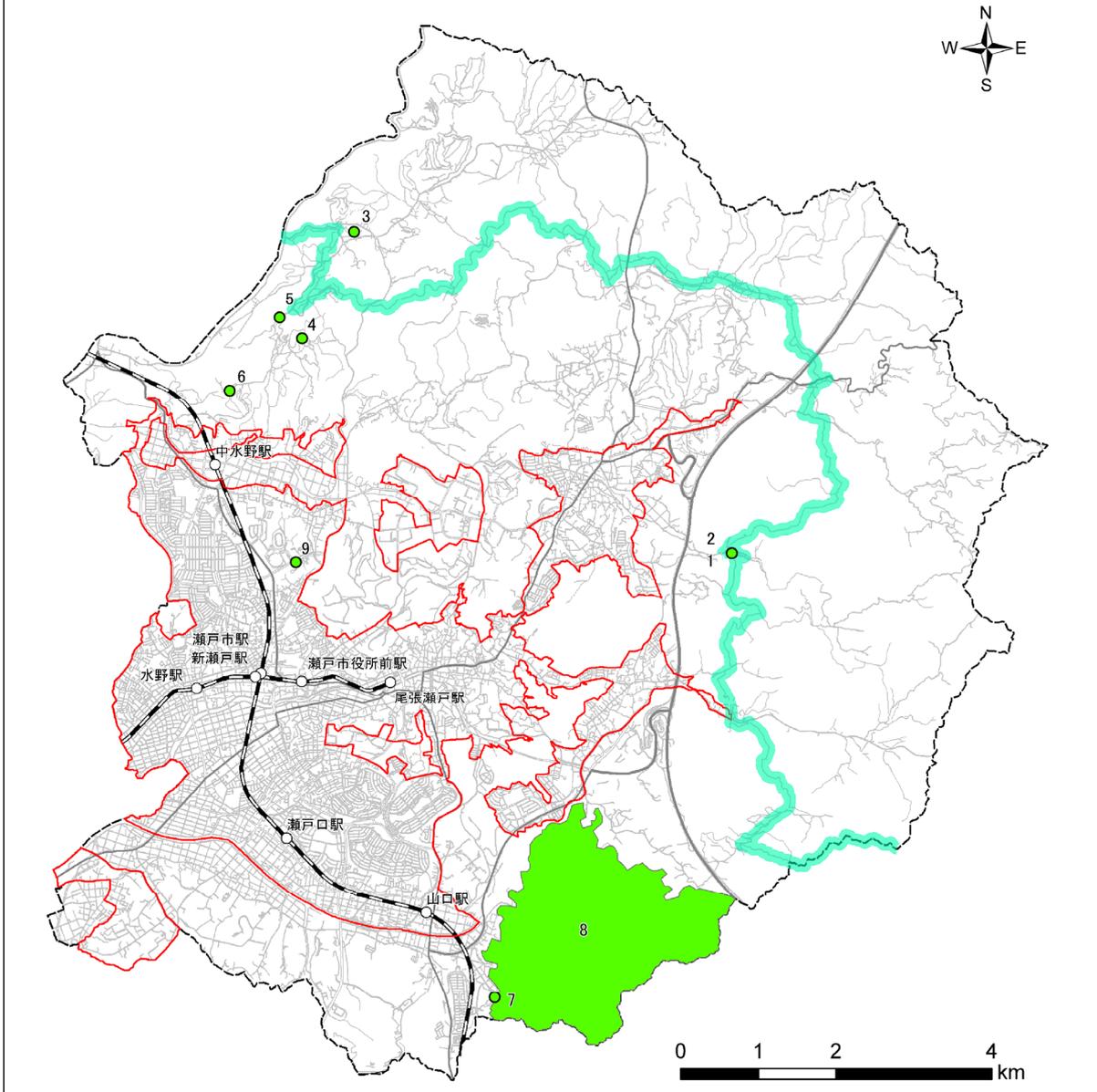
- 観光・レクリエーション資源
- 東海自然歩道
- 海上の森
- 市街化区域
- 行政区域
- 駅
- ≡ 鉄道
- 高速道路
- 国道

表 2-4 観光・レクリエーション資源の利用者数 (2017年)

	資源名	年間利用者数 (人)
1	岩屋堂鳥原溪谷*	119,000
2	岩屋堂バンガロー村	2,553
3	定光寺公園	60,000
4	定光寺自然休養林 (フィールドアーチェリー場)	452
5	定光寺森林交流館	5,985
6	定光寺野外活動センター	14,912
7	海上の森センター	17,335
8	海上の森	117,000
9	交通児童遊園	111,003

※岩屋堂鳥原溪谷は、岩屋堂公園の中にある溪谷。

資料：瀬戸市統計書



資料：瀬戸市統計書
：愛知県オープンデータ

図 2-14 観光・レクリエーション資源

(7) スポーツ施設・グラウンド

- 本市には、主要なスポーツ施設・グラウンドが 6 施設あり、年間約 44 万人に利用されています。
- 都市公園（運動公園）である市民公園は、体育館、陸上競技場、野球場など、様々な施設があり、多くの方が健康づくりのため、また毎年開催される瀬戸市民体育大会の会場などで利用されています。

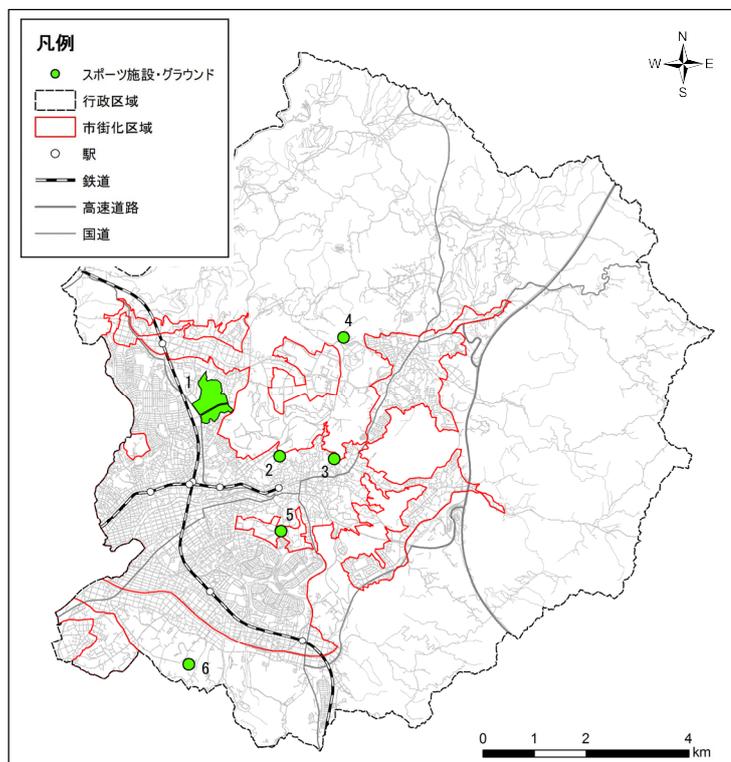


瀬戸市民体育大会「開会式」の様子

表 2-5 スポーツ施設・グラウンド

	名称	施設内容
1	市民公園	瀬戸市体育館・第二体育館、野球場、プール、武道館、弓道場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボールコート、ジョギングコース、ミニオリエンテーリングコース、児童遊園
2	窯神グラウンド	野球場
3	陶祖グラウンド	グラウンド
4	北スポーツ施設	野球場、テニスコート
5	南公園	野球場
6	南ヶ丘運動広場	野球場、運動広場、テニスコート

資料：瀬戸市資料



資料：瀬戸市資料

図 2-15 スポーツ施設・グラウンド



市民公園



陶祖グラウンド



南公園

(8) 歴史・景観

1) 指定・登録文化財

- 本市には、「建造物」、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」のいずれかに該当する文化財として、国指定文化財が5件、市指定文化財が19件、国登録文化財が3件あります。
- 文化財の多くは「やきもの」に関するものであり、その大部分は、景観計画区域における「せと・やきもの文化景観ゾーン」に分布しています。

表 2-6 指定・登録文化財
(建造物・史跡・名勝・天然記念物)

種別		指定名称	
国指定	建造物	1 定光寺本堂	
		2 源敬公(徳川義直)廟(焼香殿 他)	
	史跡	3 瀬戸窯跡(小長曾陶器窯跡)	
		4 瀬戸窯跡(瓶子陶器窯跡)	
		5 志段味古墳群(尾張戸神社古墳)	
市指定	建造物	6 一里塚本業窯	
		7 直入橋	
		8 石燈籠(落合神明社)	
		9 石燈籠(山口八幡社)	
		10 石造鳥居(山口八幡社)	
		11 洞本業窯	
		12 石造鳥居(大目神社)	
		13 古窯(こがま)	
		14 深川神社本殿	
		15 常夜燈(秋葉神社)	
		16 王子窯モロ	
		17 陶彦社(本殿・幣殿・拜殿・築地塀)	
		史跡	18 本地大塚古墳
			19 宮地古墳群
			20 広久手第30号窯跡
			21 石樋
		名勝	22 目鼻石
23 マルバタヲヨウ			
天然記念物	24 マメナシ		
	25 雲興寺 鐘楼		
国登録	建造物	26 瀬戸永泉教会 礼拝堂	
		27 旧山繁商店(離れ・事務所・旧事務所・土蔵・新小屋・前倉庫・中倉庫・奥倉庫・塀)	

資料：瀬戸市資料

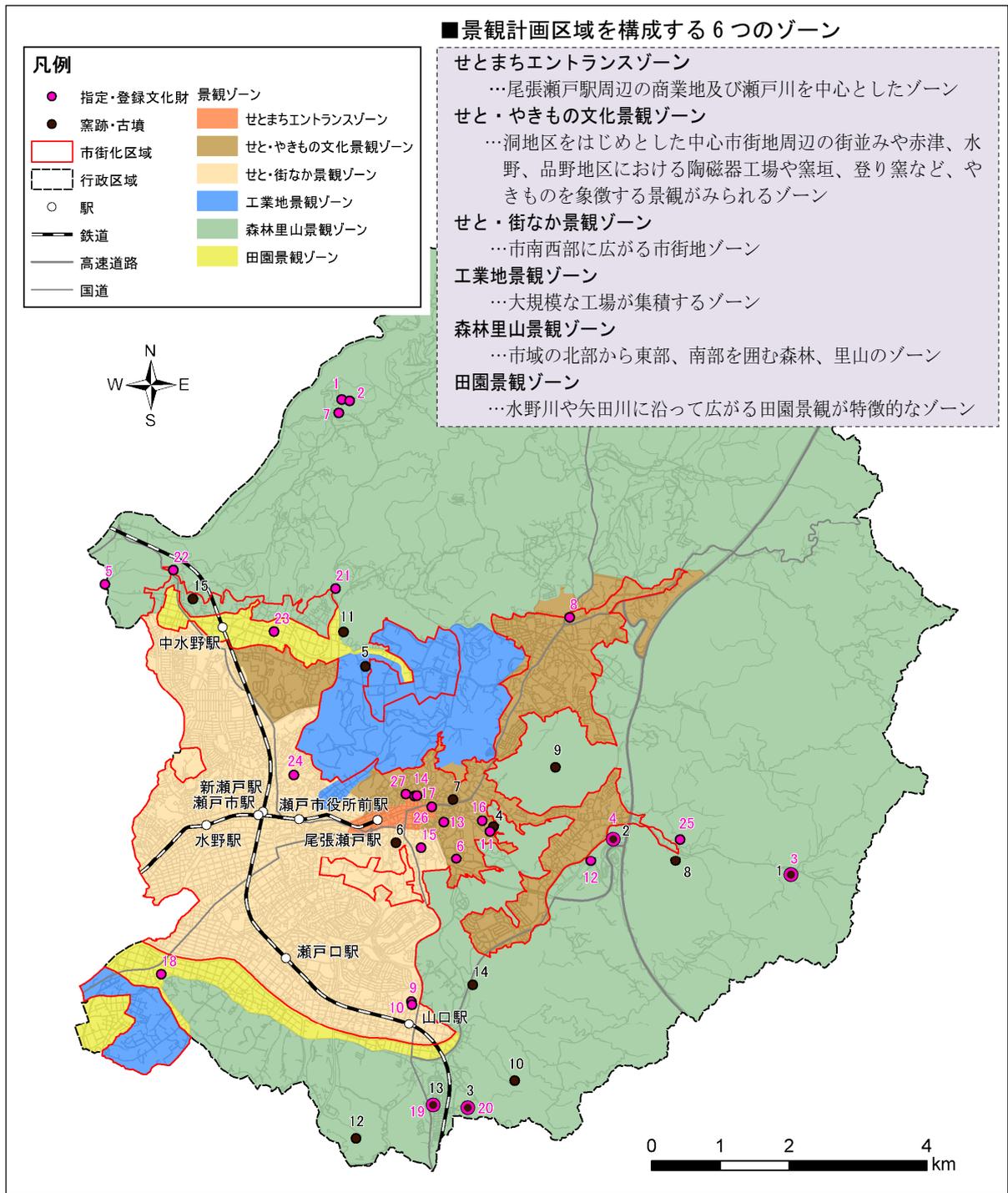
2) 窯跡、古墳

- 本市には、指定・登録文化財以外にも、窯跡や古墳など、やきもの文化に関連する資源が市内に点在しています。その大部分は、景観計画区域における「森林里山景観ゾーン」に分布しています。

表 2-7 主な窯跡、古墳

種別	名称	備考
窯跡	1 瀬戸窯跡(小長曾陶器窯跡)	国指定
	2 瀬戸窯跡(瓶子陶器窯跡)	国指定
	3 広久手第30号窯跡	市指定
	4 東洞A窯跡	
	5 穴田窯跡	
	6 桂蔵窯跡	
	7 夕日窯跡・夕日3号窯跡	
	8 神田西窯跡・神田東窯跡	
	9 椿窯跡・大栃窯跡	
	10 広久手F窯跡	
	11 昔田窯跡	
	12 南山44号窯跡	
古墳	13 宮地古墳群・吉田第2号墳(移築)	
	14 塚原第1号墳(移築)	
	15 荏坪古墳	

資料：瀬戸市資料



資料：瀬戸市景観計画（H22.10）

図 2-16 指定・登録文化財、窯跡、古墳の位置と景観ゾーン



定光寺本堂



マルバタラヨウ



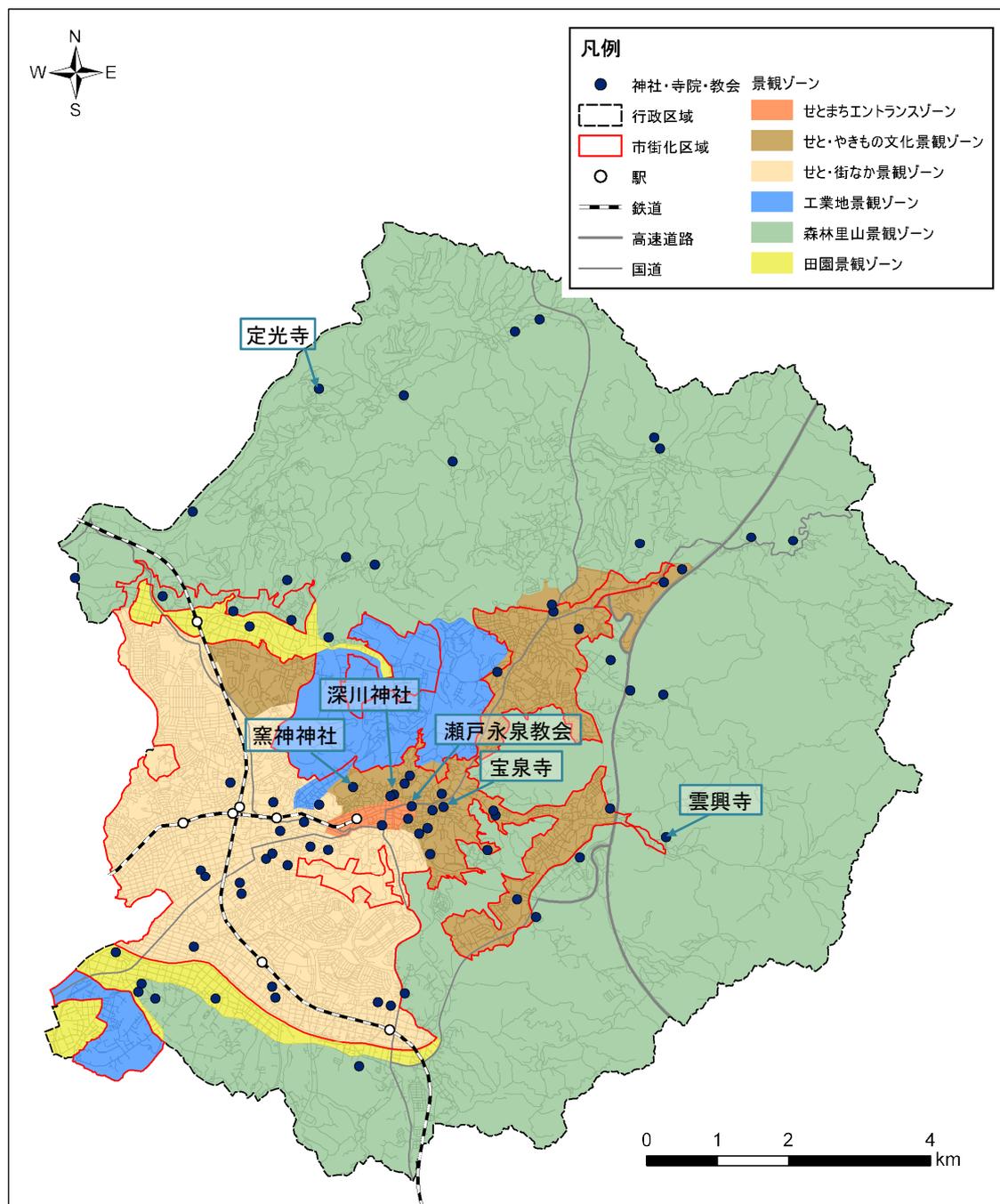
瀬戸窯跡（小長曾陶器窯跡）



塚原第1号墳

3) 神社・寺院・教会

- 本市には、深川神社、定光寺、瀬戸永泉教会をはじめ、数多くの神社・寺院・教会などが市内各地に分布しています。
- 本市の北部から南東部にかけて広がる森林部には、定光寺や雲興寺などが、自然環境と一体となって景観を形成しています。
- 洞地区を含む市街地内では、窯神神社、深川神社、宝泉寺などが、やきもの文化に関連する資源と一体となって景観を形成しています。



資料：瀬戸市歴史文化基本構想（H29.2）

図 2-17 神社・寺院・教会

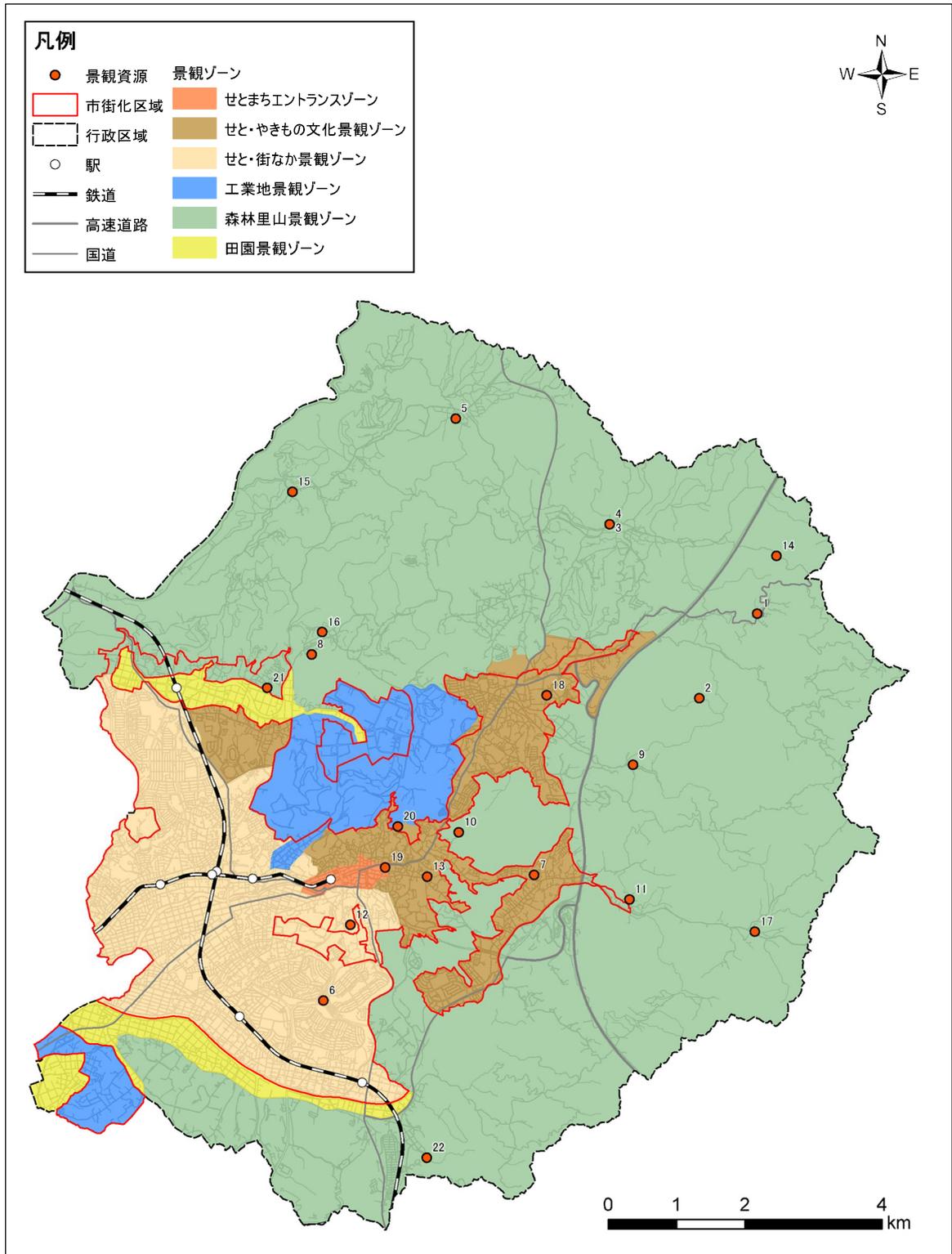
4) 美しい愛知づくり景観資源 600 選

- 愛知県が公表している「美しい愛知づくり景観資源 600 選」において、本市では 22 箇所の景観資源が選定されています。
- 本市の景観資源は、森林、里山、水田といった緑に関するものが多く、半数以上は景観計画区域における「森林里山景観ゾーン」に分布しています。

表 2-8 瀬戸市の景観資源 22 箇所

1 品野片草の集落と山林	2 白岩町	3 上半田川集落と周辺の里山・水田	4 上半田川南の谷津田
			
5 下半田川町の集落と里山・水田	6 菱野団地	7 赤津瓦の家並み	8 穴田町
			
9 岩屋堂	10 馬ヶ城貯水池	11 雲興寺とその周辺のシイ・カシ林	12 尾張東部（瀬戸）地域文化広場
			
13 窯垣の小径	14 上半田川町蛇ヶ洞川上流	15 定光寺	16 曾野八王子神社
			
17 東大演習林 赤津	18 中品野八剣社の森	19 日本キリスト教団瀬戸永泉教会	20 東印所町ホフマンの森
			
21 水野八幡とその周辺	22 山口ほたるの里		
			

資料：美しい愛知づくり景観資源（愛知県）



資料：美しい愛知づくり景観資源（愛知県）
 ：瀬戸市景観計画（H22.10）

図 2-18 瀬戸市の景観資源 22 箇所

(9) 土砂災害・水害

- 背後に急傾斜がある箇所では、土砂災害の危険が高い区域が存在しています。特に尾張瀬戸駅の東側や洞地区、品野連区に多くみられます。
- 水野川及び矢田川沿いの一部では、浸水想定区域がみられます。

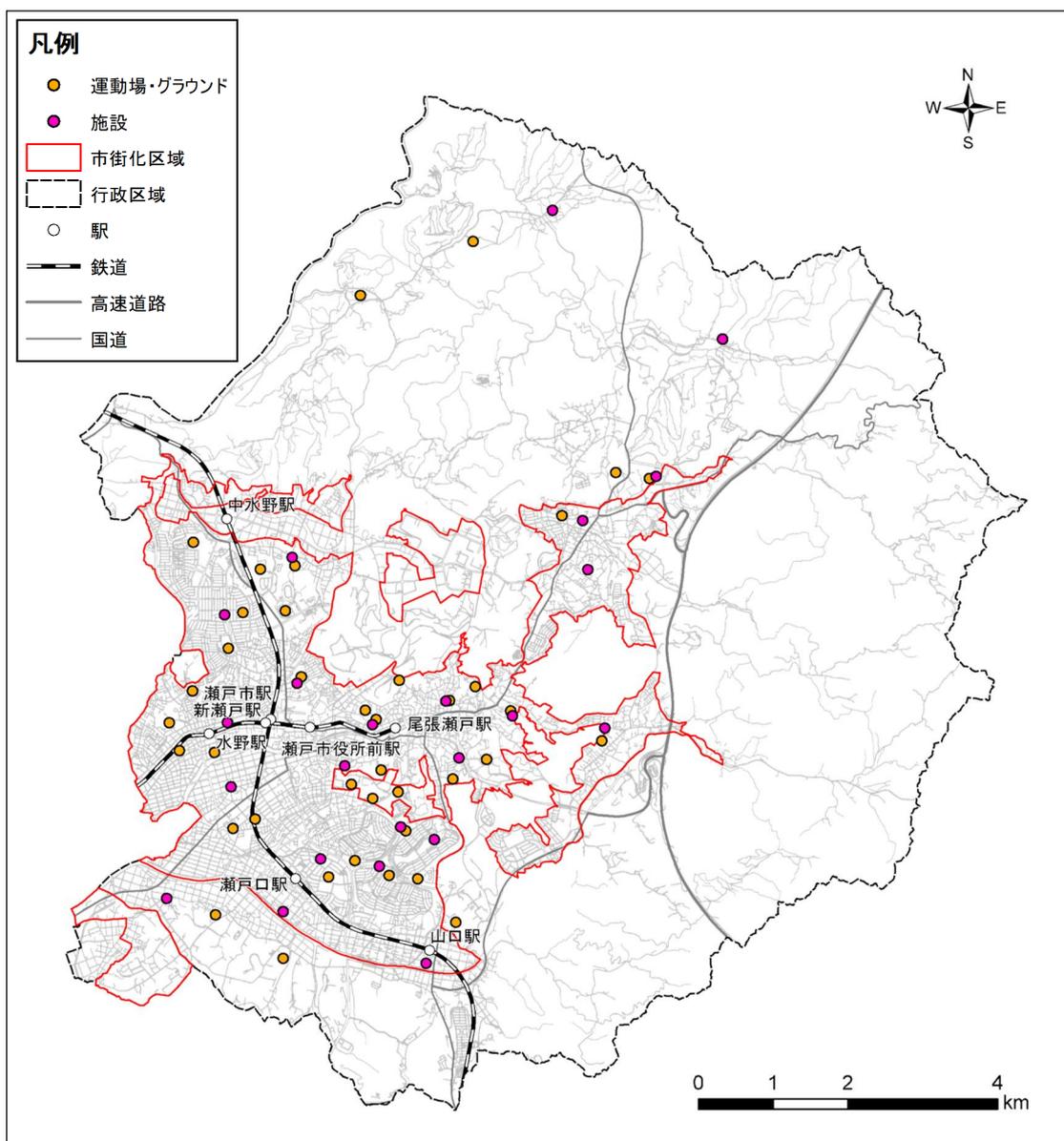


資料：瀬戸市土砂災害ハザードマップ

図 2-19 水害・土砂災害危険度の状況

(10) 避難場所

- 本市には、指定緊急避難場所が 62 箇所あり、地震に対する指定緊急避難場所が 39 箇所、風水害に対する指定緊急避難場所が 23 箇所となっています。
- 市街化区域に大部分の指定緊急避難場所があり、小中学校の運動場や都市公園内にあるグラウンド、地域交流センターや公民館などの施設を指定緊急避難場所として指定しています。



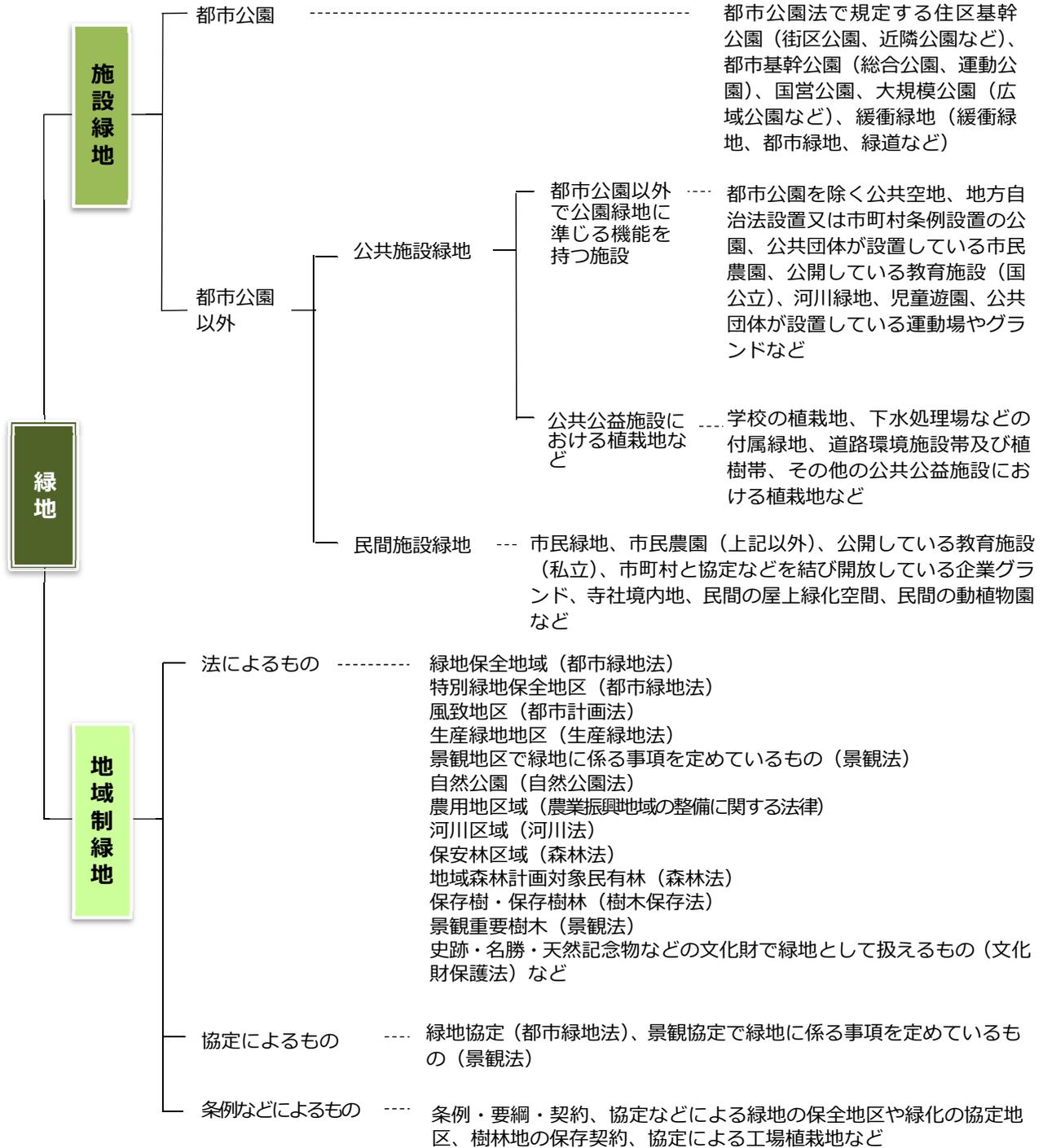
資料：瀬戸市地域防災計画（H30.11 改正）

図 2-20 指定緊急避難場所

3. 緑の現況

(1) 緑地の分類

本市における緑地の分布状況や現況量について把握します。緑地の分類は、都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地からなる「施設緑地」と、法令などにより保全が図られる「地域制緑地」に区分して整理します。



資料：「新編 緑の基本計画ハンドブック ((社)日本公園緑地協会)」をもとに作成

図 2-21 緑地の分類

(2) 施設緑地

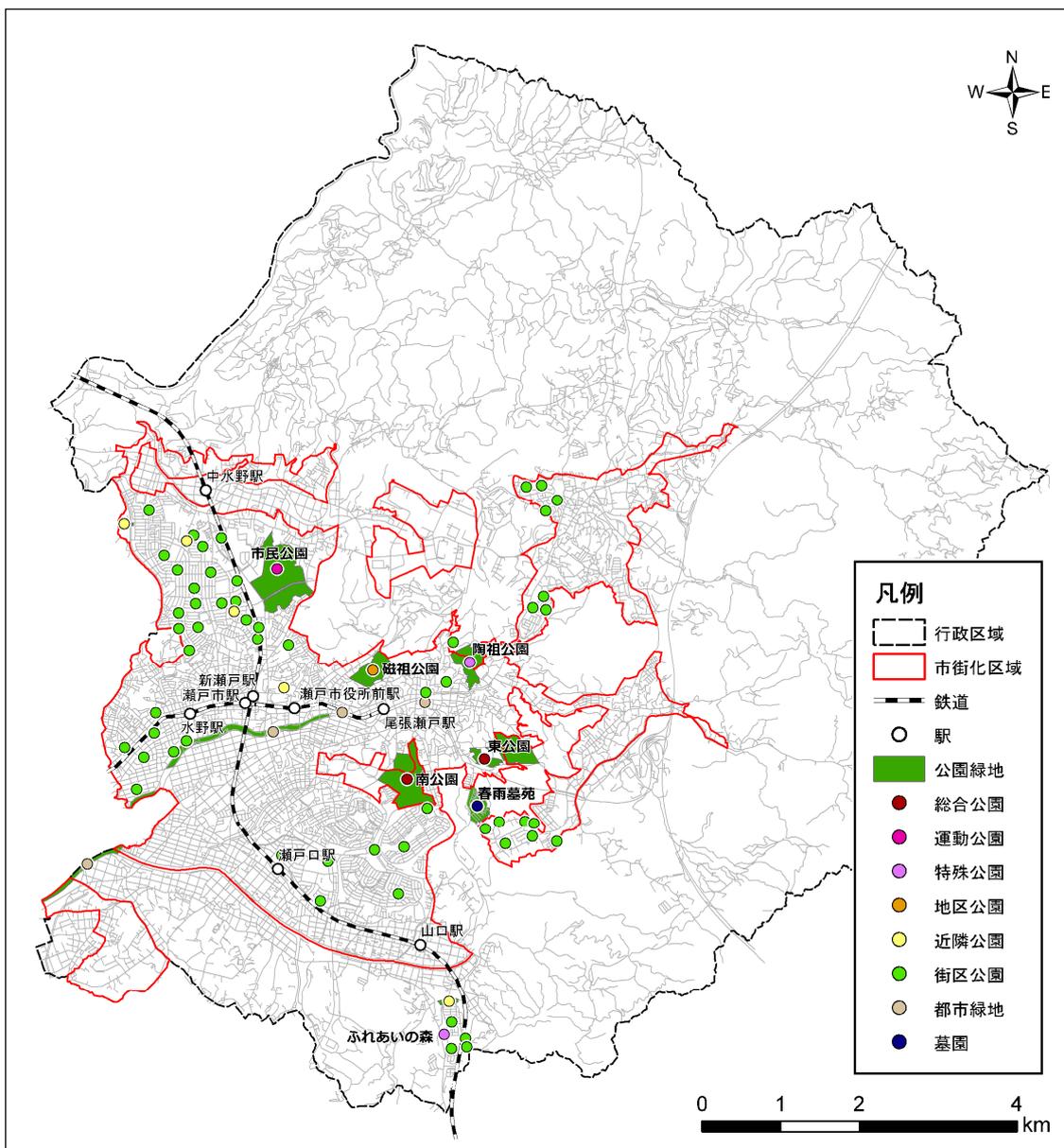
1) 都市公園の概況

① 設置数

- 本市には、都市公園が71施設あります（計画を含む）。
- 都市公園の内訳は、総合公園2施設、運動公園1施設、特殊公園2施設、地区公園1施設、近隣公園5施設、街区公園55施設、都市緑地4施設、墓園1施設となっています。

表 2-9 都市公園の設置数

区分	設置数
総合公園	2
運動公園	1
特殊公園	2
地区公園	1
近隣公園	5
街区公園	55
都市緑地	4
墓園	1
合計	71



資料：瀬戸市資料

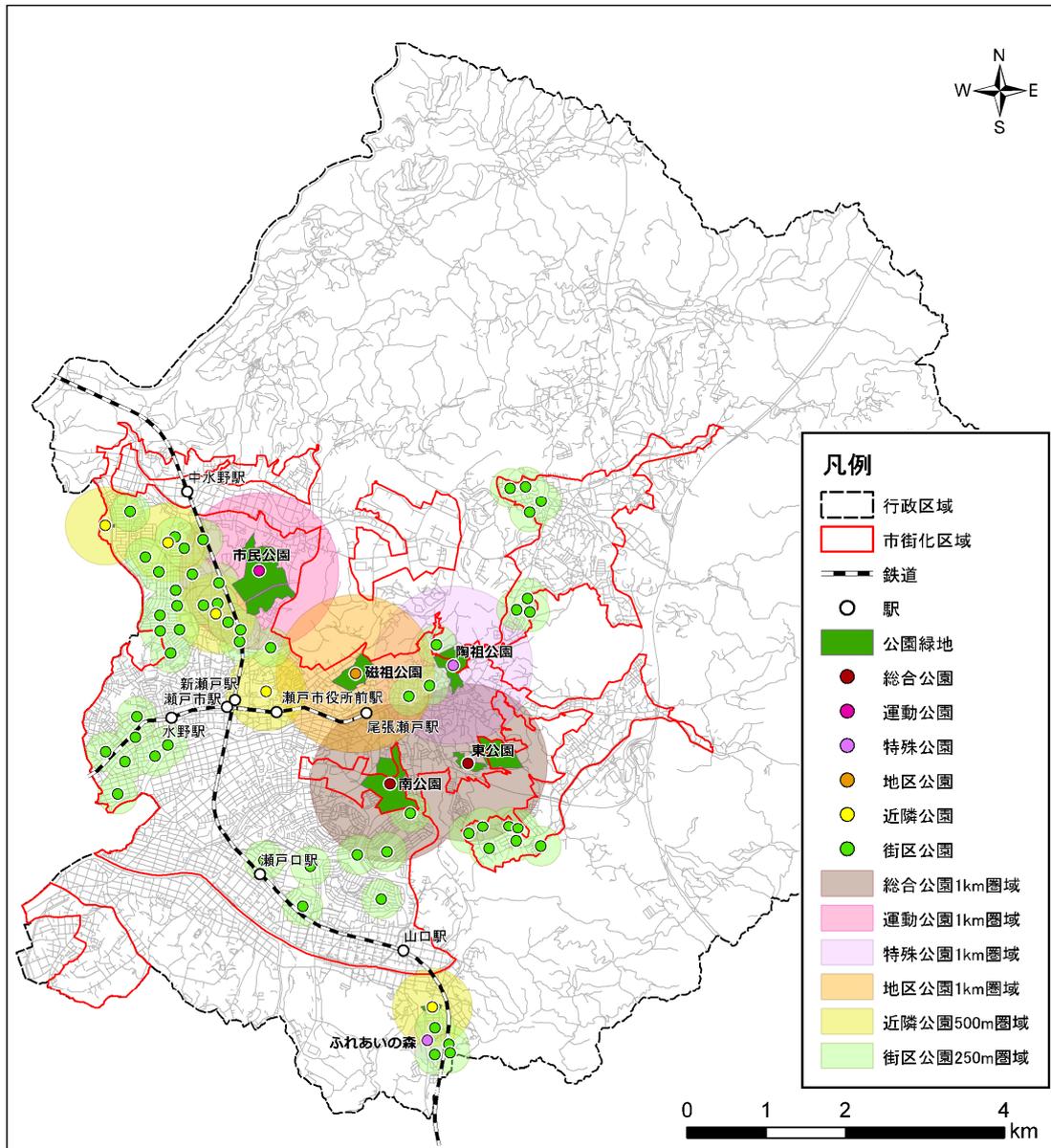
図 2-22 都市公園位置図

②分布状況

- 市街化区域の中央部には、面積規模の大きい南公園、東公園、陶祖公園が立地しています。また、水野団地等の面的整備がなされた地域では、一定数の街区公園が確保されています。
- 一方、市街化区域の南側は、所々で街区公園が立地しているものの、北側と比較すると公園数が少なく、都市公園のカバー圏に含まれない地域が多く存在しています。都市公園の多くは市街化区域内に立地しているものの、都市公園の分布状況に偏りがみられます。



街区公園



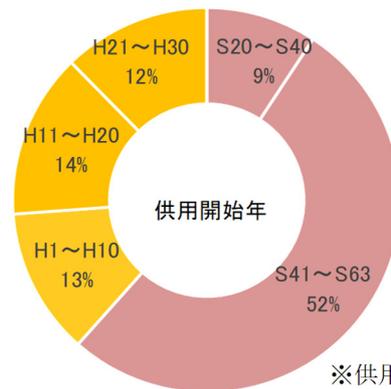
資料：瀬戸市資料

図 2-23 都市公園のカバー圏

③老朽化の状況

- 本市の都市公園は、昭和後期から供用開始しているものが多く、施設等の老朽化が進んでいます。
- 「瀬戸市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）」では、都市公園、ちびっこ広場、児童遊園の老朽度の評価を実施しており、定期的な修繕が必要と評価しているのは、都市公園が 63 施設のうち 43 施設（約 68%）、ちびっこ広場が 151 施設のうち 95 施設（約 63%）、児童遊園が 26 施設のうち 21 施設（約 81%）となっています。

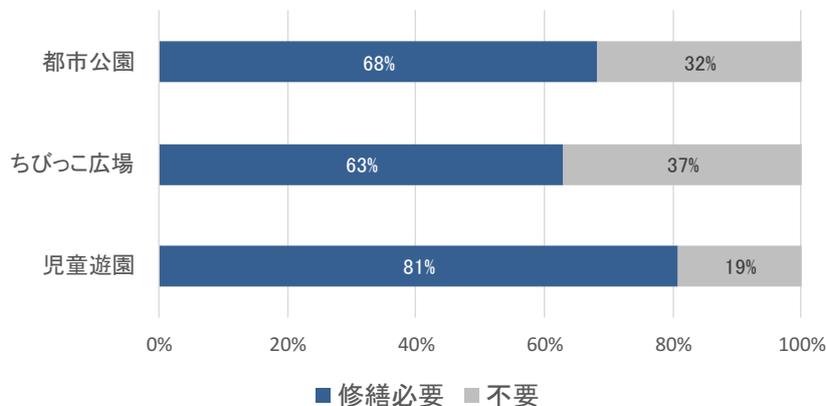
※上記の公園数は、瀬戸市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）策定時点のもの



※供用済みの都市公園 65 施設を対象に集計

資料：瀬戸市資料

図 2-24 都市公園の供用開始年



資料：「瀬戸市公共施設等総合管理計画（H29.3）」をもとに作成

図 2-25 定期的な修繕が必要と評価されている施設の割合



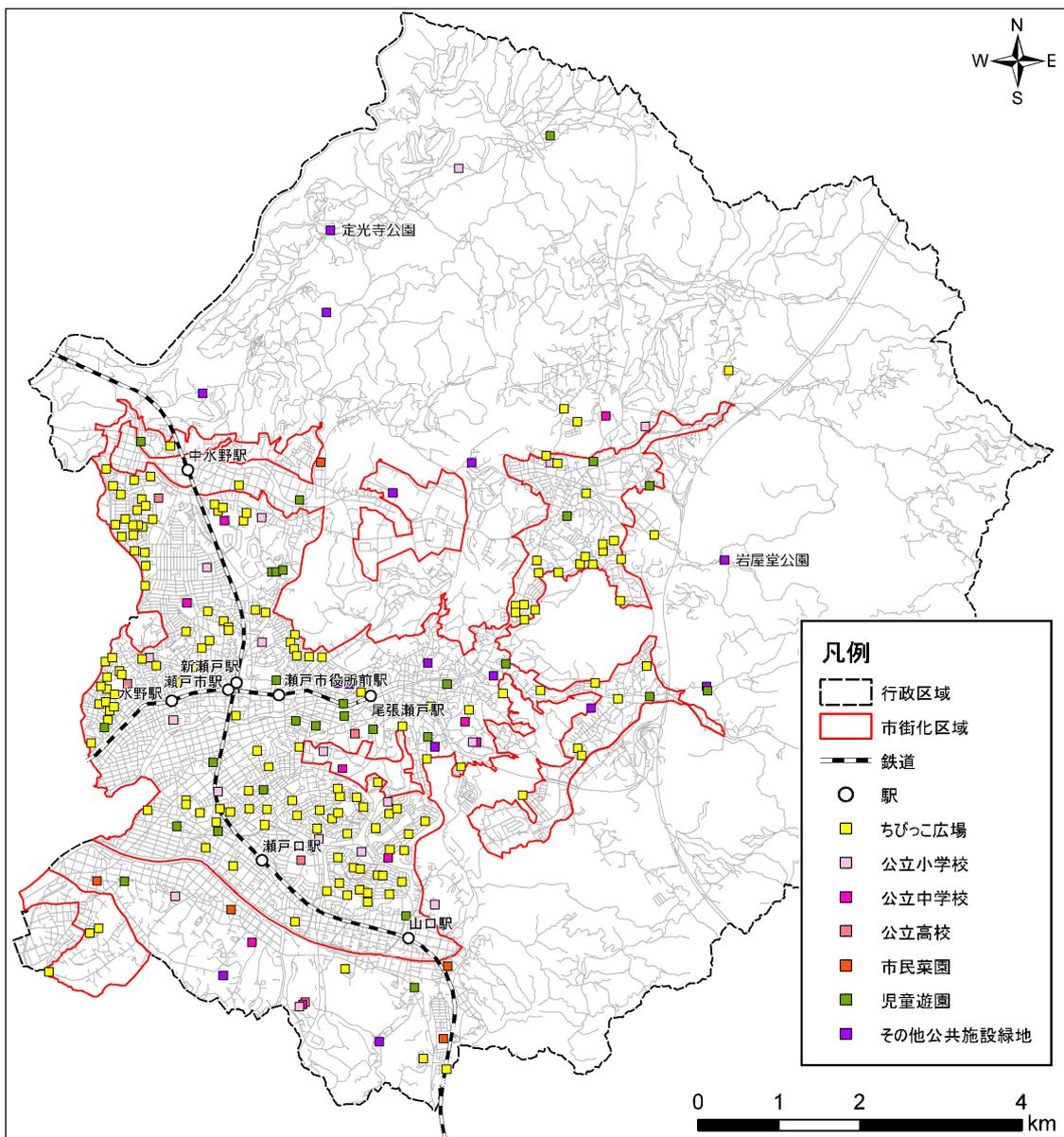
老朽化した施設

2) 公共施設緑地

- 都市公園以外にも、本市には市民の身近な公園として、ちびっこ広場が 155 施設、児童遊園が 26 施設あります。これらの公園の大部分は、人口密度が高い住宅団地を中心に点在しています。
- また、本市には、農業体験ができる市民菜園が 5 箇所あります。
- その他にも、小学校・中学校・高等学校などの教育施設のほか、集客性の高い観光・レクリエーション資源である岩屋堂公園、定光寺公園などが分布しています。



交通児童遊園



※公立小学校・公立中学校は、「にじの丘学園」開校後を対象に表示している

資料：瀬戸市資料

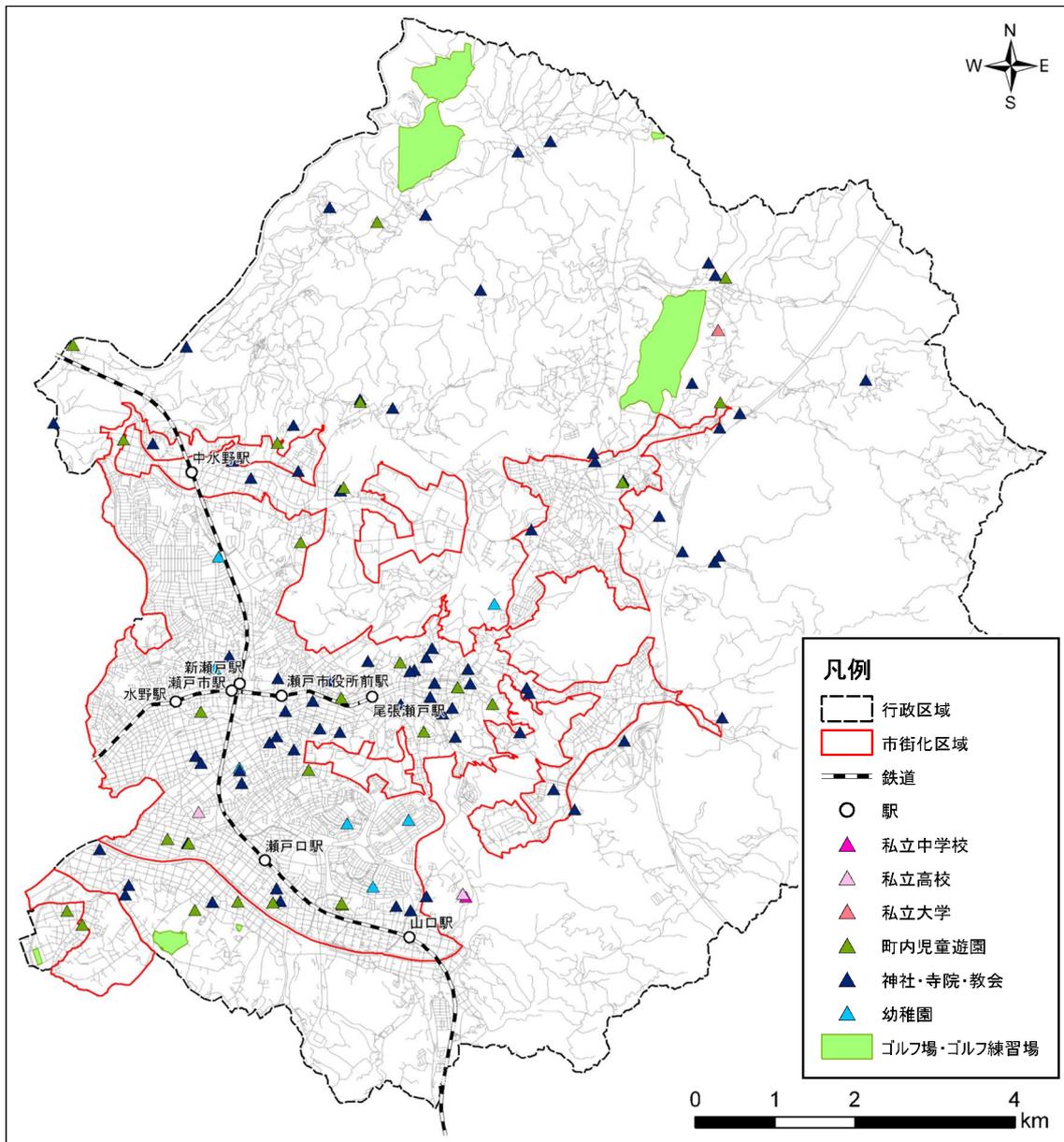
図 2-26 公共施設緑地位置図

3) 民間施設緑地

- 本市には、民有地等を活用し、地元町内会の申請によって設置される町内児童遊園が 26 施設あります。
- また、本市は深川神社をはじめとする神社・寺院を数多く有しています。
- その他にも、私立の中学校・高等学校・大学等などの教育施設のほか、品野台カントリークラブや定光寺カントリークラブといったゴルフ場やゴルフ練習場が分布しています。



深川神社



資料：瀬戸市資料

図 2-27 民間施設緑地位置図

4) 施設緑地の現況量（平成 30 年現在）

- 平成 30 年現在における都市公園の面積は、市全域で 118.4ha となっており、そのうち市街化区域内が 82.3ha、市街化調整区域内が 36.1ha となっています。都市公園の面積の大部分を占めるのは、総合公園である東公園（18.1ha）、南公園（16.4ha）、運動公園である市民公園（36.3ha）となっています。
- 本市の市民一人当たりの都市公園面積は 8.19 m²/人であり、愛知県平均 8.0 m²/人と比較してやや高い水準となっています。
- 公共施設緑地の面積は、市全域で 180.9ha、民間施設緑地の面積は市全域で 286.3ha となっています。
- 都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地の 3 つを合算した施設緑地の現況量は、585.6ha となっています。

表 2-10 施設緑地の現況量

（単位：ha）

区分	細目	現況量（H30年現在）			
		市街化区域	市街化調整区域	合計	
施設緑地	都市公園	総合公園	14.1	20.4	34.5
		運動公園	36.3	0.0	36.3
		特殊公園	5.8	0.6	6.4
		地区公園	1.5	0.0	1.5
		近隣公園	7.0	1.3	8.3
		街区公園	13.8	1.5	15.3
		都市緑地	3.8	0.0	3.8
		墓園	0.0	12.3	12.3
		小計	82.3	36.1	118.4
	公共施設緑地	児童遊園（児童厚生施設）	1.4	3.1	4.5
		ちびっこ広場	5.8	0.5	6.3
		公立学校	62.4	32.3	94.7
		市民菜園	0.0	1.6	1.6
		その他（野球場・駅前広場など）	39.7	34.1	73.8
			小計	109.3	71.6
	民間施設緑地	町内児童遊園（児童厚生施設）	0.7	0.5	1.2
		幼稚園	1.9	0.2	2.1
		私立学校	2.3	41.1	43.4
		社寺境内地	32.3	30.5	62.8
		その他（ゴルフ場など）	0.0	176.8	176.8
			小計	37.2	249.1
施設緑地 合計		228.8	356.8	585.6	

※にじの丘学園及び瀬戸つばき特別支援学校（H30 現在建設中）は、完成したものとみなして緑地量を計上した。

※都市公園及び公共施設緑地の緑地量は、瀬戸市資料による。

※民間施設緑地のうち、町内児童遊園及び社寺境内地は瀬戸市資料、その他は図上求積による。

資料：瀬戸市資料

表 2-11 市民一人当たりの都市公園面積

都市公園面積	市人口	市民一人当たりの都市公園面積
106.1ha	129,550人	8.19 m ² /人

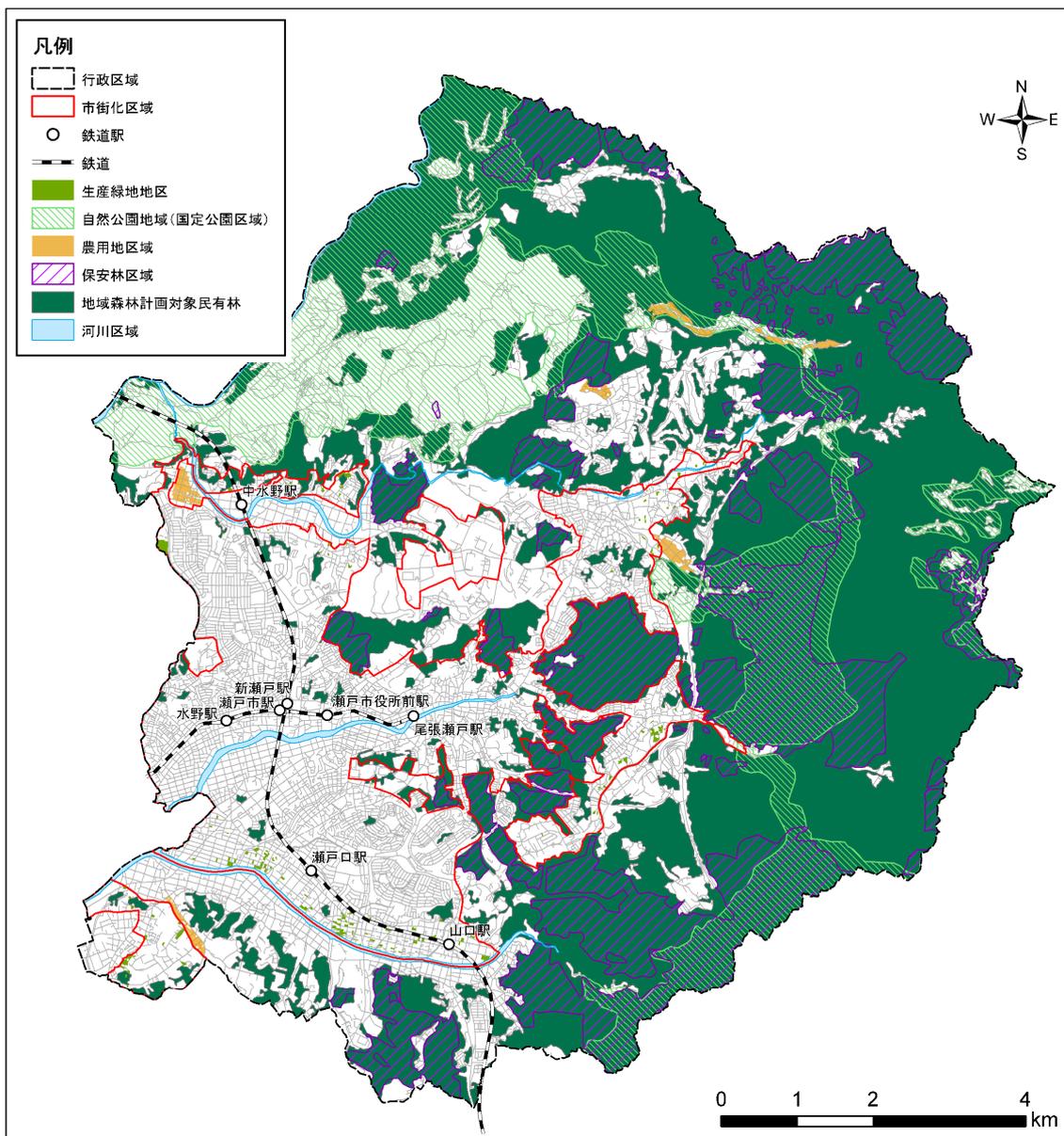
※上記の都市公園面積は、墓園を除く。

※市人口は、住民基本台帳によるもの（平成 31 年 4 月 1 日現在）。

(3) 地域制緑地

1) 地域制緑地の分布状況

- 本市を含む愛知県北東部の丘陵地域は、東海自然歩道を骨格として愛知高原国定公園区域に指定されています。本市においては、主に市域の北部から南東部にかけて広がる山地部が、当該国定公園区域に指定されています。
- また、森林計画に関わる法適用として、保安林区域と地域森林計画対象民有林の2種類の指定があり、いずれも市街化調整区域の山地部を中心に指定されています。
- 水野川沿いや蛇ヶ洞川沿いの農地など、一部の農地は農用地区域に指定されています。
- 市街化区域においても、地域森林計画対象民有林の指定が一部で見られるほか、矢田川の右岸側などで生産緑地地区の指定が見られます。



資料：瀬戸市資料
：愛知県オープンデータカタログ
：国土数値情報（国土交通省）

図 2-28 地域制緑地分布図

2) 地域制緑地の現況量（平成 30 年現在）

- 本市には、地域制緑地に該当する緑地として、生産緑地地区、自然公園地域、農用地区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林、河川区域があります。
- 緑地の重複面積を控除すると、地域制緑地の現況量は 8,644.2ha となっており、森林計画に関わる保安林区域、及び地域森林計画対象民有林がその大部分を占めています。

表 2-12 地域制緑地の現況量

(単位 : ha)

区分	細目	現況量 (H30年現在)			
		市街化区域	市街化調整区域	合計	
地域制緑地	法によるもの	生産緑地地区	20.5	0.0	20.5
		自然公園地域(国定公園区域)	1.2	2,395.8	2,397.0
		農用地区域	0.0	39.0	39.0
		保安林区域	3.8	5,076.2	5,080.0
		地域森林計画対象民有林	149.6	5,402.4	5,552.0
		河川区域	55.6	69.6	125.2
地域制緑地 合計 (単純合計)		230.7	12,983.0	13,213.7	
(地域制緑地間の重複面積)		(0.0)	(4,569.5)	(4,569.5)	
地域制緑地の現況量 (地域制緑地間の重複を控除)		230.7	8,413.5	8,644.2	

※生産緑地地区は、瀬戸市資料による。

※自然公園地域、農用地区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林は、土地に関する統計年報による。

※河川区域は、図上求積による。

※重複面積は、瀬戸市資料、愛知県オープンカタログ、国土数値情報データを用いて図上求積した。

※各データの出典が異なるため、単純合計から重複面積を控除した地域制緑地の現況量は参考値となる。

資料：瀬戸市資料

：土地に関する統計年報〔平成 30 年版〕(愛知県)

：愛知県オープンデータカタログ

：国土数値情報 (国土交通省)



都市農地
(生産緑地地区)



海上の森
(地域森林計画対象民有林)



瀬戸川
(河川区域)

(4) 緑地の現況量

- 本市の緑地は、主に市街化調整区域内に指定されている国定公園区域、保安林区域、及び地域森林計画対象民有林の3つが大部分を占めています。市街化調整区域の緑地面積は8,632.6ha、市街化区域の緑地面積は435.3haとなっています。
- 施設緑地と地域制緑地を合算した緑地の現況量は、9,067.9haとなっています。

表 2-13 緑地の現況量

(単位 : ha)

区分	細目	現況量 (H30年現在)				
		市街化区域	市街化調整区域	合計		
施設緑地	都市公園	総合公園	14.1	20.4	34.5	
		運動公園	36.3	0.0	36.3	
		特殊公園	5.8	0.6	6.4	
		地区公園	1.5	0.0	1.5	
		近隣公園	7.0	1.3	8.3	
		街区公園	13.8	1.5	15.3	
		都市緑地	3.8	0.0	3.8	
		墓園	0.0	12.3	12.3	
		小計	82.3	36.1	118.4	
	公共施設緑地	児童遊園 (児童厚生施設)	1.4	3.1	4.5	
		ちびっこ広場	5.8	0.5	6.3	
		公立学校	62.4	32.3	94.7	
		市民菜園	0.0	1.6	1.6	
		その他 (野球場・駅前広場など)	39.7	34.1	73.8	
		小計	109.3	71.6	180.9	
	民間施設緑地	町内児童遊園 (児童厚生施設)	0.7	0.5	1.2	
		幼稚園	1.9	0.2	2.1	
		私立学校	2.3	41.1	43.4	
		社寺境内地	32.3	30.5	62.8	
		その他 (ゴルフ場など)	0.0	176.8	176.8	
			小計	37.2	249.1	286.3
	施設緑地 合計		228.8	356.8	585.6	
	地域制緑地	法によるもの	生産緑地地区	20.5	0.0	20.5
			自然公園地域(国定公園区域)	1.2	2,395.8	2,397.0
			農用地区域	0.0	39.0	39.0
			保安林区域	3.8	5,076.2	5,080.0
			地域森林計画対象民有林	149.6	5,402.4	5,552.0
河川区域			55.6	69.6	125.2	
		地域制緑地 合計 (単純合計)	230.7	12,983.0	13,213.7	
(地域制緑地間の重複面積)		(0.0)	(4,569.5)	(4,569.5)		
地域制緑地の現況量 (地域制緑地間の重複を控除)		230.7	8,413.5	8,644.2		
緑地現況量 合計 (単純合計)		459.5	13,339.8	13,799.3		
(施設緑地と地域制緑地の重複面積)		(24.2)	(137.7)	(161.9)		
緑地の現況量 (施設緑地と地域制緑地の重複を控除)		435.3	8,632.6	9,067.9		

※にじの丘学園及び瀬戸つばき特別支援学校 (H30 現在建設中) は、完成したものとみなして緑地量を計上した。

※各細目の緑地量は、表 2-10 施設緑地の現況量、または表 2-12 地域制緑地の現況量を参照。

※重複面積は、瀬戸市資料、愛知県オープンカタログ、国土数値情報データを用いて図上求積した。

※各データの出典が異なるため、単純合計から重複面積を控除した緑地の現況量は参考値となる。

資料：瀬戸市資料

：土地に関する統計年報 [平成 30 年版] (愛知県)

：愛知県オープンデータカタログ

：国土数値情報 (国土交通省)

(5) 目標達成の検証

1) 前回計画で設定した目標水準

前回計画（平成 10 年度策定）では、目標年次を平成 22 年とし、目標年次における緑地割合の目標水準を下表のように設定しています。

表 2-14 平成 22 年の目標水準（前回計画で設定）

	将来市街地面積に対する割合	都市計画区域面積に対する割合
緑地割合	15.6 %	63.7 %

2) 目標達成の検証

平成 22 年時点と平成 30 年現在のそれぞれの時点において、目標水準の達成状況を検証します。なお、前回計画と同じ細目で集計した平成 22 年時点と平成 30 年現在の緑地量は、「3) 緑地の現況量の変化」に示します。

① 平成 22 年時点における目標達成状況

■ 検証結果

都市公園の増加や地域森林計画の対象区域の拡大によって緑地面積が増加したことで、市街化区域、都市計画区域ともに、目標水準を達成しています。

- 平成 22 年時点の緑地割合は、市街化区域が 16.1%、都市計画区域が 81.0%となっており、市街化区域、都市計画区域ともに、目標水準を上回る結果となっています。
- 平成 10 年から平成 22 年にかけて増加している緑地の 1 つは都市公園であり、105.5ha から 119.7ha と 14.2ha 増加しています。
- 地域制緑地は、農用地区域の面積が 158.0ha から 39.0ha と 119.0ha 減少している一方で、地域森林計画対象民有林が 4,943.0ha から 5,569.0ha と 626.0ha 増加しています。

表 2-15 平成 22 年時点の緑地割合

	市街化区域	都市計画区域
H22 緑地面積	428.7 ha	9,036.2 ha
H22 区域面積	2,655.0 ha	11,161.0 ha
H22 緑地割合	16.1 %	81.0 %
H22 目標水準	15.6 %	63.7 %

② 平成 30 年現在における目標達成状況

■ 検証結果

平成 22 年時点から緑地量の大きな増減はなく、平成 30 年現在においても、市街化区域、都市計画区域ともに、目標値を達成しています。

- 平成 30 年現在の緑地割合は、市街化区域が 16.2%、都市計画区域が 81.0%と平成 22 年時点の緑地割合と同程度の結果となっており、市街化区域、都市計画区域ともに、目標水準を上回る結果となっています。
- 都市公園は、小中一貫校の整備に伴い、総合公園（東公園）の面積がやや減少していますが、都市公園全体の面積は平成 22 年の値（119.7ha）と同程度（118.4ha）となっています。
- 都市公園を除く施設緑地は、公共施設緑地が 164.8ha から 179.3ha と 14.5ha 増加している一方で、民間施設緑地が 264.9ha から 240.8ha と 24.1ha 減少しています。
- 地域制緑地においても、それぞれの緑地で増減がみられますが、全体の緑地量は平成 22 年の値（8,648.7ha）と同程度（8,644.2ha）となっています。

表 2-16 平成 30 年現在の緑地割合

	市街化区域	都市計画区域
H30 緑地面積	431.0 ha	9,020.7 ha
H30 区域面積	2,655.0 ha	11,140.0 ha
H30 緑地割合	16.2 %	81.0 %
H22 目標水準	15.6 %	63.7 %

3) 緑地の現況量の変化（前回計画策定時、平成22年時点、平成30年現在）

前回計画の緑地量と、前回計画と同じ細目で集計した平成22年時点と平成30年現在の緑地量は、下表のとおりです。

表 2-17 緑地の現況量（前回計画策定時、平成22時点、平成30現在）（単位：ha）

区分	細目	都市計画区域								
		前回計画策定時			H22時点			H30現在		
		市街化区域	市街化調整区域	合計	市街化区域	市街化調整区域	合計	市街化区域	市街化調整区域	合計
都市公園	総合公園	17.5	16.1	33.6	17.5	20.4	37.9	14.1	20.4	34.5
	運動公園	36.3	0.0	36.3	36.3	0.0	36.3	36.3	0.0	36.3
	特殊公園	3.2	9.9	13.1	5.8	0.6	6.4	5.8	0.6	6.4
	地区公園	1.5	0.0	1.5	1.5	0.0	1.5	1.5	0.0	1.5
	近隣公園	5.8	1.3	7.1	7.0	1.3	8.3	7.0	1.3	8.3
	街区公園	9.8	0.3	10.1	12.8	1.4	14.2	13.8	1.5	15.3
	都市緑地	3.8	0.0	3.8	3.8	0.0	3.8	3.8	0.0	3.8
	墓園	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	77.9	27.6	105.5	84.7	35.0	119.7	82.3	36.1	118.4
	施設緑地	児童遊園（児童厚生施設）	1.0	0.1	1.1	1.6	3.1	4.7	1.4	3.1
ちびっこ広場		2.8	0.5	3.3	5.5	0.5	6.0	5.8	0.4	6.3
公立学校		57.1	30.5	87.6	72.8	30.5	103.3	62.4	32.3	94.7
市民菜園		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他（野球場・駅前広場など）		41.4	39.2	80.6	20.6	30.2	50.9	39.7	34.1	73.8
民間施設緑地	小計	102.3	70.3	172.6	100.5	64.3	164.8	109.3	69.9	179.3
	幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	私立学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	社寺境内地	16.6	14.0	30.6	32.3	30.5	62.8	32.3	30.5	62.8
	その他（ゴルフ場など）	2.3	181.5	183.8	0.0	200.6	200.6	0.0	176.8	176.8
地域制緑地	小計	19.4	195.6	215.0	33.2	231.7	264.9	33.0	207.8	240.8
	生産緑地地区	199.6	293.5	493.1	218.3	331.0	549.4	224.5	313.8	538.4
	自然公園地域（国定公園区域）	24.2	0.0	24.2	24.0	0.0	24.0	20.5	0.0	20.5
	農用地区域	4.3	2,392.7	2,397.0	1.2	2,395.8	2,397.0	1.2	2,395.8	2,397.0
	保安林区	0.0	158.0	158.0	0.0	39.0	39.0	0.0	39.0	39.0
地域制緑地	小計	37.3	5,086.7	5,124.0	3.8	5,060.2	5,069.0	3.8	5,076.2	5,080.0
	地域森林計画対象民有林	169.9	4,773.1	4,943.0	150.0	5,419.0	5,569.0	149.6	5,402.4	5,552.0
	河川区域	35.7	78.8	114.5	55.6	69.6	125.2	55.6	69.6	125.2
	地域制緑地 合計	271.4	12,489.3	12,760.7	234.6	12,983.6	13,218.2	230.7	12,983.0	13,213.7
	地域制緑地間の重複を控除した地域制緑地現況量	212.7	6,838.9	7,051.6	(0.0)	(4,569.5)	(4,569.5)	(0.0)	(4,569.5)	(4,569.5)
地域制緑地間の重複面積+施設緑地と地域制緑地の重複面積	緑地現況量 合計	471.0	12,782.8	13,253.8	234.6	8,414.1	8,648.7	230.7	8,413.5	8,644.2
	施設緑地と地域制緑地の重複を控除した緑地現況量	390.6	6,924.7	7,315.3	428.7	8,607.4	9,036.2	431.0	8,589.7	9,020.7

※平成22時点と平成30年現在の緑地量は、前項と同様の集計方法による。

※同じ区分・細目で各年の現況量を比較するため、今回調査で計上対象として新たに追加した施設（市民菜園・幼稚園・私立学校等）は、上表では計上していない。

※一部の細目は、前回調査と今回調査の集計方法が異なるなどの理由により、値が大きく異なっている（社寺境内地など）。

※平成22年時点の細目別の現況量のうち、市街化区域と市街化調整区域の面積内訳が把握できないものは、同じ細目の平成30年現在の市街化区域と市街化調整区域の面積比率を乗じて按分した。

※平成22年時点の地域制緑地間の重複面積、及び施設緑地と地域制緑地の重複面積は、平成30年現在の重複面積と同値として算出した。

※各データの outliers の出典が異なるため、単純合計から重複面積を控除した緑地の現況量は参考値となる。

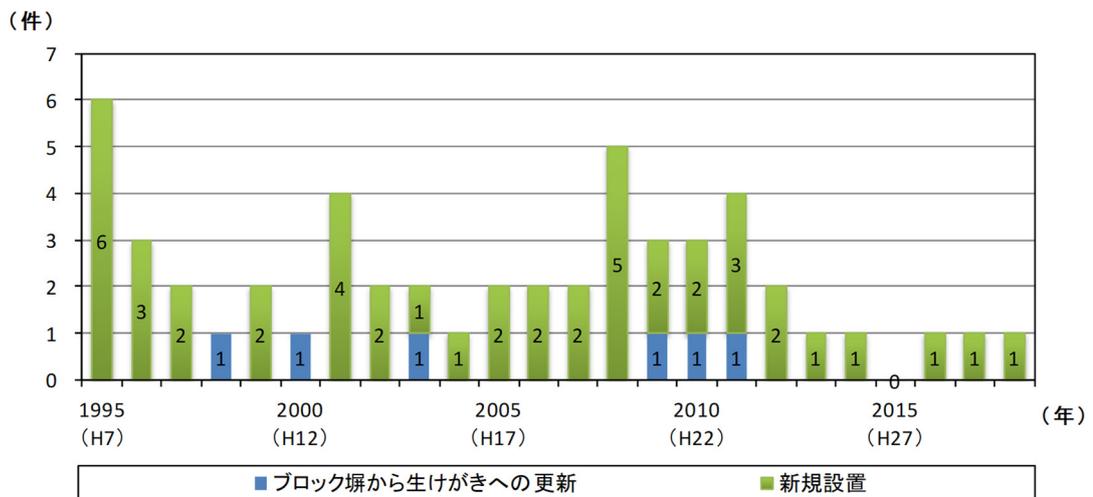
資料：瀬戸市資料、土地に関する統計年報（愛知県）、愛知県オープンデータカタログ、国土数値情報（国土交通省）

(6) 緑化推進の取り組み

- 本市には、代表的な緑の保全と創出の取り組みとして、民有地緑化助成事業（生けがき設置奨励補助金）、花のまちづくり事業（緑化推進奨励補助金）、緑の街並み推進事業（都市緑化推進事業補助金）があります。
- 民有地緑化助成事業は、近年は0～1件／年程度と少ない状況です。
- 都市緑化推進事業のうち、緑の街並み推進事業は、0～3件／年で推移しています。市民参加による花のまちづくり事業の活用は増加傾向にあり、平成30年の件数は23件／年となっています。

表 2-18 緑化推進に関わる事業

名称	内容
民有地緑化助成事業 (生けがき設置奨励補助金)	・市内に住宅地などを所有又は借地している市民が生けがきを設置する場合、設置延長メートルまたは設置に要した額により補助金を交付
花のまちづくり事業 (緑化推進奨励補助金)	・緑化を推進する団体などに対して苗木・花苗・肥料などの費用を予算の範囲内で補助金を交付
緑の街並み推進事業 (都市緑化推進事業補助金)	・愛知県が行う「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」に基づき、市民や事業者が行う民有地の緑化及び市民団体などが行う緑化活動の経費の一部に対し、補助金を交付



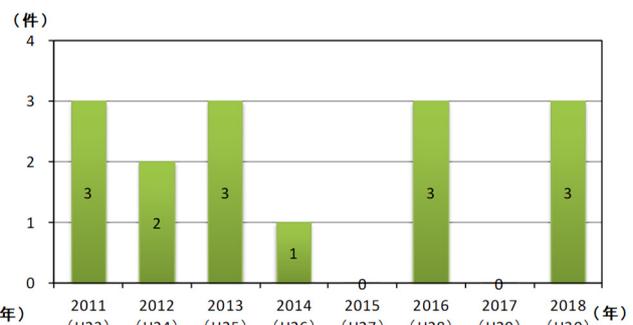
資料：瀬戸市資料

図 2-29 民有地緑化助成事業（生けがき設置奨励補助金）の実績



資料：瀬戸市資料

図 2-30 花のまちづくり事業の実績
(緑化推進奨励補助金)



資料：瀬戸市資料

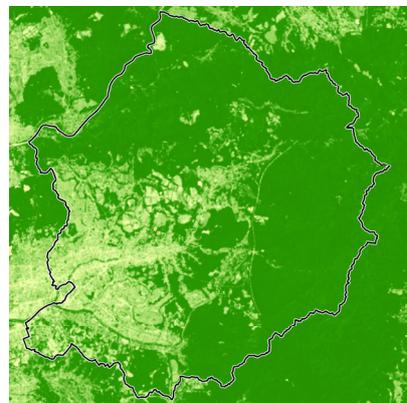
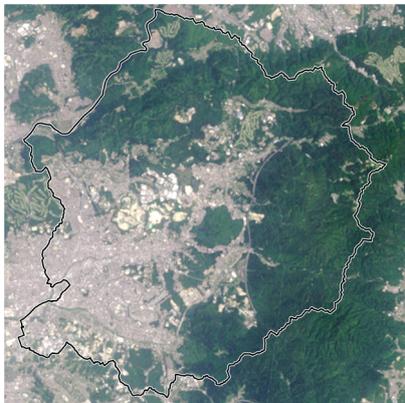
図 2-31 緑の街並み推進事業の実績
(都市緑化推進事業補助金)

(7) 緑被の状況

- 市全域に対する本市の緑被率^{*}は 82%となっています。
- 本市の土地利用の半数以上を占める「森林」が分布する市街化調整区域を中心に、緑被地が広がっています。

※緑被率

特定地域に占める緑被地の割合をいう。緑被地とは、樹林地・草地・水辺地及び公園・緑地など、植物の緑で被覆された土地、もしくは緑で被覆されていなくとも自然的環境の状態にある土地の総称をいう。



出典：USGS
衛星画像（2018年6月撮影）

正規化植生指標（NDVI）算出結果

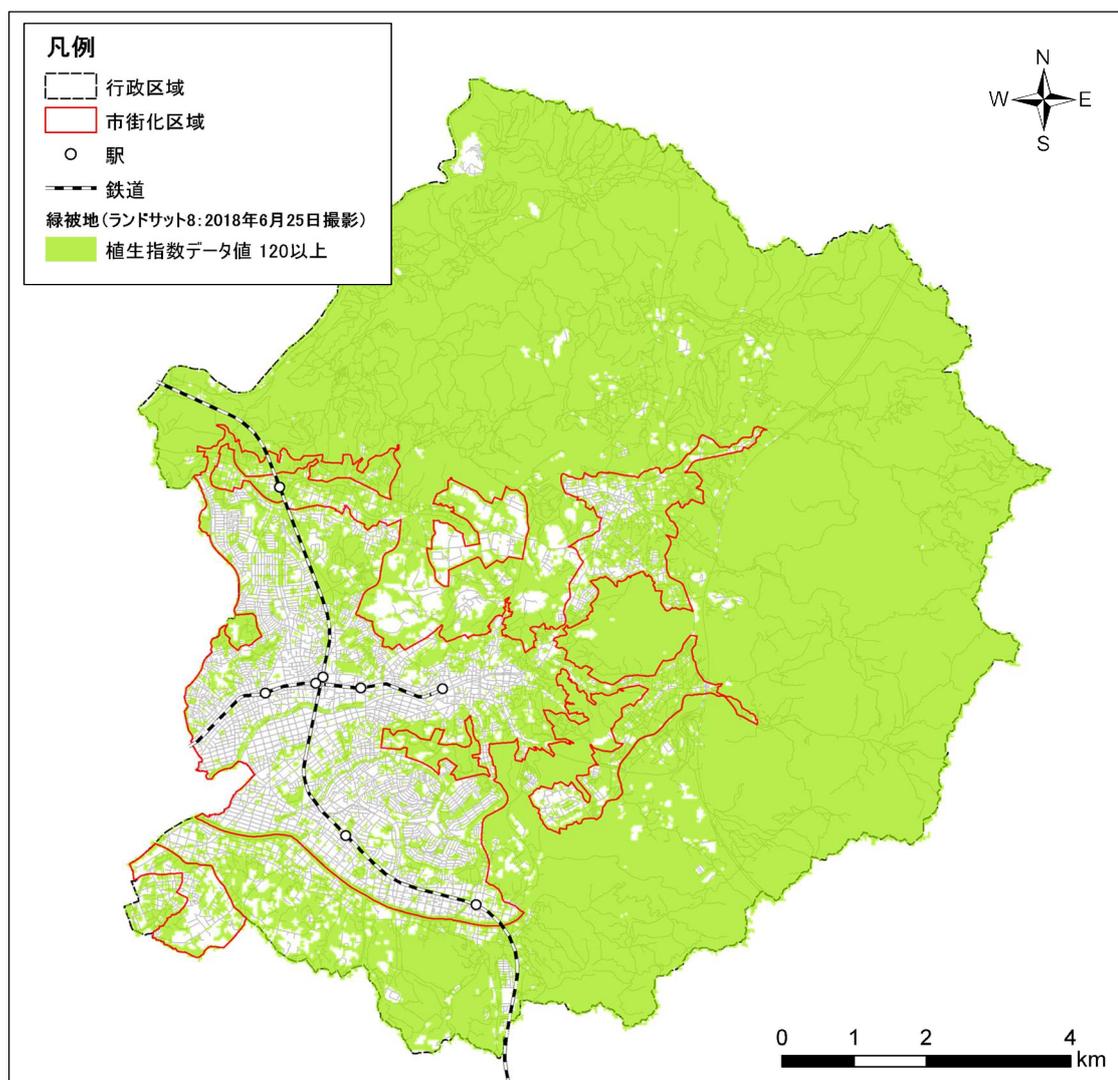


図 2-32 緑被図（2018年6月）

4. 市民意向

(1) 調査概要

1) 調査の目的

緑地の保全や緑化の推進のための施策検討に向けて、市民の緑の量に対する認識や日常生活における公園の利用実態、緑地の保全や緑化の推進に向けた行政や市民の取り組みに関する意向などについて把握するため、市民アンケート調査を実施しました。

2) 調査対象

- ・瀬戸市に居住する満 20 歳以上の市民 2,000 人（無作為抽出）

3) 調査範囲

- ・瀬戸市全域

4) 調査方法

- ・調査対象者宛に、調査票及び返送封筒を郵送配布
- ・回収は市役所への返送による

5) 調査期間

- ・発 送：平成 31 年 1 月 18 日（金）
- ・返送期限：平成 31 年 1 月 31 日（木）

6) 回収票数

回収票数は 853 票、回収率は 42.7%となりました。

年代別の回収状況は、20 歳代が 12%、30 歳代が 15%、40 歳代が 19%、50 歳代が 15%、60 歳代が 14%、70 歳代以上が 25%となっており、各年代から概ね均等に回答を得ています。

表 2-19 配布票数・回収票数・回収率

配布票数	回収票数	回収率
2,000	853	42.7%

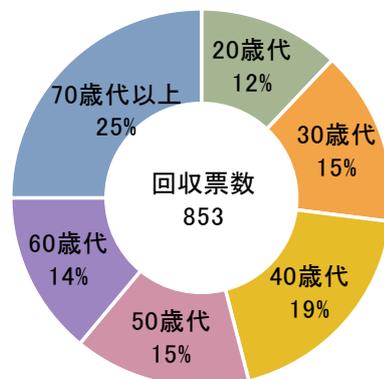


図 2-33 年代別の回収状況

(2) 調査結果

1) 瀬戸市の緑について

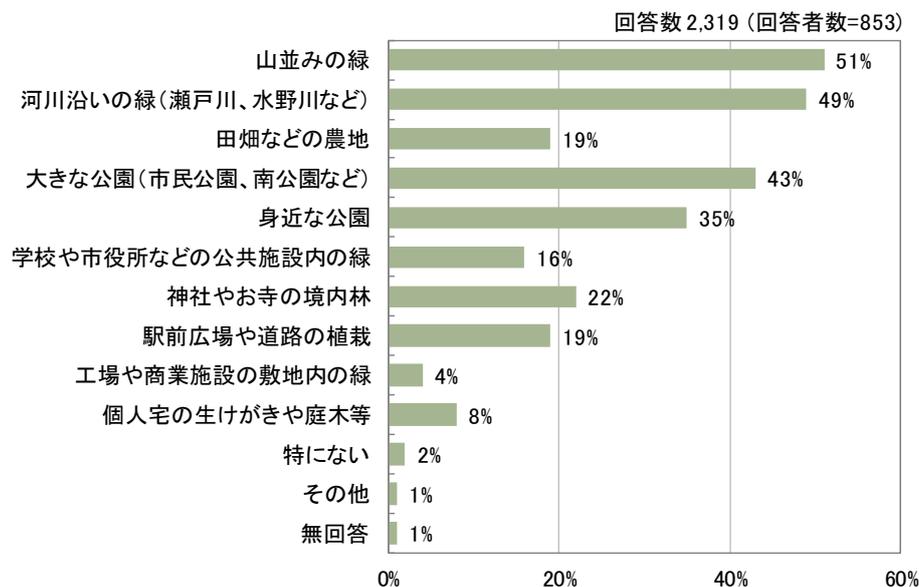
設問 あなたがお住まいの地域周辺の「緑の量」をどのように感じていますか。

- お住まいの地域周辺の「緑の量」について、『緑は多い』または『どちらかと言えば、緑は多い』と回答した方は、66%となっています。



設問 あなたにとって瀬戸市の「大切な緑」は何ですか。(3つまでの複数回答)

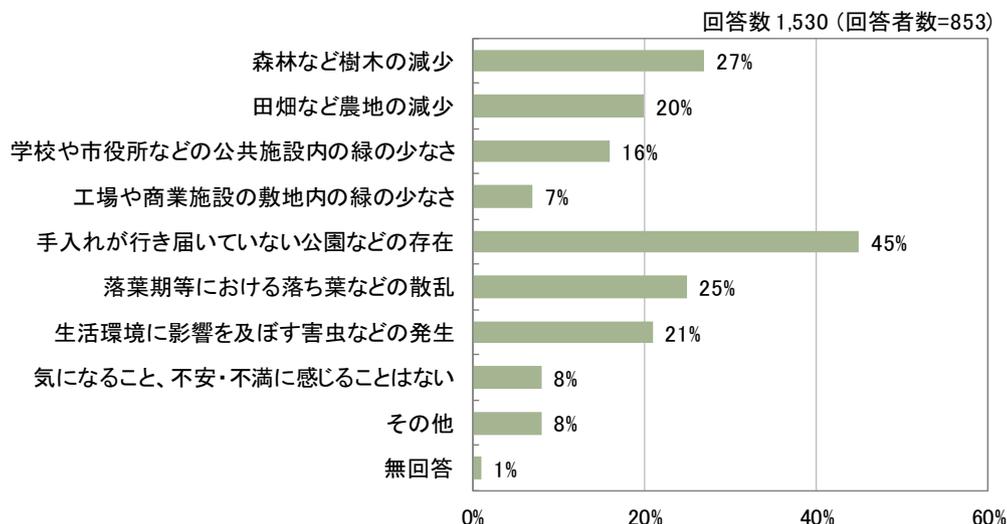
- 本市の「大切な緑」については、『山並みの緑』が 51%と最も多く、次いで『河川沿いの緑』が 49%、『大きな公園』が 43%、『身近な公園』が 35%の順で続いています。



設問 本市の緑について「気になること、不安・不満に感じること」はありますか。

(2つまでの複数回答)

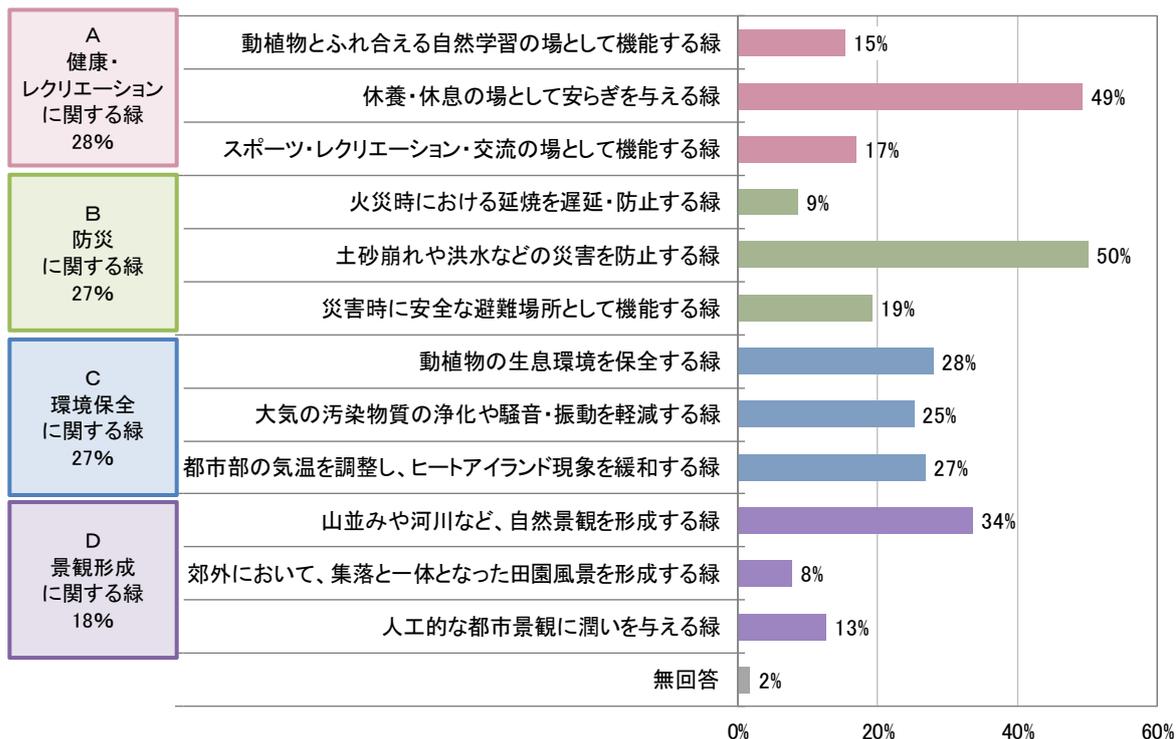
- 本市の緑の「気になること、不安・不満に感じること」については、『手入れが行き届いていない公園などの存在』が45%と最も多く、次いで『森林など樹木の減少』が27%、『落葉期等における落ち葉などの散乱』が25%の順で続いています。



設問 本市において、今後、守るべき緑または新しく増やすべき緑はどのような機能をもつ緑だとお考えですか。(3つまでの複数回答)

- 緑の4機能で比較すると、『A健康・レクリエーションに関する緑』が28%と最も多く、『B防災に関する緑』及び『C環境保全に関する緑』が、同程度の割合で並んでいます。
- 12分類で比較すると、機能Bの『土砂崩れや洪水などの災害を防止する緑』が50%、機能Aの『休養・休息の場として安らぎを与える緑』が49%となっており、2つの緑が突出しています。

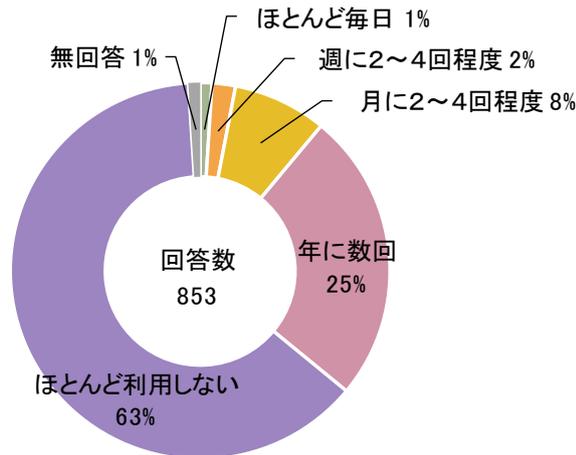
回答数 2,521 (回答者数=853)



2) 公園の利用状況について

設問 あなたは半日から一日程度の時間を過ごすことができる市内の大きな公園（市民公園、南公園など）をどの程度利用していますか。

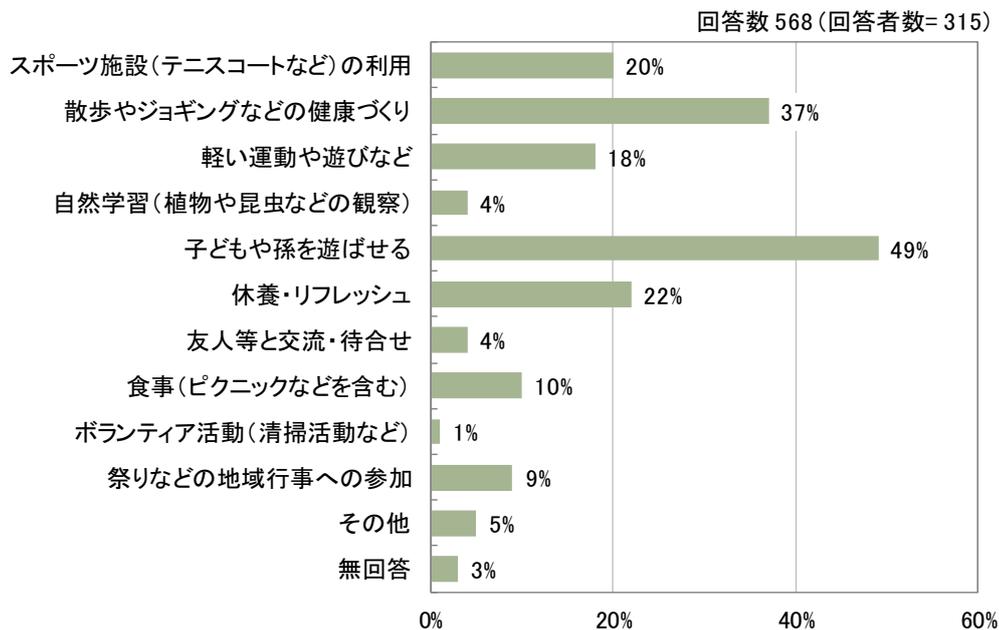
- 市内の大きな公園の利用について、『ほとんど利用しない』が63%となっています。
- 利用する方であっても、利用頻度は『年に数回』が25%と最も多く、週に2回以上利用する方は3%となっています。



設問 市内の大きな公園を利用する目的は何ですか。（複数回答可）

＜設問『市内の大きな公園をどの程度利用していますか』において、「ほとんど毎日」「週に2~4回程度」「月に2~4回程度」「年に数回」と回答した場合のみ対象＞

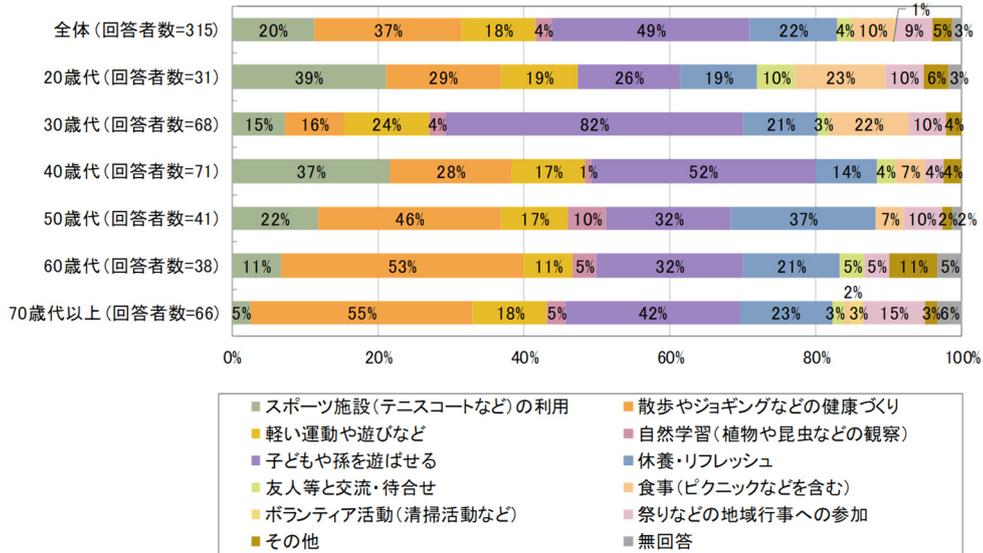
- 大きな公園を利用する目的は、『子どもや孫を遊ばせる』が49%と最も多く、次いで『散歩やジョギングなどの健康づくり』が37%の順で続いています。



設問 市内の大きな公園を利用する目的は何ですか。(複数回答可) ※年代別集計

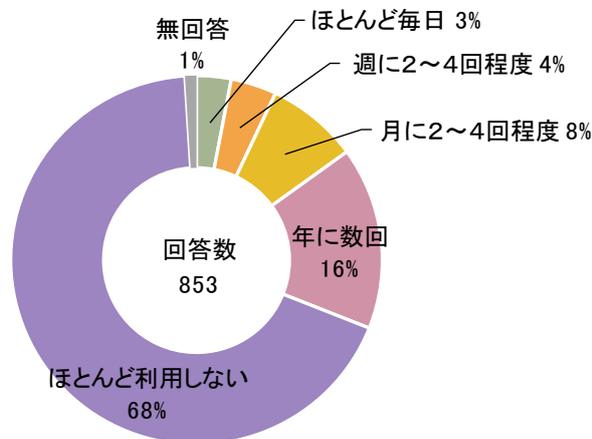
《設問『市内の大きな公園をどの程度利用していますか』において、「ほとんど毎日」「週に2～4回程度」「月に2～4回程度」「年に数回」と回答した場合のみ対象》

- 利用する割合が高い30歳代～40歳代が利用する目的は、『子どもや孫を遊ばせる』が最も多い結果となっています。
- 50歳代～70歳代が利用する目的は、『散歩やジョギングなどの健康づくり』が最も多い結果となっています。



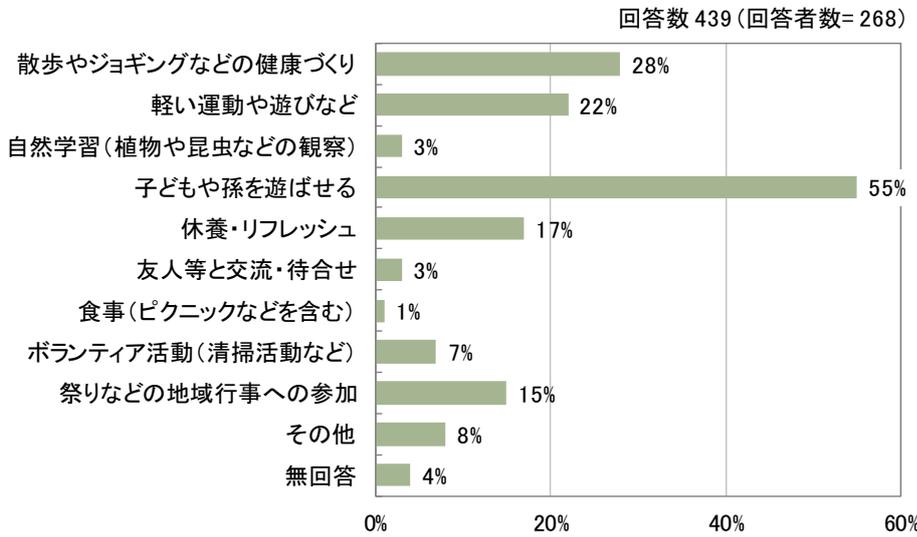
設問 あなたはご自宅の周辺にある身近な公園（市民公園、南公園よりも小さな公園、ちびっこ広場など）をどの程度利用していますか。

- 身近な公園の利用について、『ほとんど利用しない』が68%となっています。
- 利用する方であっても、利用頻度は『年に数回』が16%と最も多く、週に2回以上利用する方は7%となっています。



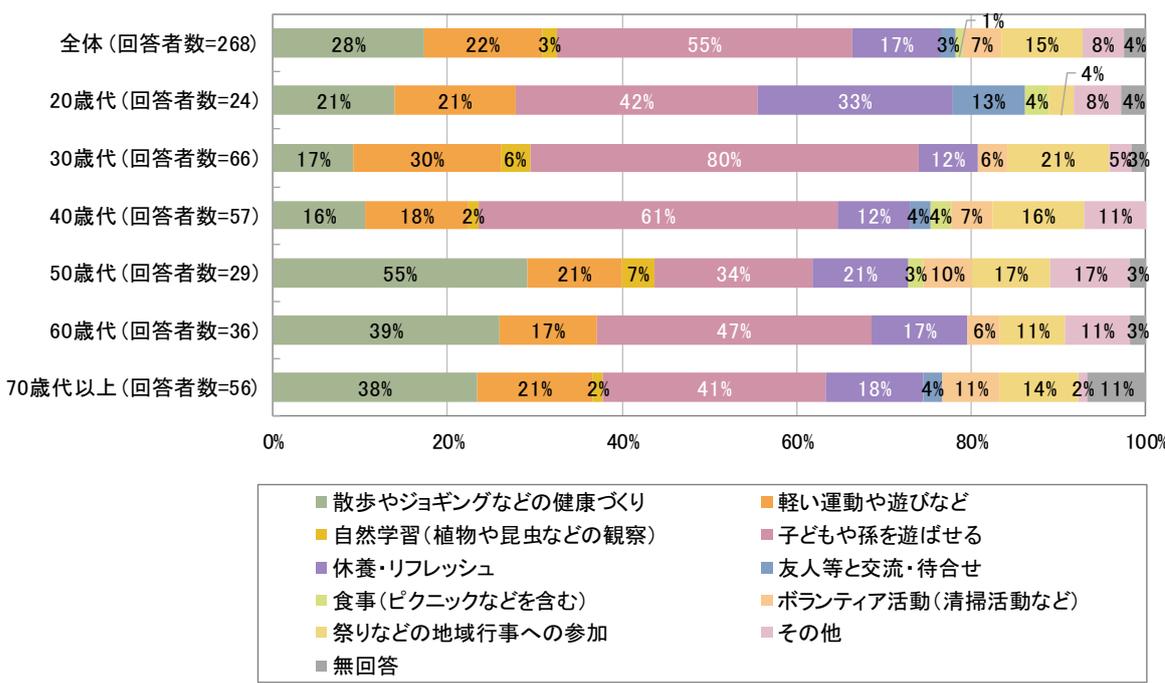
設問 ご自宅の周辺にある身近な公園を利用する目的は何ですか。(複数回答可)
 <<設問『身近な公園をどの程度利用していますか』において、「ほとんど毎日」「週に2～4回程度」「月に2～4回程度」「年に数回」と回答した場合のみ対象>>

- 身近な公園を利用する目的は、『子どもや孫を遊ばせる』が55%と最も多く、次いで『散歩やジョギングなどの健康づくり』が28%の順で続いています。



設問 ご自宅の周辺にある身近な公園を利用する目的は何ですか。(複数回答可) ※年代別集計
 <<設問『身近な公園をどの程度利用していますか』において、「ほとんど毎日」「週に2～4回程度」「月に2～4回程度」「年に数回」と回答した場合のみ対象>>

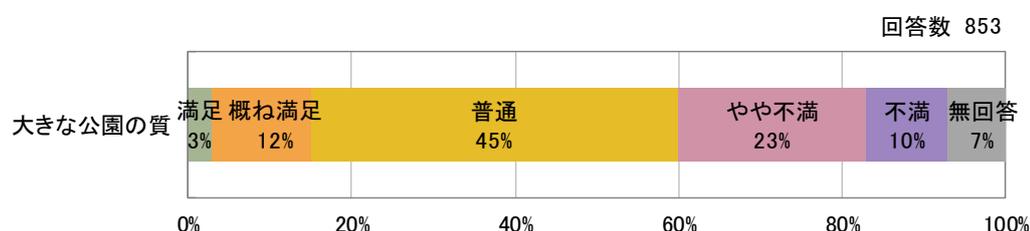
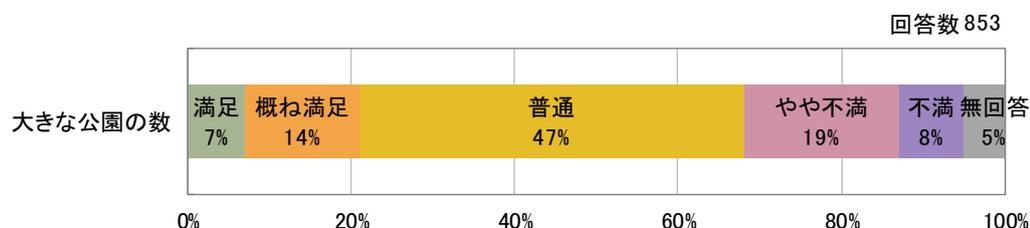
- 身近な公園を利用する目的は、30歳代～40歳代の利用者は『子どもや孫を遊ばせるため』が最も多い結果となっています。一方、50歳代～70歳代の利用者は、20歳代～40歳代よりも『散歩やジョギングなどの健康づくり』と回答した割合が高くなっています。



3) 公園の整備について

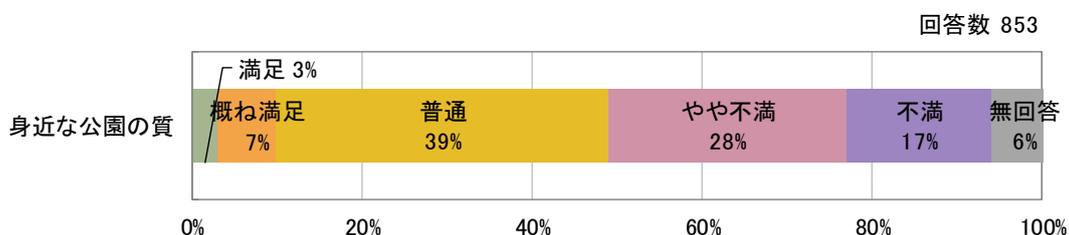
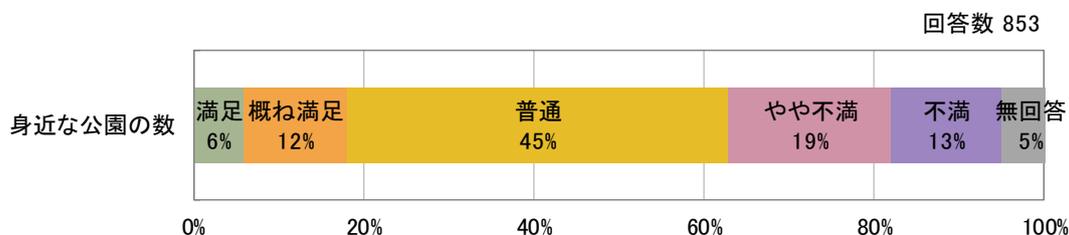
設問 あなたは半日から一日程度の時間を過ごすことができる市内の大きな公園（市民公園、南公園など）の数と質についてどのようにお考えですか。

- 市内の大きな公園について、数よりも質に不満を感じている傾向にあります。



設問 ご自宅の周辺にある身近な公園（市民公園、南公園よりも小さな公園、ちびっこ広場など）の数と質についてどのようにお考えですか。

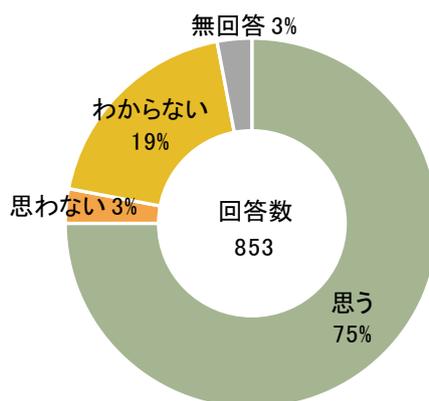
- 身近な公園についても、数よりも質に不満を感じている傾向にあります。



4) 公園の管理について

設問 本市においても、他都市のように、行政・市民・民間企業等が連携して、公園や緑地の美化・愛護活動を行っていくような取り組みが必要だと思いますか。

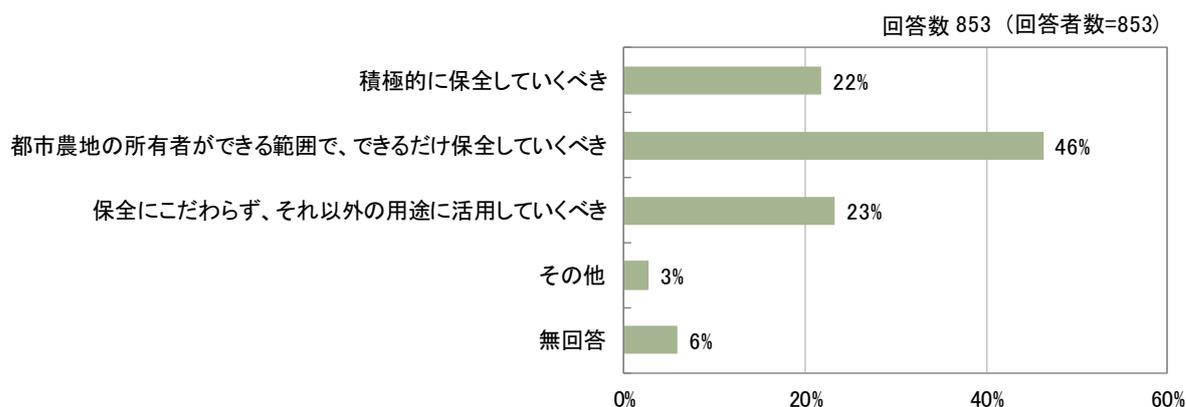
- 行政・市民・民間企業等が連携した公園や緑地の美化・愛護活動について、『必要だと思う』と回答した方が75%、『必要だと思わない』と回答した方が3%となっています。



5) 都市農地について

設問 今後、本市の都市農地のあり方についてどのようにお考えですか。

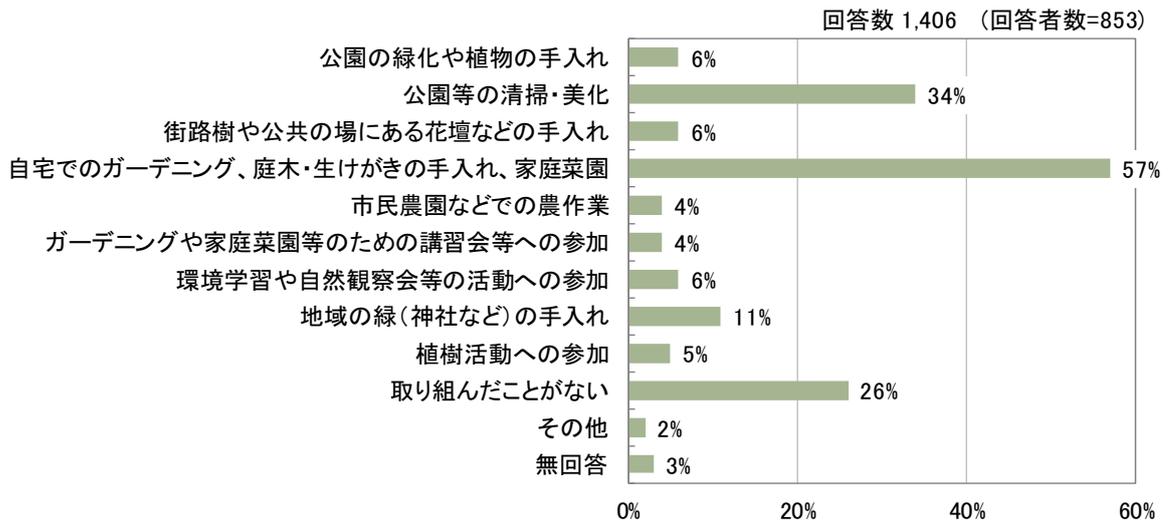
- 都市農地の所有・未所有に関わらず、都市農地を『積極的に保全していくべき』または『都市農地の所有者ができる範囲で、できるだけ保全していくべき』と回答した方は68%となっています。
- 『それ以外の用途に活用していくべき』と回答した方は23%となっています。



6) 緑に関する取り組みについて

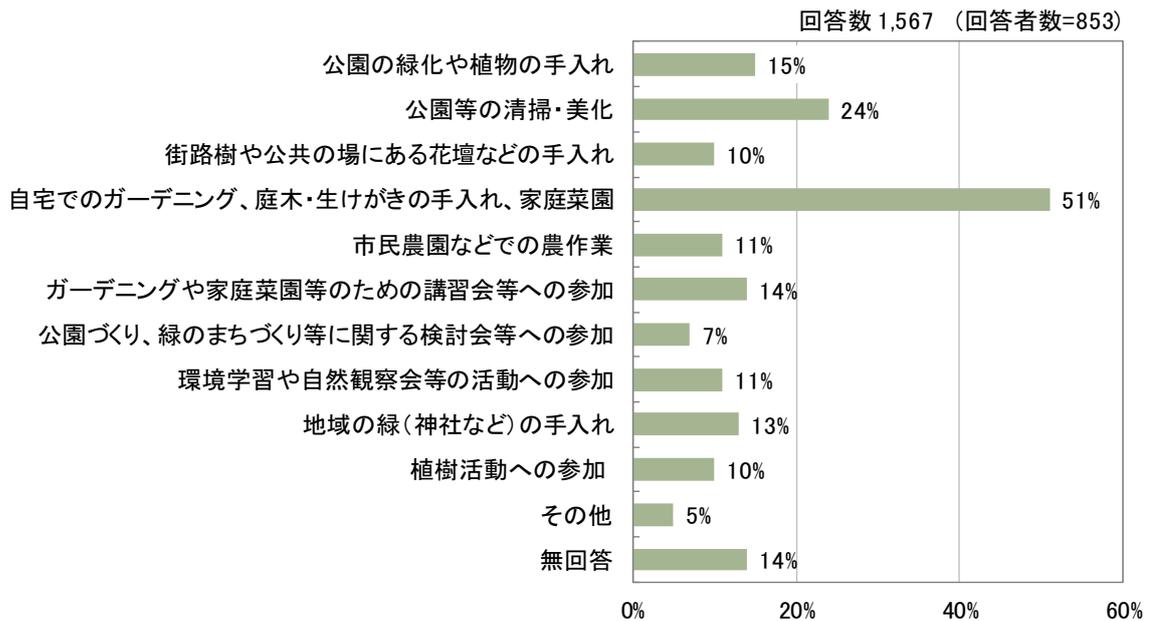
設問 緑に関して、これまでに取り組んだことがある活動はありますか。(複数回答可)

- 緑に関するこれまでの取り組みについて、『自宅でのガーデニング、庭木・生けがきの手入れ、家庭菜園』と回答した方が57%と最も多く、次いで『公園等の清掃・美化』が34%の順で続いています。
- 一方、『取り組んだことがない』と回答した方は26%となっています。



設問 緑に関する取り組みについて、関心のある活動はありますか。(3つまでの複数回答)

- 関心のある活動について、『自宅でのガーデニング、庭木・生けがきの手入れ、家庭菜園』と回答した方が51%と最も多く、次いで『公園等の清掃・美化』が24%の順で続いています。





第3章 分析・評価及び課題の整理

第3章 分析・評価及び課題の整理

1. 緑の評価

(1) 評価の視点

都市における緑は、自然の状態のまま保たれるものではなく、行政・市民・企業などが適正な保全・整備・管理を行うことで存続するものであり、様々な機能を有しています。

本計画では、緑が有する機能を「市民と自然が共生する都市環境を保全する緑(環境保全)」、「市民の活力と都市の魅力を創出する緑(健康・レクリエーション)」、「都市の防災性と市民の安全性を高める緑(防災)」、「潤いやゆとりをもたらす良好な景観を形成する緑(景観形成)」の4つに分類し、本市の緑を分析・評価します。

<p>市民と自然が共生する 都市環境を保全する緑 (環境保全)</p> 	<ul style="list-style-type: none">● 生物の生息環境となる緑のほか、大気汚染の改善やヒートアイランド現象・騒音・振動を緩和する緑など、都市環境を維持・改善する緑です。
<p>市民の活力と 都市の魅力を創出する緑 (健康・レクリエーション)</p> 	<ul style="list-style-type: none">● 自然とのふれあいの場や日常的な遊び・健康づくりの場となる緑のほか、来訪者にとっての娯楽・観光の拠点となる緑です。
<p>都市の防災性と 市民の安全性を高める緑 (防災)</p> 	<ul style="list-style-type: none">● 災害発生時における避難場所や避難路としての機能を担うほか、延焼防止や集中豪雨等に伴う土砂災害の防止など、防災機能を向上する緑です。
<p>潤いやゆとりをもたらす 良好な景観を形成する緑 (景観形成)</p> 	<ul style="list-style-type: none">● 四季の変化を実感できる自然景観を形成する緑のほか、歴史や文化などを感じられる緑、都市景観に潤いと秩序を与える緑など、様々な景観を形成する緑です。

図 3-1 緑の評価の視点

(2) 機能別の評価

1) 市民と自然が共生する都市環境を保全する緑(環境保全)

- 愛知高原国定公園に指定された森林一帯や、矢田川、瀬戸川、水野川、蛇ヶ洞川は、本市の骨格を形成するとともに、様々な動植物の生息地となっており、生物多様性を維持する緑として機能しています。
- 瀬戸川の河川敷の緑は、植生の分布が少ない市街地において貴重な緑となっています。
- 本市の北部から南東部にかけては、豊かな自然植生の森林があり、その中でも、定光寺公園周辺には、定光寺本堂、岩屋堂公園周辺には、岩屋堂、雲興寺などの歴史的資源が一体的に保全されています。
- 市街化調整区域に広がる農地や生産緑地地区に指定された農地は、農産物の生産を担うとともに、都市環境に空間的なゆとりを与える緑として機能しています。
- 菱野団地などの住宅団地内や穴田企業団地などの工業団地内にある緩衝緑地、(都)小田妻線などの幹線道路の街路樹や植樹帯は、市街地における気温の緩和や大気汚染の改善など、都市環境を維持・改善する緑として機能しているものと考えられます。
- 神社・寺院の境内林は、市民の生活環境にゆとりを与えるとともに大切な緑として認識されています。

2) 市民の活力と都市の魅力を創出する緑(健康・レクリエーション機能)

- 岩屋堂公園、定光寺公園、海上の森は、本市を代表する観光・レクリエーション資源です。また、岩屋堂公園、定光寺公園などの資源を結ぶように東海自然歩道が整備されています。これらの観光・レクリエーション資源は、森林部に広がる広域的な自然体験の場として機能しています。
- あいち海上の森センターは、森林や里山に関する学習と交流の拠点となっています。
- 本市の主要なイベントとして、春は「せと陶祖まつり」、秋は「せともの祭」が開催されています。「せと陶祖まつり」では、深川神社、陶祖公園などが一部催事の会場として利用されています。「せともの祭」では、窯神神社、宮前公園のほか、瀬戸川沿いが一体的に祭りの会場として利用されています。
- 瀬戸市民体育大会が開催されている市民公園をはじめ、市内に立地するスポーツ施設やグラウンドは、健康増進と交流を生み出す場として機能しています。
- 都市公園のほか、児童遊園、ちびっこ広場、小中学校の運動場は、市民における日常生活圏の健康・レクリエーションの場として機能しています。
- 市民菜園は、農業体験を通じて緑とふれあえる場となっています。

3) 都市の防災性と市民の安全性を高める緑(防災)

- 保安林区域に指定されている森林や矢田川、瀬戸川、水野川などの主要河川は、土砂災害・水害などの自然災害を抑制・防止する役割が期待されます。
- 市街化調整区域に広がる農地は、豪雨時などに雨水を貯留して洪水などの水害を防止する役割が期待されます。
- 生産緑地地区に指定された農地や市民菜園などの都市農地においても、水害を防止する機能のほか、災害時の避難場所や火災時の延焼を防止する役割が期待されます。
- 小中学校の運動場や都市公園内にあるグラウンド、地域交流センターや公民館などの施設は、避難場所としての機能を有しています。
- 街路樹を有する幹線道路のほか、主要河川、都市公園、小中学校の運動場、グラウンドなどのオープンスペースは、火災発生時に延焼を防止する機能を有しています。

4) 潤いやゆとりをもたらす良好な景観を形成する緑(景観形成)

- 岩屋堂公園や定光寺公園は、本市の主要な観光・レクリエーション資源であるとともに、定光寺本堂、岩屋堂、雲興寺など本市を代表する歴史・景観資源を有しています。また、市域の南東部に位置する森林には、やきもの文化に関連する小長曾陶器窯跡などの窯跡や古墳が残されています。これらの歴史・景観資源は、森林や里山などの自然環境と一体となって本市の景観を形成しています。
- 洞地区をはじめ市街地においては、窯神社、深川神社、宝泉寺などの歴史資源と窯跡の杜、窯垣などのやきもの文化に関連する資源が“やきものまち”の景観を形成しています。
- 東公園、南公園、陶祖公園のほか、市街地部を中心に分布している都市公園は、市街地に潤いとゆとりを与える緑として機能しています。
- やきものの装飾が施された橋梁が架かる瀬戸川は、瀬戸市らしさを感じられるシンボリックな河川となっています。また、その河川敷は、市街地に潤いとゆとりを与える親水性の高い水辺空間を有しています。
- 街路樹や神社・寺院の境内林は、都市の景観を向上する緑としての役割を担っています。

2. 緑の課題

本市は、森林、里山、河川などの緑によって豊かな自然環境が形成されています。これらの緑は、本市を代表する景観資源であり、さらには生物多様性の観点からも重要な役割を果たしています。そのため、これらの緑を**“まもり”**、未来へ受け継いでいく必要があります。

一方、市街地部の緑はここ20年間でわずかに増加しているものの、都市公園等は老朽化が進み、市民ニーズも多様化しています。また、祭り・イベントの会場として利用されている神社・寺院や農業に触れることができる生産緑地地区・市民菜園など、市民生活に関わりが深い緑も数多く分布しています。そのため、市民ニーズに応じた新たな緑を**“創出する”**とともに、今ある緑を**“いかしていく”**取り組みが求められています。

また、本市において、緑をまもり、つくり、いかす取り組みを進めていくためには、市民や事業者などの理解や協力が不可欠です。そのため、これらの緑の取り組みを促進していくための**“環境づくり”**も同時に進めていく必要があります。

そこで、これまでの緑の現況調査や市民アンケート調査、緑の評価などを踏まえて、**“保全”**、**“推進”**、**“管理・活用”**、**“育成”**の4つの視点から本市の緑の課題を整理します。



図 3-2 緑の課題の視点

“保全”に関する課題

①森林・河川の保全

- 市域に広がる森林や矢田川、瀬戸川、水野川、蛇ヶ洞川といった河川は、本市の骨格を形成しており、市民にとっても本市の大切な緑として認識されています。これらの森林や河川は、生物多様性を維持していくうえでも重要な緑であり、保護・保全を図っていく必要があります。



本市の骨格を形成する瀬戸川

②農地の保全、営農の維持

- 市街地周辺に広がる農地は、農作物の生産地として機能するだけでなく、自然景観を形成するとともに、水害などを抑制・防止する役割が期待されます。農家数や経営農地面積は減少傾向にある中、農地の保全、営農の維持を図っていく必要があります。
- 市街地に分布する生産緑地地区は、農作物の生産以外にも避難場所や延焼防止などの防災機能を担う緑地です。今後も減少が続くと予想される中、保全を図るための検討が求められています。



市街地周辺に広がる農地

③歴史・景観資源の保全

- 神社・寺院などの歴史資源ややきもの文化に関連する資源は、森林や里山では自然環境と一体的な景観を形成し、市街地では“やきもののまち”の景観を形成しています。また、神社・寺院の境内林は、市民にとって大切な緑として認識されています。これらの歴史・景観資源を次代に継承していくために、保全が必要です。

“推進”に関する課題

①都市公園等の適正な配置

- 本市の市民一人当たりの都市公園面積は県平均を上回っていますが、都市公園等の配置には偏りがみられます。地域格差を改善するために、都市公園等の適正な配置を検討する必要があります。



都市公園の1つである市民公園

②都市公園等の質の向上

- 市内の公園は、市民にとって大切な緑の1つとして認識されているものの、多くの市民が公園を利用していない状況です。また、利用する市民も年代によって利用目的が異なっています。市民ニーズや地域の特性を踏まえて既存公園を再編し、民間活力の導入などを含めて公園の質を高めていく必要があります。

③市民や事業者などによる緑化活動の促進

- 本市には、市民や事業者の緑化活動を支援する事業がありますが、一部の事業の実績は、年数件に留まっています。市民や事業者などによる緑化活動を促進する施策を展開していく必要があります。

“管理・活用”に関する課題

①観光・レクリエーション資源の活用

- 岩屋堂公園、定光寺公園、海上の森などは、観光や自然体験の場として利用されています。また、深川神社、窯神神社、陶祖公園、宮前公園などは、本市の主要な祭り・イベントの会場として利用されています。市民や来訪者の交流やにぎわいを生み出すこれらの観光・レクリエーション資源は、今後も継続的な活用が求められます。

②都市公園等の防災機能の確保

- 都市公園等は、南海トラフ巨大地震の発生のほか近年全国的に増加している土砂災害などの災害の発生に備えて、更新とあわせて防災機能を高めていく必要があります。

③都市公園等の管理・運営

- 市民は公園の管理に対して不安・不満を感じています。一方で、市民にとって関心が高い緑の取り組みの1つが、公園の清掃・美化活動となっています。都市公園等の適切な維持管理を図っていくために、管理・運営体制のあり方を検討する必要があります。



管理が行き届いていない公園

④街路樹などの維持管理

- 幹線道路沿いに設置された街路樹などは、気温の緩和や大気汚染の改善を担う緑として機能しているものと考えられます。今後は維持管理面の検討が必要です。

⑤生産緑地、市民菜園の活用

- 生産緑地地区は、指定解除の増加が見込まれる中、緑地量の維持に向けた新たな活用の可能性について検討する必要があります。
- 市民菜園は、市民が気軽に農作業を体験できる貴重な緑であり、利用の促進を図っていく必要があります。

“育成”に関する課題

①緑の保全に対する市民の理解度の向上

- 森林や里山の緑、河川の緑、歴史・景観資源となる緑など、本市にとって重要な緑を次代に引き継いでいくために、市民などに理解を深める取り組みを展開していく必要があります。



市民によって作られた緑化空間

②支援事業の充実、効果的な情報の発信

- 市民や事業者などによる緑の保全、推進、管理・活用などに関わる活動を促進するために、様々な主体が自主的に活動できる土壌づくりが必要です。また、様々な主体の活動を促進するために、支援事業の充実化を図っていく必要があります。
- 緑の保全・推進・管理等に関わる活動への積極的な参加を促すために、市民や事業者などに対して効果的な情報発信を行う必要があります。

■課題体系図 ～“保全”と“推進”の課題～

緑の現況 (第2章)

自然的・社会的条件、緑地の現況		
1	植生	P. 5
2	貴重な動植物	P. 6
3	土地利用	P. 8
4	森林環境	P. 9
5	農業環境	P. 9
6	歴史・景観 (窯跡、古墳)	P. 13
7	歴史・景観 (神社・寺院など)	P. 15
8	歴史・景観 (景観資源)	P. 16
9	緑地の現況量の変化	P. 32

市民アンケート調査		
1	本市の大切な緑	P. 36
2	今後の都市農地のあり方	P. 42

自然的・社会的条件、緑地の現況		
1	スポーツ施設・グラウンド	P. 12
2	都市公園の分布状況	P. 22
3	都市公園等の老朽化の状況	P. 23
4	施設緑地の現況量	P. 26
5	緑化推進の取り組み	P. 33

市民アンケート調査		
1	本市の大切な緑	P. 36
2	関心のある緑の取り組み	P. 43
3	公園の利用頻度、目的	P. 38



機能別評価の分類

- 環境: 環境保全機能
- レク: 健康・レクリエーション機能
- 防災: 防災機能
- 景観: 景観形成機能

捉えるべき特性

◆森林・河川について

- 本市の北部から南東部にかけて広がる森林、及び東西方向に流れる矢田川、瀬戸川、水野川、蛇ヶ洞川といった河川は、本市の骨格を形成するとともに、様々な動植物の生息地となっています。 [環境・防災・景観]
- 市民アンケート調査の結果において、山並みや河川沿いの緑は、本市の大切な緑の1つとして認識されています。本市の森林は市域面積の半分以上を占めていますが、その面積は減少傾向にあります。 [環境・防災・景観]

◆農地について

- 市街地周辺に広がる農地は、森林や里山と一体となって自然景観を形成しているほか、洪水などの被害を抑制・防止する役割が期待されます。しかしながら、農地面積は減少傾向にあります。さらに農家数、経営農地面積も減少が続いています。 [環境・防災・景観]
- 都市農地である生産緑地地区においても、農地面積は減少しています。さらに生産緑地地区は、指定から30年後に買取り申出が可能となるため、2022年以降、より一層の減少が懸念されます。 [環境・防災]
- 市民アンケート調査では、農地の所有・未所有に関わらず都市農地の保全を求める意向が強い結果となっています。 [環境・防災]

◆歴史・景観資源について

- 本市の森林や里山には、多くの歴史・景観資源が分布しています。定光寺公園周辺や岩屋堂公園周辺には、定光寺本堂、岩屋堂、雲興寺などがあり、市域の南東部に位置する森林には、やきもの文化に関連する小長曾陶器窯跡などの窯跡や古墳が残されています。これらの歴史・景観資源は、森林などの自然環境と一体となって景観を形成しています。洞地区を含む市街地においても、窯神社、深川神社、宝泉寺などの歴史資源と窯跡の杜、窯垣などのやきもの文化に関連する資源が“やきものまち”の景観を形成しています。 [環境・レク・景観]
- 市民アンケート調査の結果において、神社・寺院の境内林は、本市の大切な緑の1つとして認識されています。 [環境・景観]

捉えるべき特性

◆都市公園、スポーツ施設などについて

- 都市公園、児童遊園、ちびっこ広場、小中学校の運動場は、市民の日常生活圏における健康・レクリエーションの場として機能しています。また、瀬戸市民体育大会が開催されている市民公園をはじめ、市内に立地するスポーツ施設やグラウンドは、健康増進と交流を生み出す場として機能しています。 [レク・防災]
- 本市の市民一人当たりの都市公園面積は8.19㎡/人となっており、県平均よりは高い水準を確保していますが、都市公園等の分布状況には偏りがあります。 [レク・防災]
- 本市の都市公園は、昭和後期から供用しているものが多く老朽化が進んでいます。 [レク・防災]
- 市民アンケート調査の結果において、市内の大きな公園や身近な公園は、本市の大切な緑の1つとして認識されています。しかしながら、6割以上の市民の方が公園を利用していません。また、利用目的は年代によって異なります。 [レク・防災]

◆市民などによる緑化活動について

- 市民や事業者の緑化活動を支援する事業のうち、民有地緑化助成事業（生けがき設置奨励補助金）や緑の街並み推進事業（都市緑化推進事業補助金）の近年の実績は、いずれも毎年1～3件程度に留まっています。一方、花のまちづくり事業（緑化推進奨励補助金）の近年の実績は増加傾向にあり、おおよそ5年間で1.5倍増加しています。
- 市民アンケート調査の結果において、市民の関心が高い緑の取り組みは、「自宅で取り組める緑化活動（ガーデニング、庭木・生けがきの手入れ、家庭菜園）」となっています。また、市民の7割以上は「これまでに緑に関する取り組みを行ったことがある」と回答しています。

緑の課題 (第3章)

“保全”に関する課題

①森林・河川の保全

- 市域に広がる森林や矢田川、瀬戸川、水野川、蛇ヶ洞川といった河川は、本市の骨格を形成しており、市民にとっても本市の大切な緑として認識されています。これらの森林や河川は、生物多様性を維持していくうえでも重要な緑であり、保護・保全を図っていく必要があります。

②農地の保全、営農の維持

- 市街地周辺に広がる農地は、農作物の生産地として機能するだけでなく、自然景観を形成するとともに、水害などを抑制・防止する役割が期待されます。農家数や経営農地面積は減少傾向にある中、農地の保全、営農の維持を図っていく必要があります。
- 市街地に分布する生産緑地地区は、農作物の生産以外にも避難場所や延焼防止などの防災機能を担う緑地です。今後も減少が続くと予想される中、保全を図るための検討が求められています。

③歴史・景観資源の保全

- 神社・寺院などの歴史資源ややきもの文化に関連する資源は、森林や里山では自然環境と一体的な景観を形成し、市街地では“やきものまち”の景観を形成しています。また、神社・寺院の境内林は、市民にとって大切な緑として認識されています。これらの歴史・景観資源を次代に継承していくために、保全が必要です。

“推進”に関する課題

①都市公園等の適正な配置

- 本市の市民一人当たりの都市公園面積は県平均を上回っていますが、都市公園等の配置には偏りがみられます。地域格差を改善するために、都市公園等の適正な配置を検討する必要があります。

②都市公園等の質の向上

- 市内の公園は、市民にとって大切な緑の1つとして認識されているものの、多くの市民が公園を利用していない状況です。また、利用する市民も年代によって利用目的が異なります。市民ニーズや地域の特性を踏まえて既存公園を再編し、民間活力の導入などを含めて公園の質を高めていく必要があります。

③市民や事業者などによる緑化活動の促進

- 本市には、市民や事業者の緑化活動を支援する事業がありますが、一部の事業の実績は、年数件に留まっています。市民や事業者などによる緑化活動を促進する施策を展開していく必要があります。

■課題体系図 ～“管理・活用”と“育成”の課題～





第4章 計画の方針

第4章 計画の方針

1. 基本理念と緑の将来像

(1) 基本理念

第6次瀬戸市総合計画では、本市の将来像を「住みたいまち 誇れるまち 新しいせと」としています。この将来像には、1000年余りのやきもの文化と、多くのやきものを生み出してきた大地とそれを取り囲む豊かな自然環境を受け継いできた人々の知恵と温かさが市民の誇るべき財産として存分に活かされ、瀬戸を訪れる人に魅力を感じさせるまちにしたいという想いが込められています。また、瀬戸をつくり、導いてきた先人たちの誇りと技術と知恵を受け継いで、市民や企業、地域がともに新しい時代のまちづくりに挑戦するといった未来へ向けた想いが込められています。

緑は、都市の環境や市民生活の基盤を支えるものであり、第6次瀬戸市総合計画の将来像を実現していくためにも欠かせないものです。しかしながら、本市を取り巻く緑は、充実しているとはいえません。森林や農地は減少傾向にあるほか、都市公園においては、老朽化が進行しており、大部分が修繕の対象となっています。また、その配置には偏りがあり、市民アンケート調査では、市民の公園の利用頻度が低く、市民ニーズが多様化していることが明らかとなりました。

現在、本市は、将来にわたって続く人口減少や高齢化の進行に対応していくために、コンパクトな集約型都市構造への転換を目指しています。こうした都市構造の転換とあわせて、本市が「みどり豊かなまち」となり、その持続可能性を高めるためには、様々な関係者と連携して、受け継がれてきた緑を守り、新たな緑を作り出していくとともに、これらの緑を活かし、育て、次代へと引き継いでいく必要があります。

そこで、本計画の基本理念は、『**自然・文化・人の魅力を次代につなぐ みどり豊かなまち・せと**』と設定し、各種施策の展開を図ります。

基本理念



(2) 緑の将来像

第6次瀬戸市総合計画の将来像「住みたいまち 誇れるまち 新しいせと」の実現に向けて、本計画の基本理念に基づく『緑の将来像』を以下に示します。『緑の将来像』は、「緑のゾーン」、「緑の拠点」、「緑の構造体」で構成し、「みどり豊かなまち・せと」を目指します。

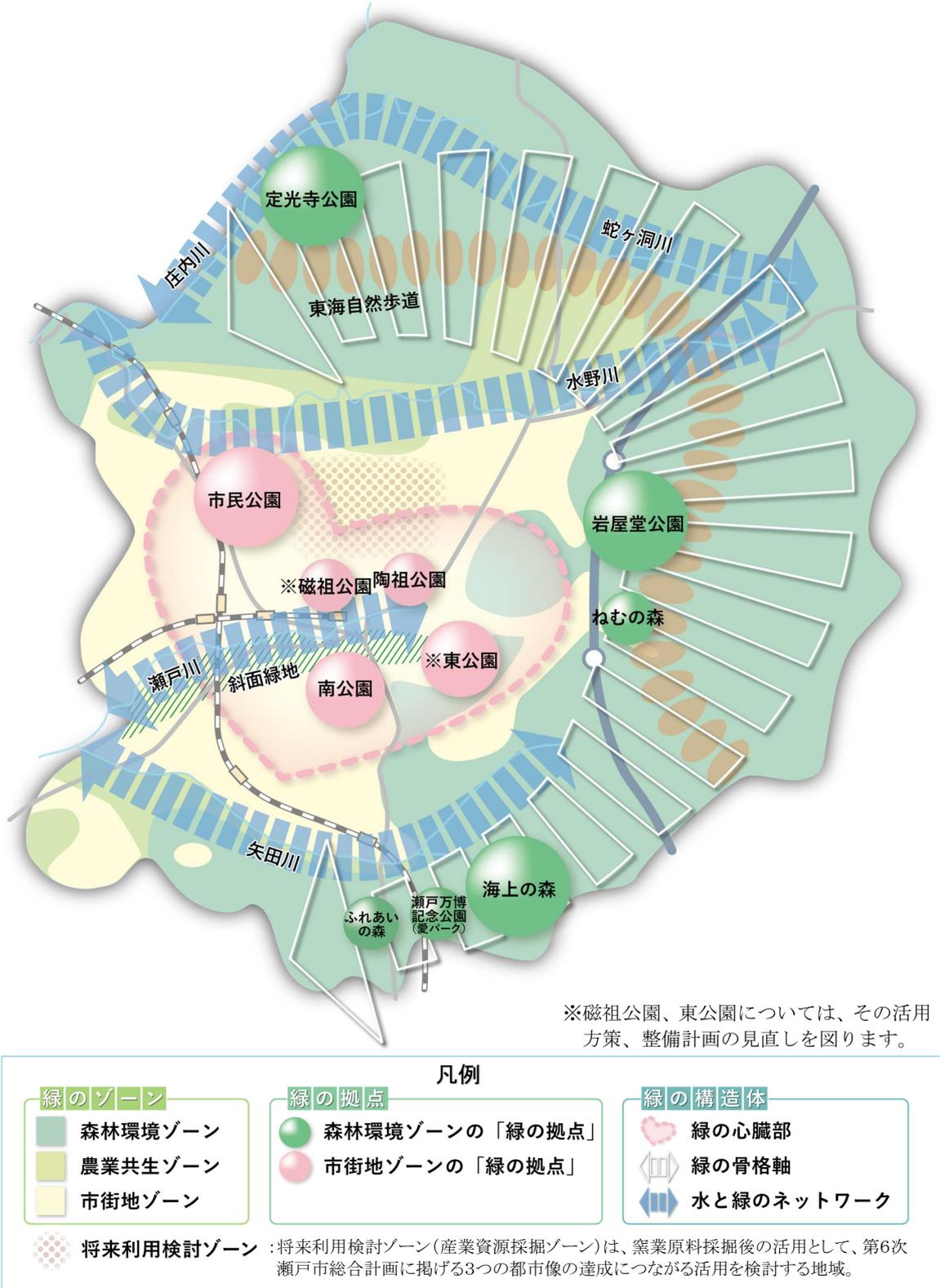


図 4-1 緑の将来像

1) 緑のゾーン

『緑のゾーン』は、森林環境ゾーン、農業共生ゾーン、市街地ゾーンの3つの要素で構成し、それぞれの要素を以下のように位置付けます。

森林環境ゾーン

気軽に自然に親しむことができる岩屋堂や定光寺といった観光名所が位置し、市域の北部から南東部にかけて本市の市街地を取り囲んでいる森林や里山によって構成されるゾーンを位置付けます。

森林環境ゾーンは、愛・地球博の開催理念である「自然の叡智」を継承する里山、希少な動植物が生息する豊かな森林などで構成されており、瀬戸市の財産ともいえます。さらには、環境教育や観光振興の場としての機能や水源かん養、防災など、まちを守る様々な機能を有しています。こうした機能を維持していくために、様々な関係団体と連携して当該ゾーンの保護・保全を図っていくとともに、利活用を図ります。

農業共生ゾーン

森林環境ゾーンに隣接し、矢田川や水野川に沿って広がる優良な農地を中心としたゾーンを位置付けます。

農業共生ゾーンは、農作物の生産だけでなく、良好な田園景観を形成しており、都市の生活に潤いをもたらしています。さらに、保水能力が高く、防災機能も有しています。こうした機能や営農を維持していくために、関係団体と連携して当該ゾーンの保全に努めるとともに、都市と農業の緑の共生を図ります。

市街地ゾーン

市民公園をはじめとする本市の主要な都市公園が位置し、瀬戸川沿いの中心市街地とそれを取り囲む新しい住宅地により形づくられたゾーンを位置付けます。

市街地ゾーンは、多くの市民の都市生活の場であり、安全で快適な市民生活を支えるため、緑化の推進や既存の緑の積極的な活用を図ります。また、今後の人口動向に注視し、本市が目指すコンパクトなまちづくりと連携しながら、緑の配置を検討します。

2) 緑の拠点

『緑の拠点』は、森林環境ゾーンの「緑の拠点」、市街地ゾーンの「緑の拠点」の2つの要素で構成し、それぞれの要素を以下のように位置付けます。



森林環境ゾーンの「緑の拠点」

森林環境ゾーンにおいて、気軽に自然を楽しむことができる観光・レクリエーションの場、環境教育の場などの機能を発揮している岩屋堂公園、定光寺公園、ねむの森、海上の森、瀬戸万博記念公園、ふれあいの森を位置付けます。

これらの緑の拠点は、森林や里山などの自然と一体となって景観を形成しており、瀬戸ならではの景観として保全を図ります。また、こうした自然の中で、市民や来訪者の交流を生み出す場所として、活用の促進を図ります。



市街地ゾーンの「緑の拠点」

市街地ゾーンにおいて、日常生活では市民交流や健康増進、レクリエーションの場などとして機能し、災害時には避難場所や延焼を防止する役割などを担っている市民公園、南公園、東公園、陶祖公園、磁祖公園を位置付けます。

これらの緑の拠点は、多くの市民にとって身近にある大きな公園であり、市民が親しみをもって利用する公園となるよう、活用の促進を図ります。

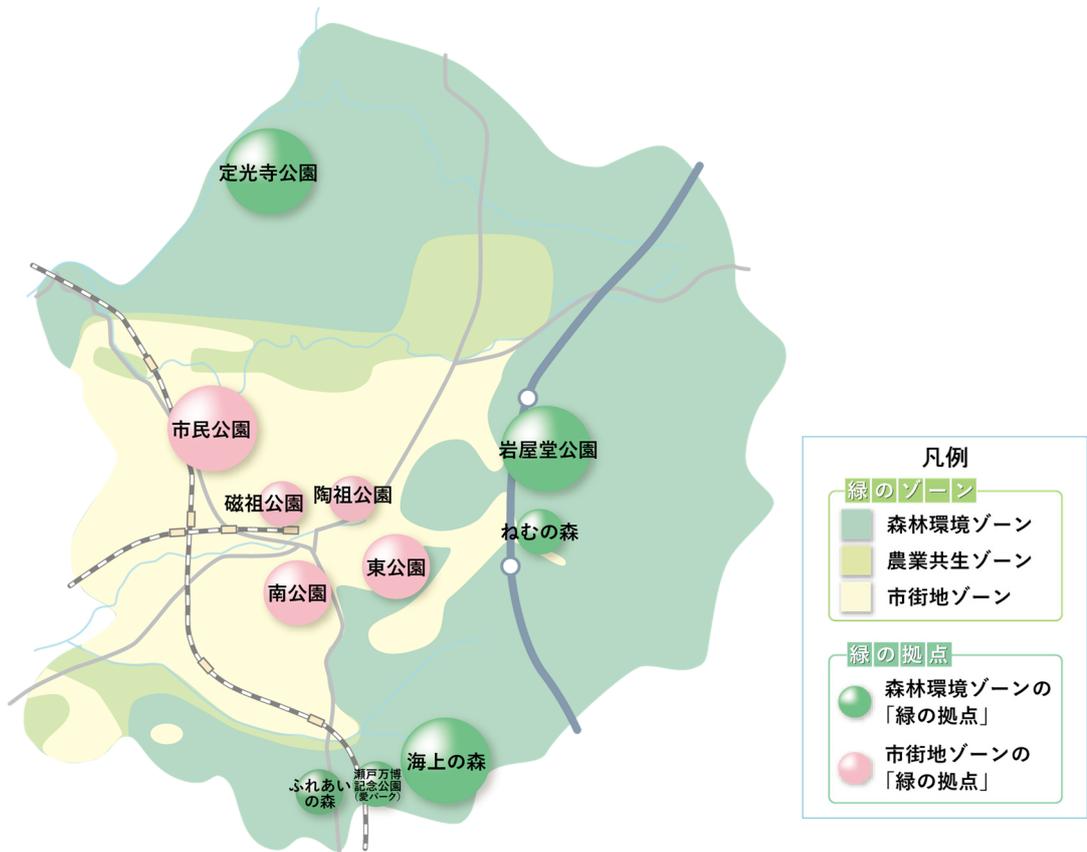


図 4-2 「緑のゾーン」及び「緑の拠点」

3) 緑の構造体

『緑の構造体』は、「緑の心臓部」、「緑の骨格軸」、「水と緑のネットワーク」の3つの要素で構成し、それぞれの要素を以下のように位置付けます。



緑の心臓部

「市街地ゾーン」には、1000年余りの歴史を誇る陶都せとの景観に溶け込み、市民の暮らしに潤いを与える都市河川として流れ続けている瀬戸川と起伏に富んだ瀬戸の特色でもある斜面緑地とこれらを取り囲むように配置される主要な都市公園や緑地が多く存在しています。

これら市街地における身近な緑として存在する瀬戸川や斜面緑地、市民の交流や活動の場であり、まちの活力の源となる「緑の拠点」として位置付けた都市公園は、多くの市民にとってより一層重要性が増しています。

こうしたことから、「市街地ゾーン」、「瀬戸川」、「斜面緑地」、市街地ゾーンの「緑の拠点」をまとめて『緑の心臓部』として位置付け、市域全体へ活力を届け、緑の活動の原動力となるよう、保全・活用を図ります。

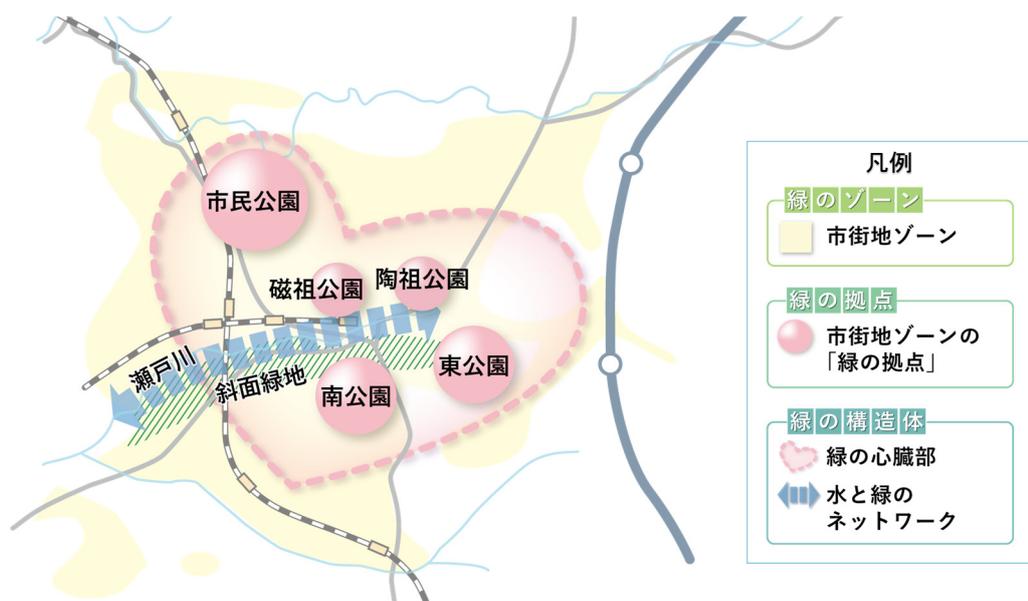


図 4-3 「緑の心臓部」



緑の骨格軸

「森林環境ゾーン」では、愛知高原国定公園をはじめ、森林、里山、田園などが本市の市街地を取り囲むように緑の空間を形成しており、これらの緑は一体となって、環境保全、水源かん養、生物多様性の保全など、多面的な機能を発揮しています。また、森林環境ゾーンの「緑の拠点」に位置付けた岩屋堂公園、定光寺公園、ねむの森、海上の森、瀬戸万博記念公園、ふれあいの森は、こうした自然の中で、

岩屋堂公園や定光寺公園を結ぶように整備された東海自然歩道とともに、体験学習やレクリエーションの場として市民や来訪者に利用されています。

こうしたことから、「森林環境ゾーン」、「農業共生ゾーン」、森林環境ゾーンの「緑の拠点」をまとめて『緑の骨格軸』として位置付け、これらの緑の一体的な保全・活用を図ります。

水と緑のネットワーク

市域を東西方向に流れる矢田川、瀬戸川、水野川などの河川は、市民の暮らしのすぐ近くを流れており、身近に水辺と緑を感じることができる親水空間を提供しています。市域北部を流れる蛇ヶ洞川には、特別天然記念物であるオオサンショウウオが生息しており、その他にも、多くの湧水・湿地などの良好な水辺環境が残されています。また、これらの河川は、潤いのある市街地景観や森林や里山と一体となった自然景観など、様々な景観を形成しています。

こうした本市の主要河川である矢田川、瀬戸川、水野川、庄内川、蛇ヶ洞川は、水と緑のふれあいにより潤いや安らぎを感じることができるよう、『水と緑のネットワーク』として位置付け、保全・活用を図ります。

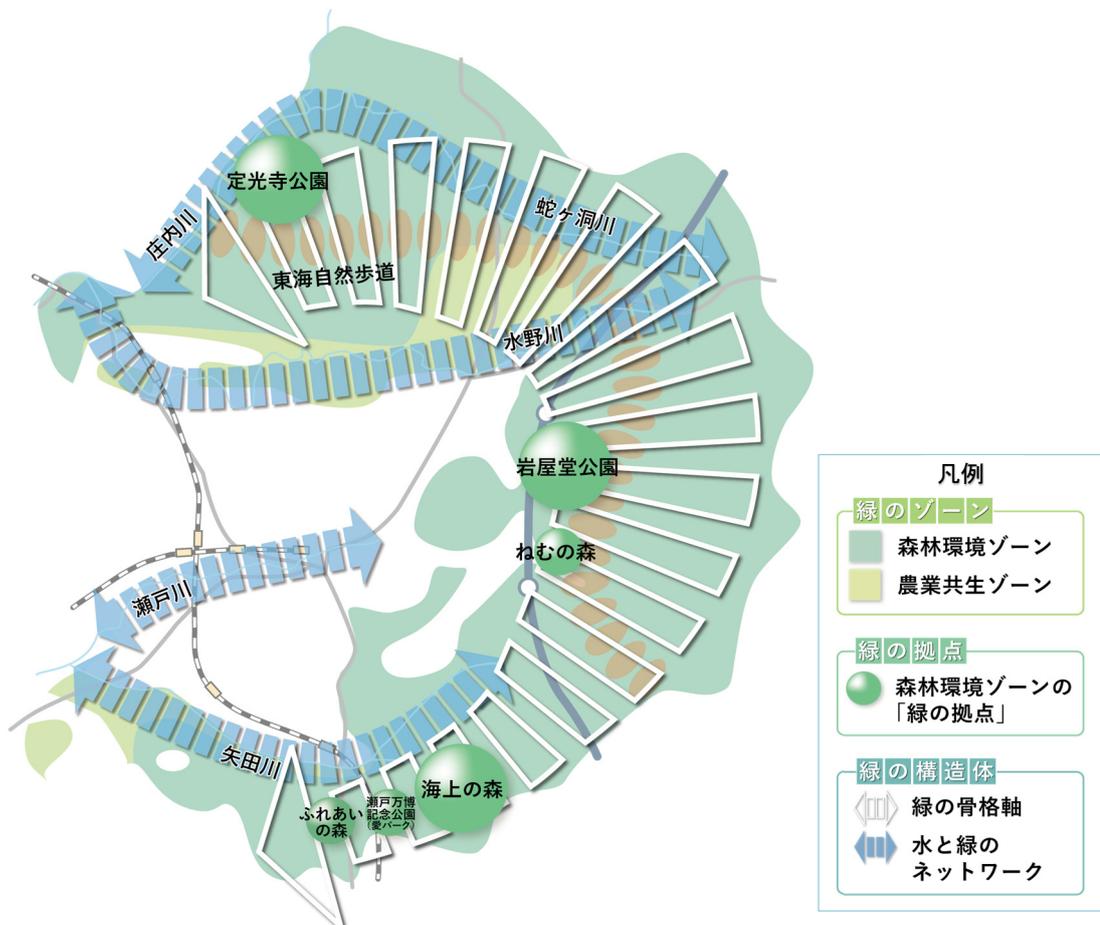


図 4-4 「緑の骨格軸」と「水と緑のネットワーク」

(3) 土地利用構想図

緑の将来像の実現に向けて、本市は以下に示す土地利用構想図をもとに、総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

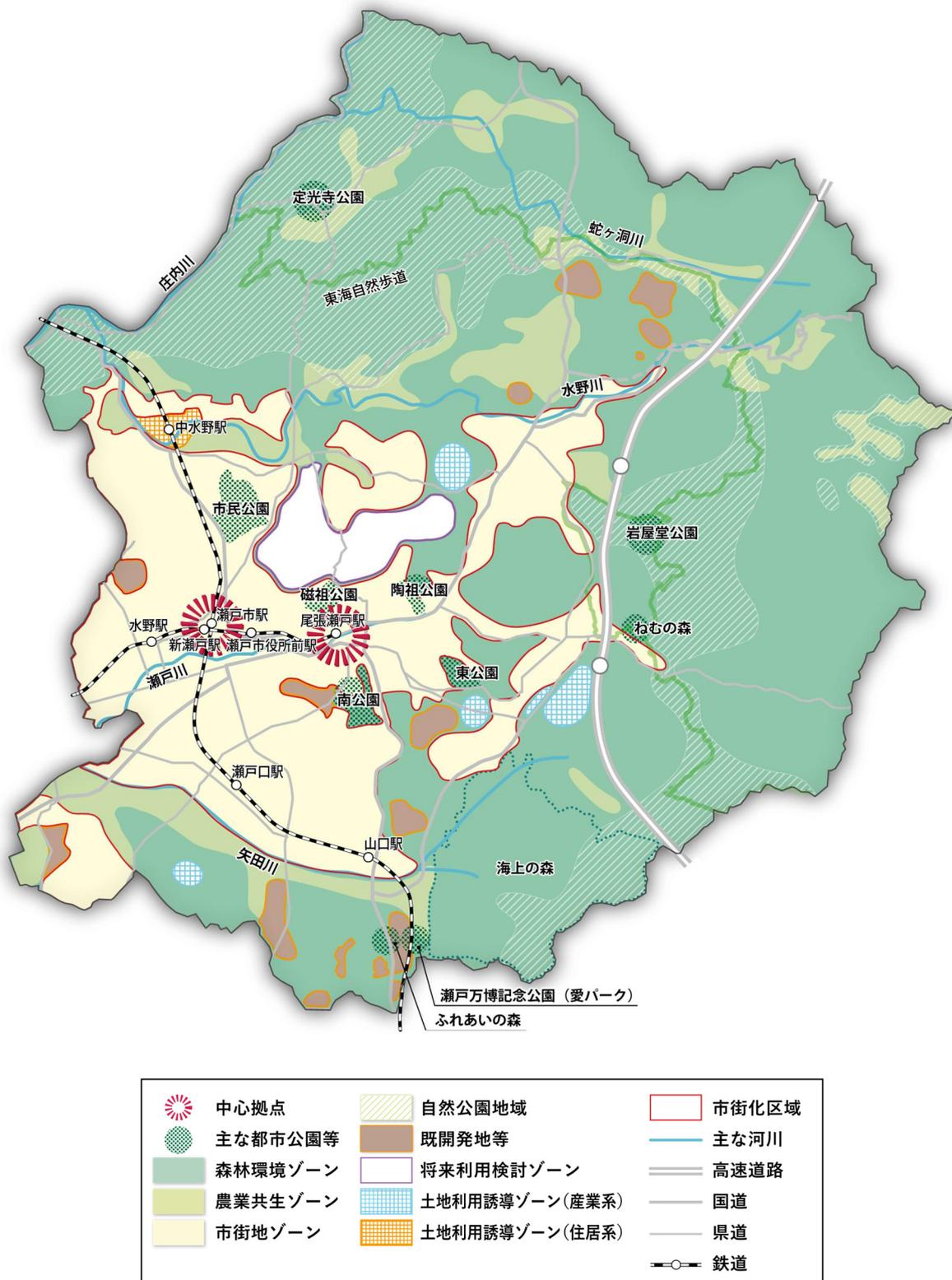


図 4-5 土地利用構想図

2. 基本方針

本計画の基本理念を支える『基本方針』を設定します。

前章では、本市の緑の課題を“保全”、“推進”、“管理・活用”、“育成”の4つの視点に分類し、整理しました。それぞれの課題に対応していくため、同様の4つの視点に基づいて『基本方針』を設定します。



図 4-6 緑の課題に対応する4つの基本方針

 **基本方針1****市民の暮らしと共生して受け継がれてきた緑を「まもる」****緑地保全の方針**

本市は、森林、里山、河川などの豊かな自然の中で、「やきものまち」が発展し、1000年余にわたってその歴史を刻んでいます。こうした自然や文化は、古くから瀬戸で暮らす先人たちと共生し、今日まで受け継がれてきた本市の財産といえます。

本市は今もなお、この歴史の歩みの中にあり、こうした**自然や文化を次代へと引き継いでいく責務**があります。また、森林、里山、河川などの自然は、私たちの暮らしだけでなく、様々な生き物の生息・生育になくてはならないものであり、生態系を維持していくためにも大切に守っていかなければなりません。また、市街地周辺に広がる農地においても、先人たちの生活を支えるとともに、自然と一体となって瀬戸の景観を形成してきた緑であり、保全が求められます。これらの緑は、国や愛知県をはじめとする**様々な関係団体と力をあわせて保護・保全**に努め、次代に継承していきます。

 **基本方針2****誰もが身近に感じられる緑・地域やニーズに応じた緑を「つくる」****緑化推進の方針**

本市は自然環境に恵まれている一方で、市街地においては、緑が充実しているとは言えない状況です。都市公園等はあまり利用されておらず、都市農地は減少が進んでいます。また、市民や事業者などが主体的に取り組む緑化活動も活発とはいえません。こうした中、本市は、人口減少や高齢化の進行に対応していくために、**コンパクトな都市構造への転換期**を迎えています。緑においても、この都市構造の転換とあわせて、**誰もが身近に緑を実感できるまち**を目指していくことが重要となります。

都市公園等においては、利用しやすい公園、利用したくなる公園となるように、公園の充足状況や利用状況などを勘案した**バランスのとれた公園の再配置**や、**地域ニーズなどに応じた公園の再編**を進めます。また、本市を印象付ける景観上重要な河川であり、多くの人々にゆとりや潤いを与えている瀬戸川においては、今後も市民や来訪者が集まる憩いの場として利用されるように、**親水性や景観性を高めるなど魅力的な河川空間の創出**を目指します。

さらには、市民や事業者などの緑化活動を促進し、**市街地内の緑の充実化**を目指します。



基本方針3

せとの魅力・市民の活力を生み出す緑を「いかす」

管理・活用の方針

本市にある公園は、市民にゆとりや潤いを与える場として利用されてきました。しかしながら、都市公園においては、その半数以上は老朽化が進行しており、多くの市民は手入れの行き届いていない公園の存在に不安・不満を感じています。そのため、今後の公園は、再配置や機能再編だけではなく、市民が安心、安全、快適に利用できるような**管理・運営体制の構築**を目指します。また、市街地においては、空家・空地の増加や生産緑地地区の減少が懸念されている中、市街地内の緑を確保するため、これらを活用した**新たな緑の空間の創出**を図ります。

また、本市は、岩屋堂公園や定光寺公園をはじめ、自然と一体となった観光・レクリエーション資源や歴史・景観資源を数多く有しているほか、1都2府8県を結ぶ東海自然歩道が整備されています。市民や来訪者が自然や歴史に触れ親しむことや健康増進を図ることができるこれらの資源は、今後も保全に努めるとともに、**環境教育や観光振興の場として利用を促進**していきます。

さらには、全国各地で水害・土砂災害が相次ぐ中、本市が目指す「災害に強い都市づくり」に向けて、**防災・減災に資する緑の確保**に努めます。

こうした様々な取り組みを様々な関係団体と連携し、コンパクトな都市構造の転換に対応しながら、それぞれの緑の可能性を最大限に引き出して、**本市の魅力や市民の活力の創出**を目指します。



基本方針4

せとの緑に携わる人を「はぐくむ」

育成の方針

本市の緑を「まもる」、「つくる」、「いかす」ための取り組みを適切かつ効果的に実施していくためには、市民や事業者をはじめ、様々な関係団体との連携がこれまで以上に求められます。市民アンケート調査の結果においても、7割以上の市民が、「行政・市民・民間企業などが連携した公園や緑地の美化・愛護活動が必要」との意向を示しており、このような市民の“思い”を“行動”に変えていく取り組みが必要です。

そのため、立場や世代を問わず、**誰もが緑と向き合う機会、緑に関心をもつ機会、緑に触れることができる機会をつくり、継続**していきます。また、こうした機会を通じて、本市の緑を「まもる」、「つくる」、「いかす」ための取り組みを**自ら進んで行動する人を育みます**。

3. 計画の目標

本市は、基本理念に掲げる「自然・文化・人の魅力を次代につなぐ みどり豊かなまち・せと」の実現に向けて、基本理念を支える4つの基本方針「まもる」、「つくる」、「いかす」、「はぐくむ」に基づいて各種施策を展開します。

本計画では、基本方針に基づく取り組みの状況を定量的に評価するため、活動目標を設定します。また、活動目標の達成に向けて各種施策を実施することで、市民の満足度向上など波及的な効果としての発現を把握するため、成果目標を設定します。

(1) 活動目標

「みどり豊かなまち・せと」の実現に向けて、緑の保全・創出・活用・育成に関わる以下の4つの活動目標を設定します。

活動指標 1 市街化区域の緑地量

関連する基本方針：**まもる** **つくる** **いかす**

都市公園等の整備や減少が懸念される生産緑地地区などの保全を図り、市街化区域内の緑地量は現況値以上を目指します。

指 標	現 況 (平成 30 年度)	目標値 (令和 11 年度)
市街化区域の緑地量	約 435 ha	435ha 以上

活動指標 2 市民一人当たりの都市公園面積

関連する基本方針：**つくる** **いかす**

公園が不足している地域を優先した都市公園の整備を推進し、市民一人当たりの都市公園面積 8.70 m²/人以上を目指します。

指 標	現 況 (平成 30 年度)	目標値 (令和 11 年度)
市民一人当たりの都市公園面積	8.19 m ² /人	8.70 m²/人以上

活動指標 3 防災機能を強化した都市公園の数

関連する基本方針：**つくる** **いかす**

都市公園等を対象として防災機能を持った公園施設(かまどベンチなど)の整備を行い、10年間で30公園の防災機能強化を目指します。

指 標	現 況 (平成 30 年度)	目標値 (令和 11 年度)
防災機能を強化した都市公園の数	—	30 公園

活動指標 4 緑に関する講座の年間開催数関連する基本方針：**まもる** **いかす** **はぐくむ**

緑地保全、緑化推進の活動に自主的に取り組む人材を育成するため、緑に関する講座の年間開催数を、10年間で10講座以上増やすことを目指します。

指 標	現 況 (平成 30 年度)	目標値 (令和 11 年度)
緑に関する講座※の年間開催数	25 回／年	35 回／年 以上

※ 市民向けに開催している、せと環境塾等の環境教育に関する講座など (P.75「〇自然環境と触れ合う機会の創出」参照)

(2) 成果目標

4つの基本方針に基づいて各種施策を展開し、活動目標を達成することにより、市民が「みどり豊かなまち・せと」を実感できるようになることが重要です。そこで、市民の実感を把握するため、以下に示す2つの成果指標を設定し、その向上を目指します。

成果指標 1 居住地周辺の緑の充実度**まもる** **つくる** **いかす** **はぐくむ** の施策の効果

平成 30 年度に実施した市民アンケート調査において、「お住まいの地域周辺の緑の量」に対して、『緑は多い』または『どちらかと言えば、緑は多い』と回答した割合は、66%となっています。緑地の保全や創出によって緑の充実度の向上を図り、概ね4人中3人が『緑が多い』と感じているまちを目指します。

指 標	現 況 (平成 30 年度)	目標値 (令和 11 年度)
居住地周辺の緑の充実度※	66 %	75 %

※ 市民アンケート調査「お住まいの地域周辺の緑の量」に対する設問に対して、『緑は多い』または『どちらかと言えば、緑は多い』と感じている市民の割合

成果指標 2 公園の質の満足度**つくる** **いかす** の施策の効果

平成 30 年度に実施した市民アンケート調査において、「身近な公園の質」に対して、『満足』または『概ね満足』と回答した割合は、約 10%となっています。都市公園等の機能再編や適切な維持管理を行うことによって満足度の向上を図り、現在より2倍程度の増加を目指します。

指 標	現 況 (平成 30 年度)	目標値 (令和 11 年度)
公園の質の満足度※	10 %	20 %

※ 市民アンケート調査「身近な公園の質」に対する設問に対して、『満足』または『概ね満足』と感じている市民の割合



第5章 計画を実現するための施策

第5章 計画を実現するための施策

1. 施策の方針

基本方針を踏まえ、施策体系を次頁のように設定します。

本章では、基本理念を支える4つの基本方針「まもる」、「つくる」、「いかす」、「はぐくむ」に基づいて、『施策の方針』を設定します。また、『施策の方針』ごとに、本市が取り組む具体的施策を示します。

重点施策について

本市においては、各種施策の展開を図っていく中でも、コンパクトな集約型の都市構造への転換とあわせて、都市公園等における偏りのある配置や多様化する市民ニーズに的確に対応していかなければなりません。そのため、本市は、都市公園等のあり方を見直すことが急務と捉えています。また、先人たちによって本市の豊かな自然や「やきもののまち」が受け継がれてきたように、市民に親しみをもって日常的に利用される公園が、様々な人の魅力によって次代へと引き継がれていくように、公園と人、双方の魅力を高めていくことが重要と考えます。そこで、これからの都市構造の転換とあわせて、本市が重点的に取り組むべき都市公園等の「再構築」と「管理・運営」に関する施策を『重点施策』として位置付け、施策を推進していきます。



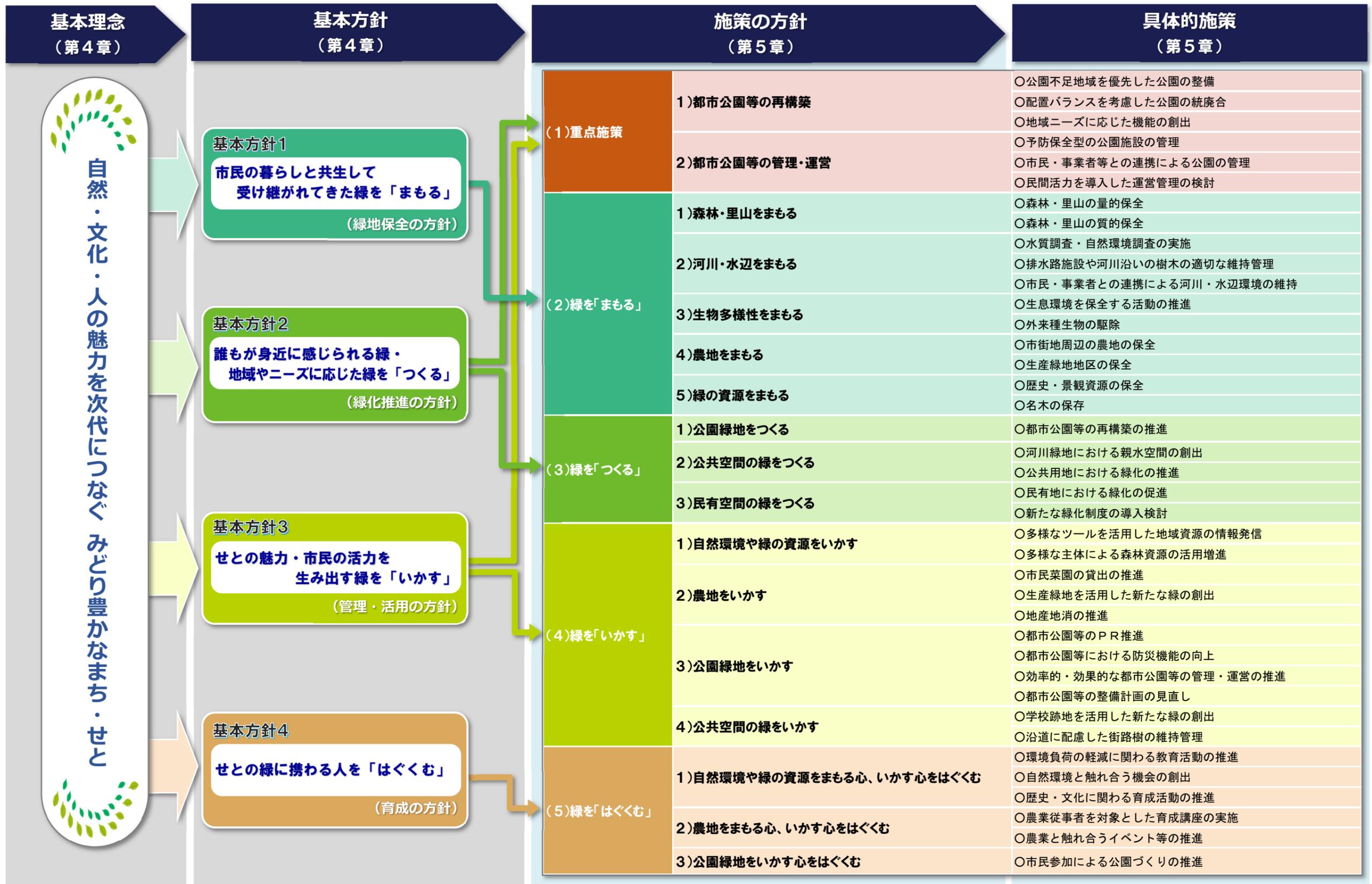


図 5-1 施策体系図

2. 緑の施策

施策の方針ごとに、本市が実際に取り組んでいく『具体的施策』を示します。

(1) 重点施策

コンパクトな都市構造への転換とあわせて、本市が『重点施策』として取り組んでいく『都市公園等の再構築』及び『都市公園等の管理・運営』に関する施策を以下に示します。

1) 都市公園等の再構築

○ 公園不足地域を優先した公園の整備

- 新規公園は、将来の人口動態を見据えつつ、公園が不足している地域を優先して整備を行います。その際、計画中の公園の中止も同時に検討します。(図 5-2)

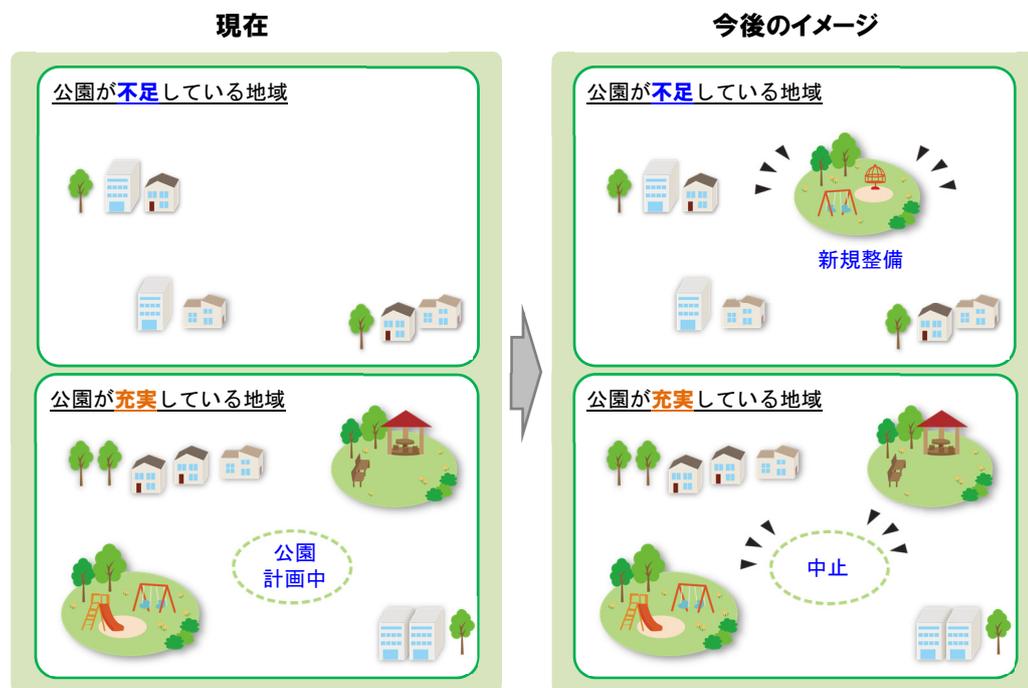


図 5-2 新規公園の整備のイメージ

- 公園が不足している地域において、公園に求められる機能が公園を除くその他の緑地で補完できる場合は、その緑地を代替機能として活用します。
- 土地区画整理事業などを行う場合は、公園の適切な整備・配置を行います。

○ 配置バランスを考慮した公園の統廃合

- 公園を適切に維持継続していくために、市内の公園の整備数や供用面積の調整を行います。

- 公園が充実している地域では、利用状況や機能の重複などを勘案して公園の統廃合を検討します。統廃合によって生じた跡地は、地域特性を考慮しながら新たな緑の空間を創出することを基本とし、緑の確保に配慮した活用方策を検討します。(図 5-3)

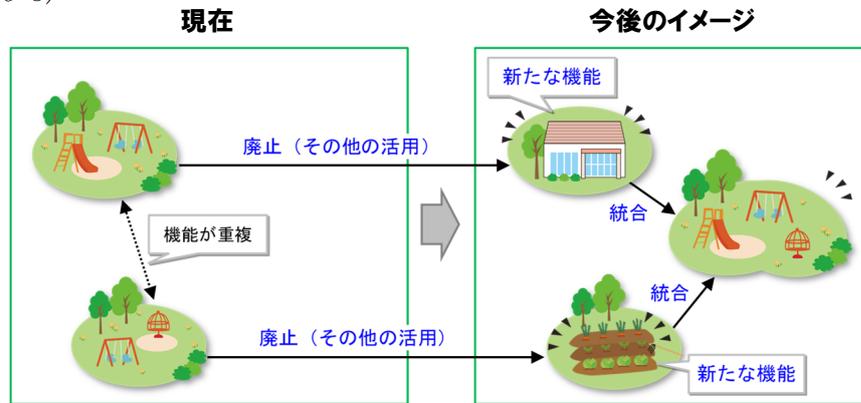


図 5-3 統廃合のイメージ

○ 地域ニーズに応じた機能の創出

- 既存の公園は、利用状況や隣接する公園の機能などを勘案して公園の機能再編を検討します。公園の機能を再編する場合は、子どもたちが安全に遊べる機能の確保を基本とし、多世代が利用できる公園となるように、地域ニーズに応じた新たな機能の創出について検討します。(図 5-4)

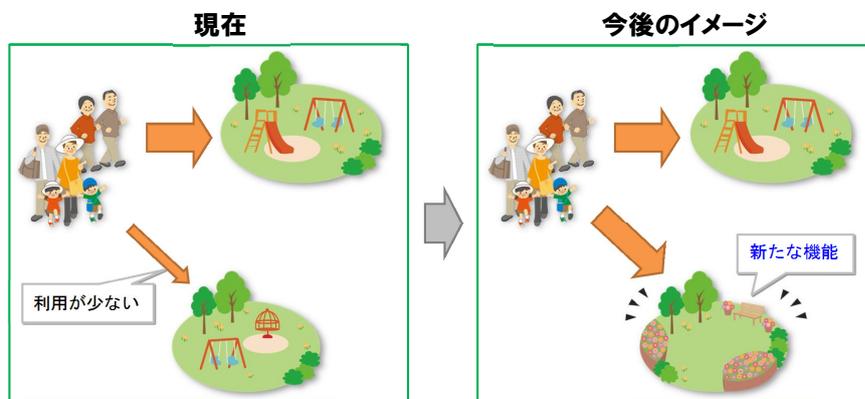


図 5-4 機能再編のイメージ

- 地域ニーズなどの把握にあたっては、市民参加のワークショップなどの導入を検討し、地域住民が親しみやすく、利用しやすい公園の機能再編を目指します。
- 公園の機能再編は、日常的に利用される公園に生まれ変わるように整備を進めるとともに、災害時には避難場所として利用されるなど、防災機能を確保することを基本とします。
- 公園の機能再編は、利活用や維持管理の面で地域との協働による取り組みが行える地域を優先して整備を進めます。
- 安全かつ安心して利用できる公園となるように、園路やトイレなどの公園施設などを改修する際は、バリアフリー化の推進に努めます。

2) 都市公園等の管理・運営

○ 予防保全型の公園施設の管理

- 瀬戸市公共施設等総合管理計画や瀬戸市公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の管理は、これまでの事後保全^{*1}から予防保全^{*2}へと切り替え、計画的な管理を行います。

※1 建築物の機能や性能に明らかな不具合が生じてから修繕を行う管理手法。

※2 損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕などを実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法。突発的な事故や費用発生を減少させることができ、費用の平準化、建築物の長寿命化が可能となる。

- 公園施設などについては、安全かつ安心、快適に利用できるよう、定期的に点検を実施します。また、点検結果に基づく老朽度などの判定基準により、計画的な管理に努めます。

○ 市民・事業者などとの連携による公園の管理

- 清掃・草刈などの日常的な公園の管理は、市民や事業者などと連携して取り組むことを基本とし、公園の規模や地域特性に応じた管理手法について検討します。
- 地域で利用されている身近な公園などは、公園愛護会などの設置によって地域住民による自主的な管理を促進します。
- 現在、公園などの清掃活動に取り組む市民や事業者などに対して、市はゴミ袋を支給しています。市民や事業者などと連携した美化活動を促進するために、清掃用具の貸与など、支援の拡充を検討します。
- 公園内の植栽については、利用者の安全性の確保や日照を保つために、剪定や伐採などの適切な管理を行います。
- 市民やNPO法人などの市民団体、商店街、事業者など、様々な関係団体との協働による公園の管理などを行っていくために、エリアマネジメント手法の導入を検討します。

○ 民間活力を導入した運営管理の検討

- 現在、本市の都市公園は、指定管理者制度を導入しています。当該制度による運営管理について検証を行います。
- 民間事業者などの活力を導入して都市公園等の質や魅力を高めるために、設置管理許可制度や公募設置管理制度（Park-PFI）などの制度の導入について検討します。

(2) 緑を「まもる」ための具体的施策

緑を「まもる」ため、以下の施策を実施します。

基本方針1	市民の暮らしと共生して受け継がれてきた緑を「まもる」
施策の方針	1) 森林・里山をまもる
	2) 河川・水辺をまもる
	3) 生物多様性をまもる
	4) 農地をまもる
	5) 緑の資源をまもる



図 5-5 緑を「まもる」ための施策の方針

1) 森林・里山をまもる

○ 森林・里山の量的保全

現在の自然公園地域指定や保安林指定を継続するとともに、瀬戸市森林整備計画に基づいた森林施業を推進し、森林面積の減少の抑制に努めます。新たな開発行為はできる限り抑制することに努め、やむを得ず開発などが生じた場合には、周辺に広がる森林への影響を最小限に抑えるような一定水準以上の緑地確保などの働きかけに努めます。

○ 森林・里山の質的保全

山地災害の恐れがある森林に対して、治山事業の要望をとりまとめ、愛知県に働きかけを行います。

また、森林の多面的機能が発揮されるように、平成 31 年 4 月に施行された森林環境譲与税を活用して、森林の適切な整備・維持管理を行います。

2) 河川・水辺をまもる

○ 水質調査・自然環境調査の実施

河川の適切な維持管理を行うため、愛知県と連携しながら河川の水質調査、自然環境調査を実施します。

○ 排水路施設や河川沿いの樹木の適切な維持管理

河川環境や農地の生産機能を維持するため、排水施設の適切な維持管理を行います。矢田川においては、水辺の緑の回廊整備事業として河川沿いに植栽された樹木の適切な維持管理を行います。

○ 市民・事業者との連携による河川・水辺環境の維持

良好な河川・水辺環境を維持していくために、市民・事業者との協働による清掃活動を推進し、不法投棄防止やポイ捨て禁止の啓発看板の設置を行います。

事業者においては、環境に配慮した事業活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する協定（環境保全協定）の制度を活用し、事業活動に伴う水質汚濁など、公害の未然防止に努めます。



蛇ヶ洞川の清掃活動

3) 生物多様性をまもる

○ 生息環境を保全する活動の推進

瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例に基づいて指定した下半田川町蛇ヶ洞川エリア※¹では、あいちミティゲーション※²の考え方に基づく保全活動のほか、定期的な草刈り、河川の清掃活動、オオサンショウウオの観察会の実施など、様々な取り組みを進めます。



夜間観察会

また、瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議※³では、オオサンショウウオをまもるため、蛇ヶ洞川の清掃活動を実施しています。今後も地域住民や環境クラブと協働して活動の継続を図ります。

※1 令和元年10月に瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例に基づき、市内で初めて「下半田川町蛇ヶ洞川エリア」を特定地区に指定した。当該エリアは、蛇ヶ洞川の中下流部に位置しており、サクラバハノキやオオサンショウウオなど、多種多様な動植物が生息している。

※2 土地利用の転換や開発などにおいて、自然への影響を回避、最小化した後に残る影響を、生態系ネットワークの形成に役立つ場所や内容で代償することにより、開発区域内のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促す、愛知県独自のしくみ。

※3 事業者のパートナーシップ型組織として、市内の様々な業種が集まり、協働して地域における環境（保全・改善）活動を推進するとともに、環境に関する情報交換、異業種での交流、ネットワークづくりの促進を図ることを目的とした組織体制。

○ 外来種生物の駆除

地域固有の生態系をまもるため、外来種生物※の駆除活動に取り組みます。

※本市では、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、オオキンケイギク、カミツキガメなどが確認されている。

4) 農地をまもる

○ 市街地周辺の農地の保全

優良な農地の確保と農業の振興を図っていくため、農業振興地域内農用地の保全に努めます。また、遊休農地の発生の抑制や良好な田園景観の保全のため、瀬戸市農地バンク制度※¹を活用し、営農の継続を図ります。

農用地、水路、農道などは、多面的機能支払交付金※²を活用して適切な保全管理に努めます。



優良な農地

※¹ 農地所有者が営農・管理できなくなった農地を登録し、利用希望者に登録された農地を紹介する制度。

※² 農業及び農村の有する多面的機能の維持及び発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援を行うもの。

○ 生産緑地地区の保全

指定後 30 年を迎えた生産緑地地区は、営農を継続しない場合、買取り申出が可能となるため、その減少が予測されます。平成 30 年 4 月 1 日施行の生産緑地法改定を受け、特定生産緑地制度の活用や面積要件の引下げなどを検討し、保全に努めます。

5) 緑の資源をまもる

○ 歴史・景観資源の保全

洞窯跡の杜をはじめ、市街地に隣接する里山林は、市民団体などとの連携による整備・保全の活動を継続します。

また、神社・寺院ややきもの文化に関わる資源においても、地域住民や関係団体と連携して保全に努めます。さらに、市街地内に残るやきもの文化に関わる資源やまとまった社寺林などの緑を保全するため、特別緑地保全地区制度の導入の可能性を検討します。



洞地区の里山林
(洞窯跡の杜)

○ 名木の保存

市内各地にある名木は、保存状況の調査を行うとともに、新たな名木選定候補の追加調査を行い、改訂版「瀬戸の名木」として市民に周知していきます。あわせて、景観法に基づく景観重要樹木の指定について検討します。

(3) 緑を「つくる」ための具体的施策

緑を「つくる」ため、以下の施策を実施します。

基本方針2	誰もが身近に感じられる緑・地域やニーズに応じた緑を「つくる」
施策の方針	1) 公園緑地をつくる
	2) 公共空間の緑をつくる
	3) 民有空間の緑をつくる

図 5-6 緑を「つくる」ための施策の方針

1) 公園緑地をつくる

○ 都市公園等の再構築の推進

都市公園等は、重点施策に示す『1) 都市公園等の再構築』に基づいた公園の整備や機能再編を推進します。

2) 公共空間の緑をつくる

○ 河川緑地における親水空間の創出

瀬戸川をはじめとする河川緑地は、市民や来訪者の利用を促進するために、親水性や景観性などを高める取り組みを推進します。



花いっぱい運動で作られた花壇

○ 公共用地における緑化の推進

町内会などによる緑化活動が継続して実施されるように、緑化推進奨励補助金の活用を促進します。

3) 民有空間の緑をつくる

○ 民有地における緑化の促進

民有地における生けがきの設置や建築物などの緑化（壁面緑化など）を促進するために、生けがき設置奨励補助事業や緑の街並み推進事業の制度概要についてホームページなどでPRを行い、活用を促進します。

また、市民団体などによる緑化活動などを促進するため、まちの課題解決活動応援補助金※の制度の活用を促進します。

※交付対象には、まちづくりの活動や環境の保全を図る活動が含まれる。

○ 新たな緑化制度の導入検討

市街地内の緑化を推進するために、都市緑地法に基づく緑化制度（緑化地域制度、市民緑地制度など）の導入の可能性を検討します。

(4) 緑を「いかす」ための具体的施策

緑を「いかす」ため、以下の施策を実施します。

基本方針3	せとの魅力・市民の活力を生み出す緑を「いかす」
施策の方針	1) 自然環境や緑の資源をいかす
	2) 農地をいかす
	3) 公園緑地をいかす
	4) 公共空間の緑をいかす

図 5-7 緑を「いかす」ための施策の方針

1) 自然環境や緑の資源をいかす

○ 多様なツールを活用した地域資源の情報発信

岩屋堂公園、定光寺公園、海上の森、東海自然歩道などの観光・レクリエーション資源や、やきもの文化に関わる資源などの利用を促進するため、ホームページ、SNS、観光パンフレットなどのツールを活用して情報発信を行います。



岩屋堂公園
(もみじまつり)

○ 多様な主体による森林資源の活用増進

せと環境塾*などを通して実施している東海自然歩道の散策、虫取り体験、里のひな祭り、どんど祭りなど、森林資源を活かした様々なイベントをより活発に実施していくために、多様な主体との連携強化に努めます。

*岩屋堂公園、定光寺公園、海上の森、東京大学付属演習林などをフィールドとして、市や環境団体が年間を通して環境に関わる様々な講座を開催し、市民の環境教育に取り組んでいる。

2) 農地をいかす

○ 市民菜園の貸出の推進

休耕地を活用して開設した市民菜園は、農協と連携して管理・運営を行うとともに、広報やホームページなどによる情報提供を行い、利用の促進を図ります。



市民菜園

○ 生産緑地を活用した新たな緑の創出

生産緑地地区の買取り申出があった場合は、跡地を活用して新たな緑の空間を確保するなど、活用の可能性を検討します。

○ 地産地消の推進

農業者、農協、市及び卸売事業者などの連携によって、学校給食における地元産の農畜産物の利用の拡大を図るなど、**地産地消を推進**します。

3) 公園緑地をいかす

○ 都市公園等のPR推進

健康増進や健全育成のために、都市公園等が日常的に利用されるように、ホームページやSNSなどのツールを活用したPRを推進します。

また、市民やNPO法人などの市民団体、商店街、事業者などが企画する様々なイベント・交流活動においても、**都市公園等の積極的な利用を促進**します。

○ 都市公園等における防災機能の向上

公園緑地やグラウンドなどは、指定緊急避難所へ避難する前の中継地点やボランティアなどの**救援活動拠点としての活用**を図ります。また、緊急避難場所に指定されている都市公園等は、**かまどベンチの設置**を行うなど、防災機能の向上を検討します。

○ 効率的・効果的な都市公園等の管理・運営の推進

都市公園等は、重点施策に示す『2) 都市公園等の管理・運営』に基づいて、市民や事業者などと連携した**効率的・効果的な管理・運営**を推進します。

○ 都市公園等の整備計画の見直し

都市構造の転換とあわせて、市街地内の都市公園（磁祖公園、東公園など）は、活用方策や整備計画の見直しを図ります。

4) 公共空間の緑をいかす

○ 学校跡地を活用した新たな緑の創出

小中一貫校「にじの丘学園」の整備に伴って生じる学校跡地は、地域特性を考慮しながら、**新たな緑の空間を創出する場としての活用**についても検討します。

○ 沿道に配慮した街路樹の維持管理

街路樹は、植栽されている樹種や沿道特性に見合った適切な維持管理を行います。維持管理にあたっては、**地域住民などとの連携を含めた管理体制**について検討します。



街路樹の維持管理の様子

(5) 緑を「はぐくむ」ための具体的施策

緑を「はぐくむ」ため、以下の施策を実施します。

基本方針4	せとの緑に携わる人を「はぐくむ」
施策の方針	1) 自然環境や緑の資源をまもる心、いかす心をはぐくむ
	2) 農地をまもる心、いかす心をはぐくむ
	3) 公園緑地をいかす心をはぐくむ

図 5-8 緑を「はぐくむ」ための施策の方針

1) 自然環境や緑の資源をまもる心、いかす心をはぐくむ

○ 環境負荷の軽減に関わる教育活動の推進

小中一貫校として整備した「にじの丘学園」は、太陽光・自然採光・通風などを活用したZEB化^{※1}を推進しています。また、同施設はエコスクール・プラス^{※2}に認定されており、地球温暖化対策への貢献が期待されます。こうした取り組みは教材として活用し、児童を対象に環境・エネルギーについての意識の醸成を図ります。



にじの丘学園

※1 Net Zero Energy Building の略称。ZEBは、建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電などによってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減されている最先端の建築物。にじの丘学園は「ZEB Ready」でZEBを見据えた先進建築物として外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えている。

※2 環境を考慮した学校施設。エコスクールは、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、それを教材として活用し児童生徒の環境教育に資するものであり、地域の環境教育の発信拠点としても先導的な役割を果たすことが期待される。

○ 自然環境と触れ合う機会の創出

せと環境塾における環境教育に関する講座、せと・まるつと環境クラブ[※]における自然ガイドボランティアの育成など、子どもから大人まで環境教育を育める活動を継続し、環境についての意識の醸成を図ります。

※自然観察や野生植物について学習する自然ガイドボランティアを育成するなど、市民と瀬戸市の協働による環境の保全と創造に取り組んでいる。



せと環境塾の様子

○ 歴史・文化に関わる育成活動の推進

歴史や文化に対する誇りや愛着の醸成を図るため、洞窯跡の杜で実施しているやきもの遺産活動事業^{※1}ややきもの文化啓発事業^{※2}のように、市民団体との協働による講座や現地研修などの地域活動を促進します。

※1 窯跡を活用し、利用者にやきもの文化を伝えるもの。

※2 窯垣などのやきもの町ならではの工作物・建築物など「やきもの文化」の継承・啓発のためのセミナーやワークショップを開催。

2) 農地をまもる心、いかす心をはぐくむ

○ 農業従事者を対象とした育成講座の実施

瀬戸農業塾では、農業従事希望者などを対象に、農業に関する基本的な知識や技術を習得するための講義や実習を毎年開催しています。今後も瀬戸農業塾の開催を継続し、農業の活性化を図ります。

○ 農業と触れ合うイベントなどの推進

せと農業展[※]では、農産物品評会や直売市など、子どもから大人まで楽しめる様々な催事を開催しています。このような催事を継続して開催し、市民の農業生産に対する意欲の向上、地元産農産物に対する認知度の向上を図ります。

また、地元産の農畜産物を学校給食に提供することとあわせて、学校教育では、収穫体験、農業者との会食、地産地消費や食育に関する授業の開催など、児童を対象に農業についての理解の醸成を図ります。

※農業生産意欲の向上や消費者に市内農産物に対する認識を深めることを目的に、農産物品評会や生産者直売市など様々な催事を展開。毎年11月に開催。令和元年に第42回が開催されている。



せと農業展の様子



農業者を交えた学校給食

3) 公園緑地をいかす心をはぐくむ

○ 市民参加による公園づくりの推進

公園の整備・機能再編にあたっては、ワークショップの実施など市民参加を基本とした公園づくりを行い、地域住民のための公園であることの意識の醸成を図ります。



市民参加のワークショップの様子

3. 重点的に配慮を加えるべき地区

(1) 緑化重点地区

緑化重点地区とは、都市緑地法に基づいて緑の基本計画に定めることができる事項の1つであり、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」をいいます。緑化重点地区では、市が取り組む緑化施策や市民・事業者などが取り組む緑化活動を優先的かつ重点的に進め、地区内の緑の充実化を図ります。

都市緑地法運用指針において、緑化重点地区は、以下に示すような地区に設定するものとされています。

1. 駅前等都市のシンボルとなる地区
2. 緑が少ない住宅地
3. 風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
4. 市街地における緑化の必要性が比較的高い地区
5. 緑化の推進に関し住民意識が高い地区 など

1) 緑化重点地区の設定

前回計画において緑化重点地区に指定していた「尾張瀬戸駅周辺地区」を含む瀬戸川を軸とするエリアは、前回計画の策定から約20年経った現在においても、新瀬戸駅、瀬戸市役所前駅、尾張瀬戸駅、瀬戸市駅といった本市の玄関口となる鉄道駅や、やきもの文化に触れることができる瀬戸蔵などが立地しているほか、春には「せと陶祖まつり」、秋には「せとの祭」などが開催されており、多くの市民や来訪者が訪れる場所となっています。この20年の間には、尾張瀬戸駅周辺の再開発事業をはじめ、瀬戸川を軸とするエリアは景観や歩行者の安全性を高めるための瀬戸川プロムナード線が整備されるなど、本市の玄関口にふさわしいまちづくりが進められています。また、平成28年度に策定した第6次瀬戸市総合計画では、将来像「住みたいまち 誇れるまち 新しいせと」の実現に向けて、新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺や尾張瀬戸駅周辺を本市の中心拠点に位置付けています。

そのため、新瀬戸駅～尾張瀬戸駅周辺は、現在においても、瀬戸のシンボルといえる場所となっており、多くの人々が集まる場所でありながら本市の市街地の中でも緑が比較的に少ないことから、緑化の必要性が高い地区であるといえます。そこで、本計画では、『**新瀬戸駅～尾張瀬戸駅周辺地区**』を緑化重点地区に設定します。



駅前広場（瀬戸市駅）



瀬戸蔵



せとの祭の様子

2) 緑化重点地区の施策

緑化重点地区（新瀬戸駅～尾張瀬戸駅周辺地区）では、前節「2. 緑の施策」に示す施策のうち、以下に示す施策を優先的かつ重点的に実施します。

○ 河川緑地における親水空間の創出

瀬戸川の河川緑地においては、市民や来訪者の利用を促進するために、親水性や景観性を高める取り組みを推進します。

○ 公共用地における緑化の推進

駅前広場や道路などの公共空間では、町内会などによる緑化活動が実施されるように、緑化推進奨励補助金の活用を促進します。

○ 民有地における緑化の促進

民有地における生けがきの設置や建築物などの緑化（壁面緑化など）を促進するために、生けがき設置奨励補助事業や緑の街並み推進事業の制度概要についてホームページなどでPRを行い、活用を促進します。

また、市民団体などによる緑化活動などを促進するため、まちの課題解決活動応援補助金の制度の活用を促進します。

○ 新たな緑化制度の導入検討

市街地内の緑化を推進するために、都市緑地法に基づく緑化制度（緑化地域制度、市民緑地制度など）の導入の可能性を検討します。

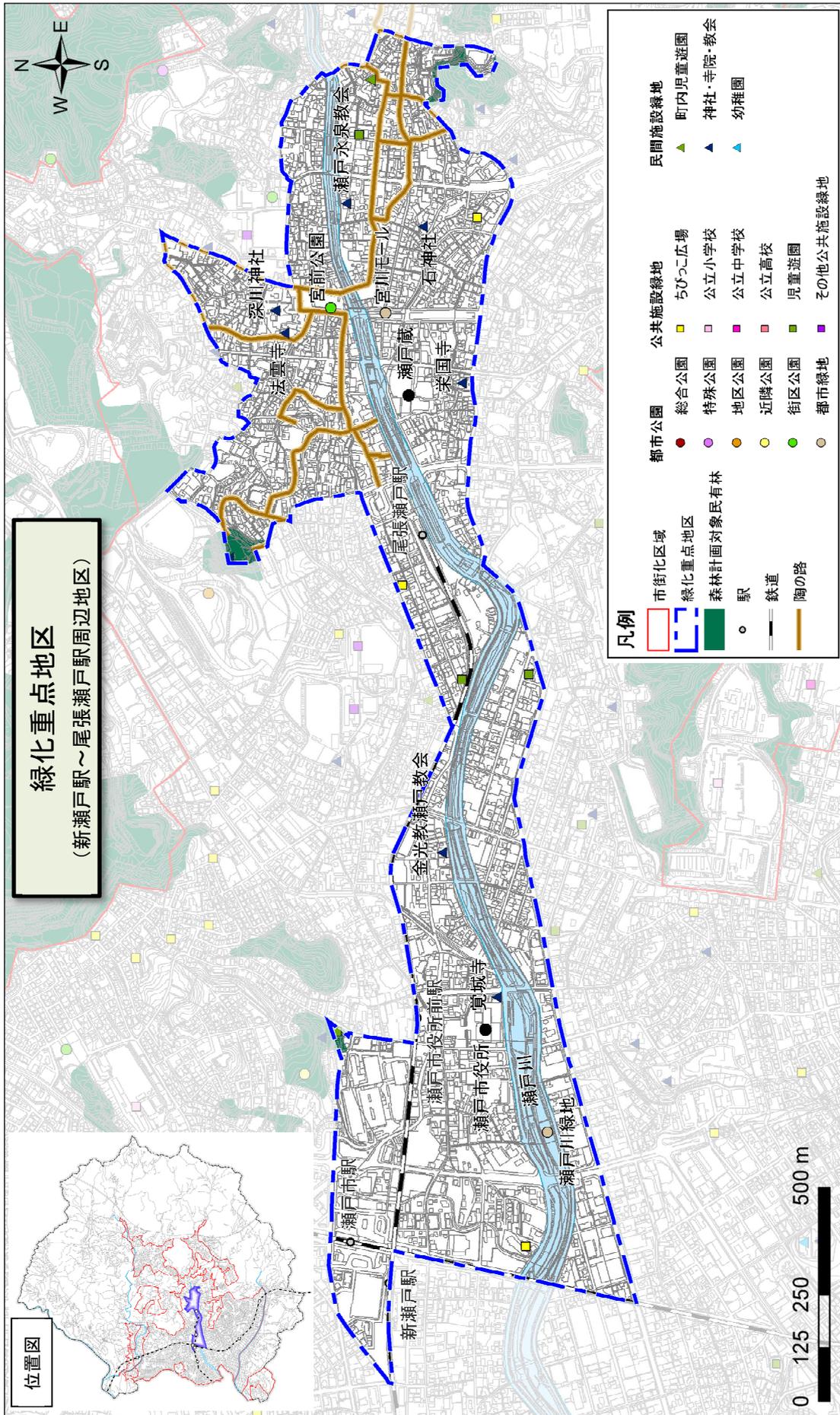


図 5-9 緑化重点地区（新瀬戸駅～尾張瀬戸駅周辺地区）の範囲

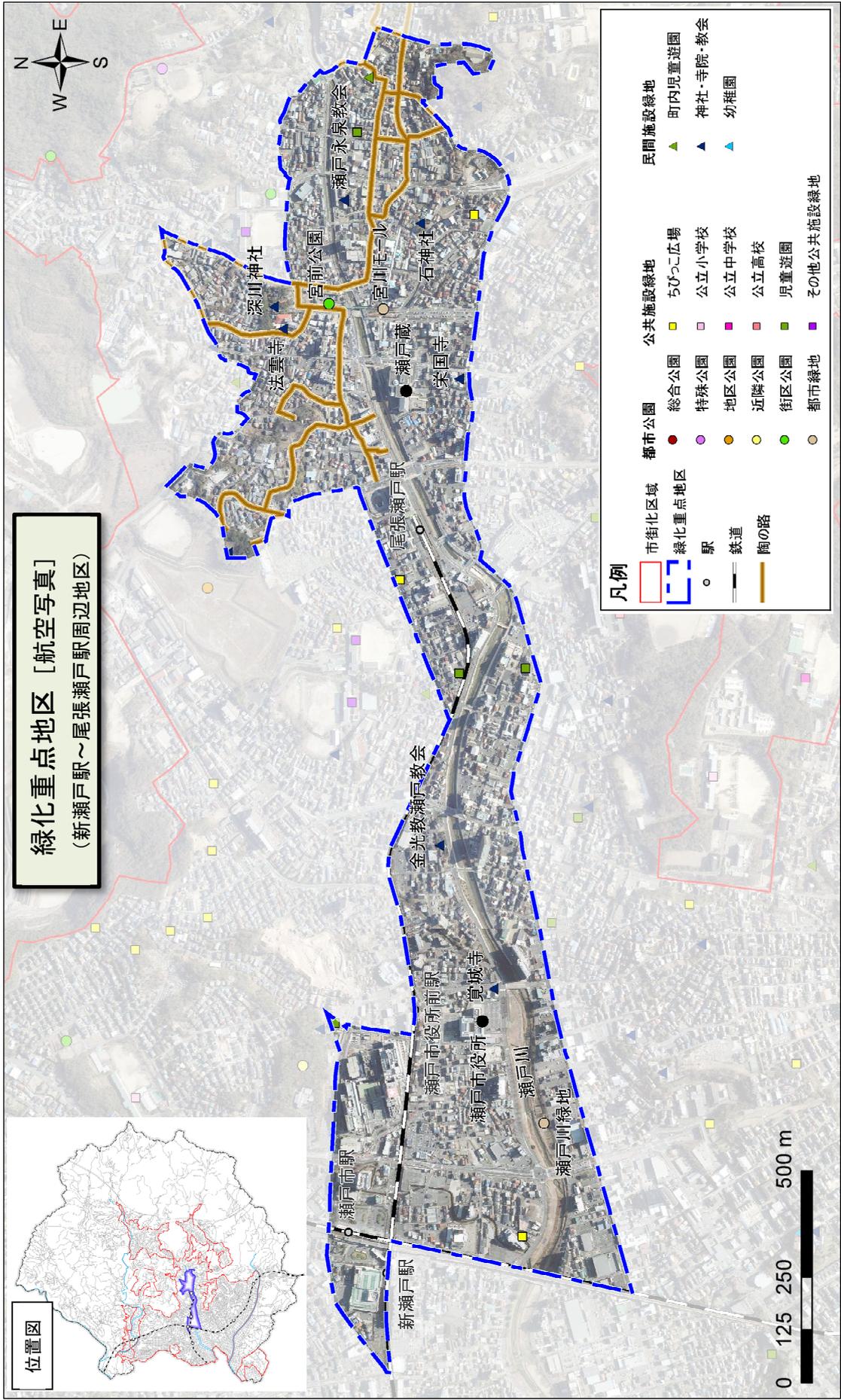


図 5-10 緑化重点地区 (新瀬戸駅～尾張瀬戸駅周辺地区)

(2) 保全配慮地区

保全配慮地区とは、緑化重点地区と同様に、都市緑地法に基づいて緑の基本計画に定めることができる事項の1つであり、「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」をいいます。

都市緑地法運用指針において、保全配慮地区は、風致景観の保全、生物多様性の保全、都市住民の自然とのふれあいの場の提供などの観点から重要となる自然的環境に富んだ地区などに設定するものとされています。また、自然的環境に富んだ地区全体を緑地以外の土地の区域も含めて指定することが望ましいとされています。

1) 保全配慮地区の設定

前回計画で緑化重点地区に設定していた「洞町周辺地区」には、窯垣の小径や洞本業窯（市指定文化財）といったやきものの資源があるほか、地区の周辺部には地元住民によって守られてきた樹林地や宝泉寺境内の社寺林があり、昔ながらの景観が残されています。また、洞町の南側の位置する中山町には、環境負荷の軽減や自然との共生を考慮した小中一貫校「にじの丘学園」が令和2年4月に開校し、その周辺には、樹林地を有する東公園や一里塚本業窯（市指定文化財）などが存在しています。

洞町・中山町周辺にある樹林地をはじめとする緑は、緑が比較的少ない本市の市街地の中で引き継がれてきたやきものの資源にとっても、公園や学校といった都市施設にとっても重要な役割を担っており、保全を図るべき緑といえます。そこで、本計画では、『洞町・中山町周辺地区』を保全配慮地区に設定します。



洞地区



にじの丘学園



一里塚本業窯

2) 保全配慮地区の施策

保全配慮地区（洞町・中山町周辺地区）では、前節「2. 緑の施策」に示す施策のうち、以下に示す施策を優先的かつ重点的に実施します。

○ 歴史・景観資源の保全

洞窯跡の杜をはじめ、当該地区に隣接する里山林は、市民団体などとの連携による整備・保全の活動を継続します。また、神社・寺院ややきもの文化に関わる資源においても、地域住民や関係団体と連携して保全に努めます。さらに、地区内に残るやきもの文化に関わる資源やまとまった社寺林などの緑を保全するため、特別緑地保全地区制度の導入の可能性を検討します。

○ 名木の保存

地区内にある名木は、保存状況の調査を行うとともに、新たな名木選定候補の追加調査を行い、改訂版「瀬戸の名木」として市民に周知していきます。あわせて、景観法に基づく景観重要樹木の指定について検討します。

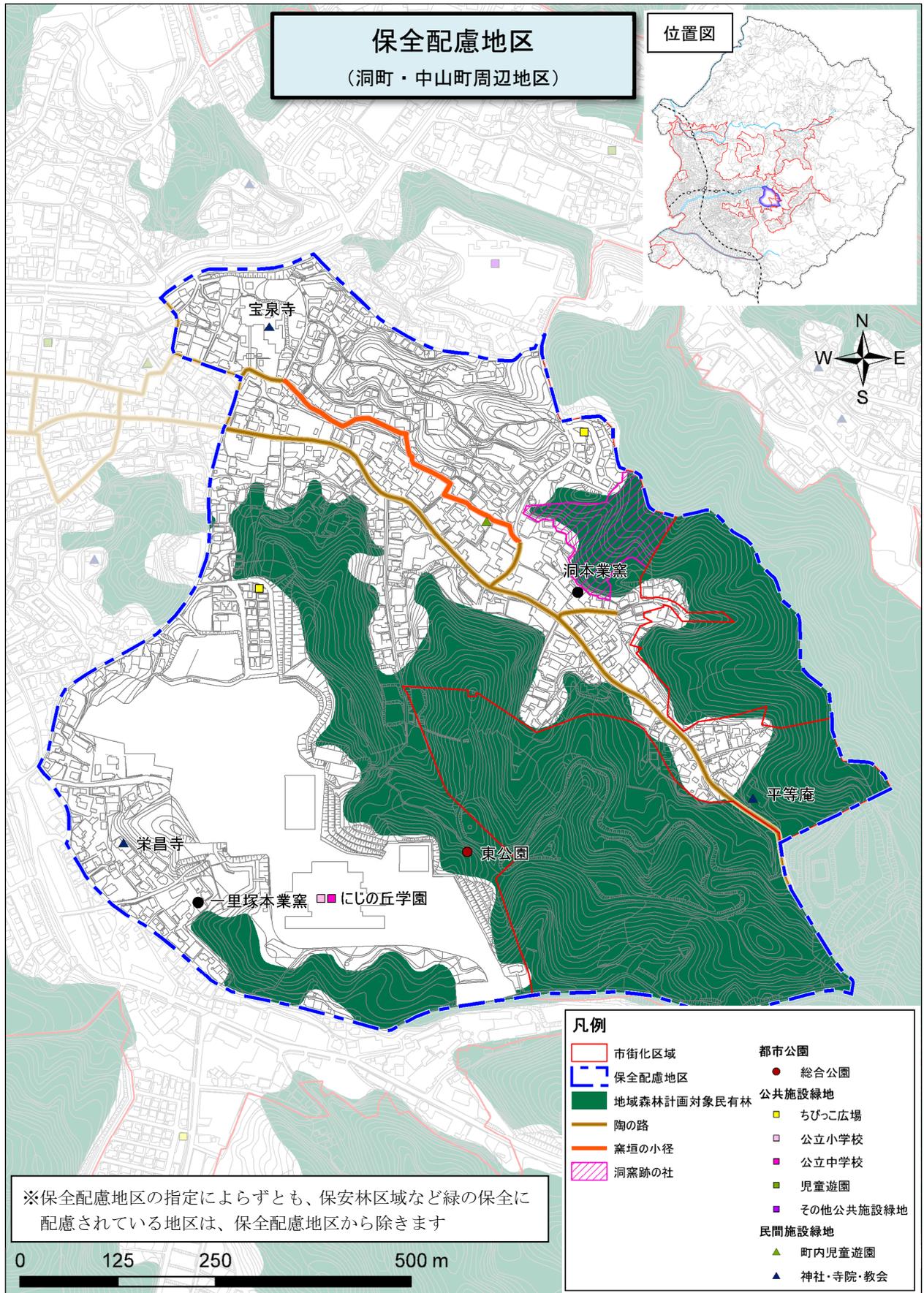


図 5-11 保全配慮地区（洞町・中山町周辺地区）の範囲

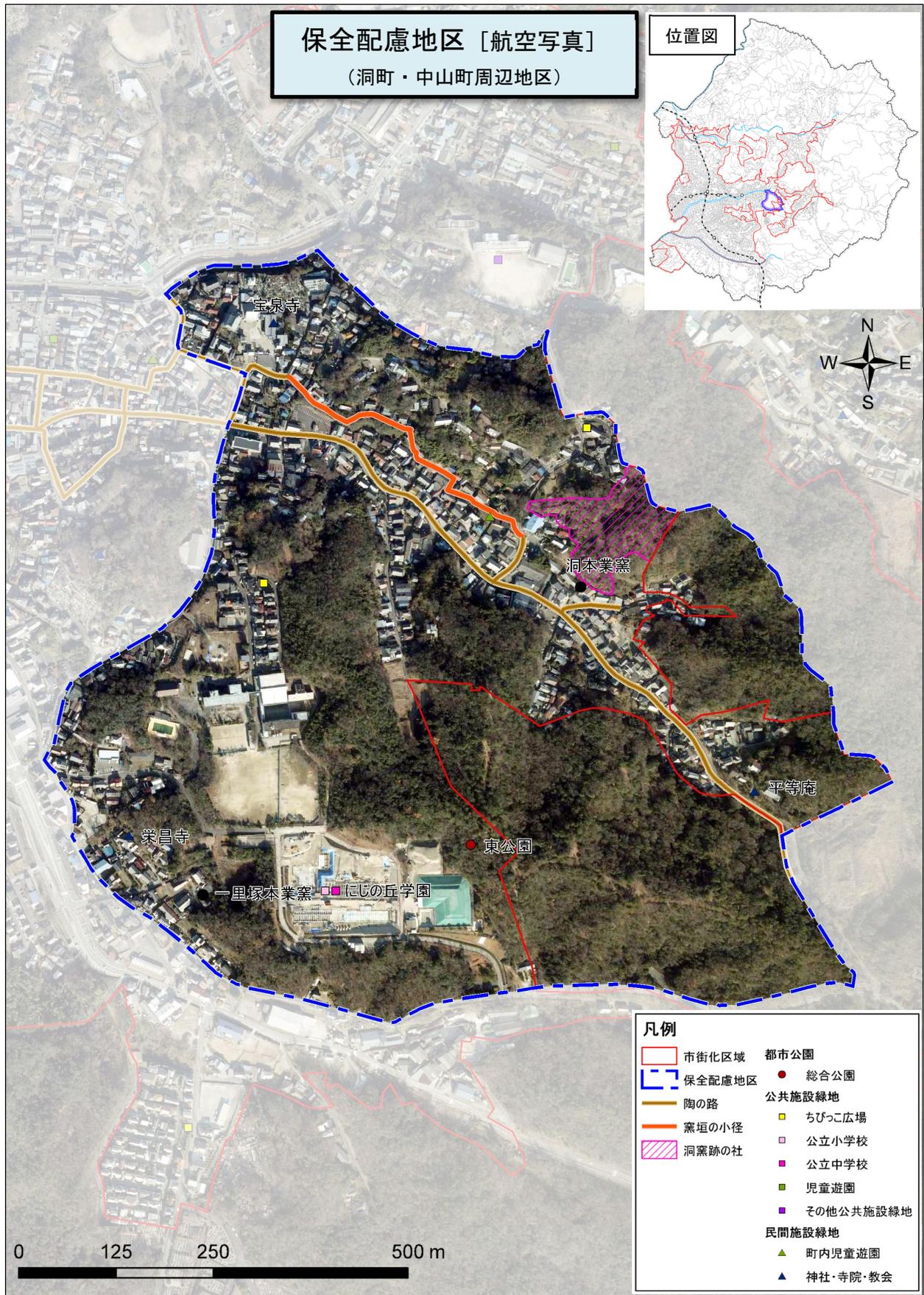


図 5-12 保全配慮地区 (洞町・中山町周辺地区)



第6章 計画の推進にあたって

第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

本市には、緑地の保全に関わる条例として、『瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例』があります。同条例は、「やきもののまちとしての本市の歴史及び文化を生み育んできた優れた自然環境を守り、もって市民と自然環境が共存する社会の実現を図ること」を目的としており、さらに市の責務として、「市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して自然環境の保護及び保全に努めなければならない」としています。

本計画においても、同条例の精神を踏まえ、行政だけではなく市民や事業者といった各主体の連携・協働によって、本市の緑のまちづくりに取り組みます。

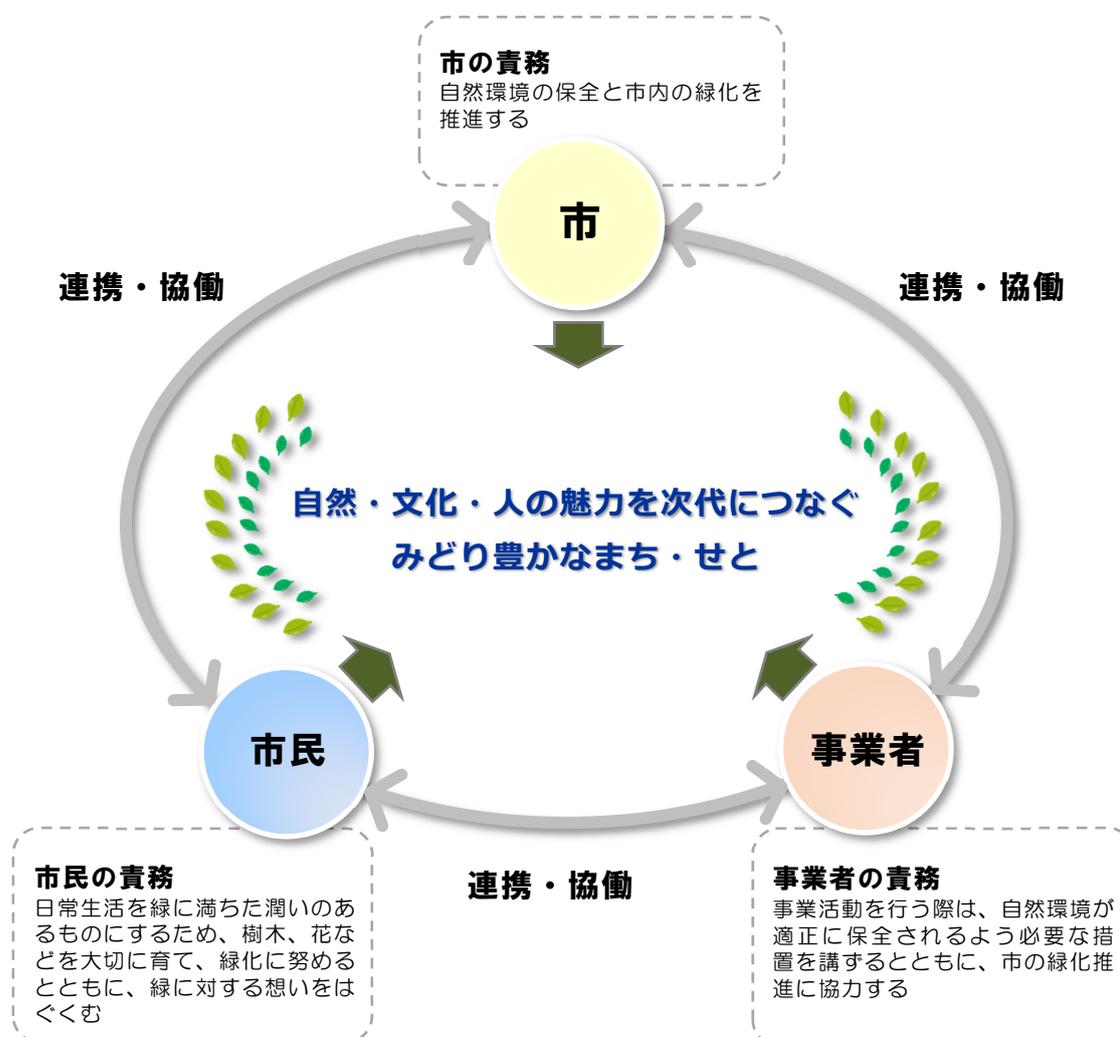


図 6-1 各主体の責務と連携・協働のイメージ

2. 計画の進行管理

本計画の取り組みを効果的に進めるためには、社会・経済状況や地域ニーズの変化、施策の実施状況や目標水準の達成状況に応じ、改善へとつなげていくことが必要です。

このため、本計画において設定した施策（PLAN）を実施（DO）し、施策の実施状況や目標水準の達成状況を把握・評価（CHECK）し、それらを踏まえて施策や目標水準などの改善・見直し（ACTION）を行う、「PDCAサイクル」に基づく進行管理を行います。

具体的には、中間年次となる令和6年（2024年）に施策の実施状況や目標水準の達成状況などを把握・評価し、施策や目標水準などの改善・見直しを行い、計画（施策など）への反映を行うこととします。

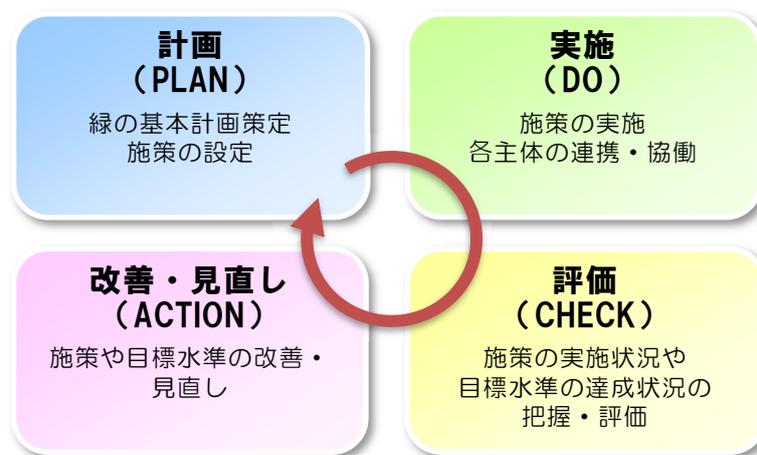


図 6-2 PDCAサイクル



參考資料

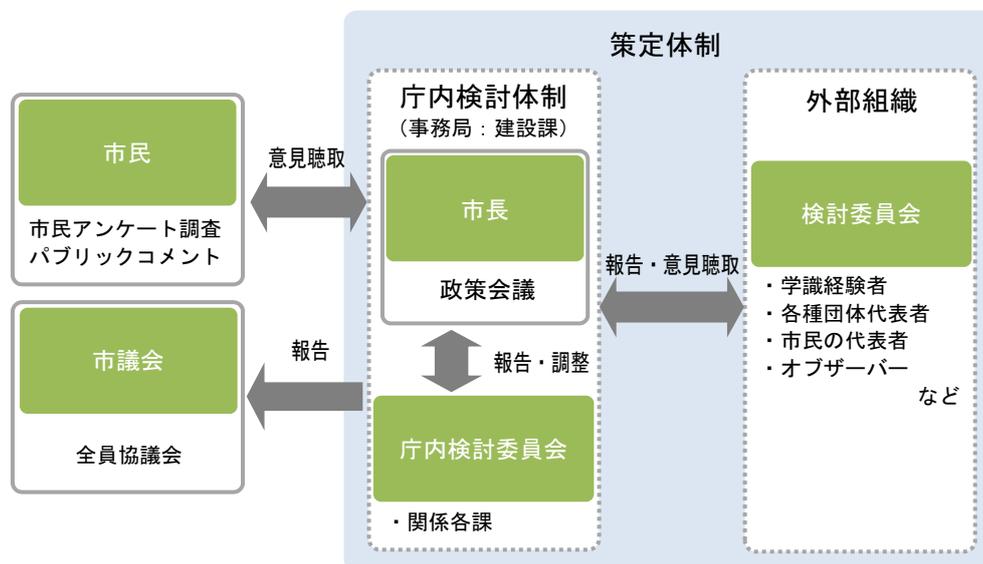
参考資料

1. 策定の体制

(1) 策定体制

計画策定に当たっては、関係各課の庁内職員で構成する「庁内検討委員会」にて全庁的な検討体制を構築し、計画の立案を行いました。また、多角的な視点による意見を把握し、実行性のある計画とすることを目的に、学識経験者、各種団体代表者、市民の代表者などで構成する「検討委員会」を設置し、本計画に係る助言を受けながら検討を進めました。

その他、市民の意見を反映するため、市民アンケート調査、パブリックコメントを実施し、市議会へ報告を行いました。



策定体制のイメージ

(2) 瀬戸市緑の基本計画検討委員会

1) 設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を改訂するため、「瀬戸市緑の基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）」の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 緑の基本計画に関する事項を検討するため、検討委員会を設置する。

(検討事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 緑の基本計画の改訂に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以上で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 市民を代表する者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から緑の基本計画を改訂する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報償)

第6条 学識経験者及び地元団体関係者に対し、委員会開催毎に1回7,300円の報償を支払うものとする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。ただし、第1回委員会について

は市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に、委員会への出席及び資料の提出等を要請することができる。
- 4 委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 5 会議は、原則として公開とする。
- 6 議事内容、経過及び資料を公表することとする。

(部会)

第9条 委員会は、必要により部会を設けることができる。

- 2 部会に関する必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、都市整備部建設課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

2) 委員名簿

(敬称略)

	所 属 等	氏 名
1	南山大学 総合政策学部 教授	石川 良文
2	名城大学 理工学部 教授	鈴木 温
3	中部大学 現代教育学部 講師	青山 美千子
4	瀬戸市自治連合会 会長	伊藤 勉
5	瀬戸市農業委員会 会長	加藤 基
6	瀬戸市小中学校PTA連絡協議会 会計監査	加藤 綾子
7	瀬戸市老人クラブ連合会 副会長	大島 勝幸
8	民生委員児童委員協議会 子育て支援部会 副部会長	佐野 麻貴
9	NPO法人ファザーリング・ジャパン東海支部 理事	横井 寿史
10	長根花の友の会 副代表	佐藤 幸男
11	花倶楽部ピュア 代表	吉田 隆子

(オブザーバー)

愛知県 都市整備局 都市基盤部 公園緑地課

2. 策定の経緯

	年月日	種 別	主な内容
平成 30 年度	1月18日 ～1月31日	市民アンケート調査	・満20歳以上の市民2,000人を対象に実施
令和 元 年度	7月4日	全員協議会	・瀬戸市緑の基本計画改訂について
	7月17日	第1回検討委員会	・緑の基本計画について ・緑の課題体系図について
	10月29日	第2回検討委員会	・瀬戸市緑の基本計画（計画立案）について
	12月10日	第3回検討委員会	・瀬戸市緑の基本計画（素案）について
	12月17日	全員協議会	・瀬戸市緑の基本計画（案）について
	1月7日 ～2月7日	パブリックコメント	・市内在住、在勤、在学者等を対象に実施
	2月17日	全員協議会	・パブリックコメントの結果について
	2月20日	第4回検討委員会	・パブリックコメントの結果について
	3月23日	策定・公表	・瀬戸市緑の基本計画 策定・公表

3. 市民参加

(1) 市民アンケート調査

市民アンケート調査の概要及び結果は、本編 P. 35～P. 43 にまとめています。

(2) パブリックコメント

1) 意見募集期間

令和2年1月7日（火）から令和2年2月7日（金）まで

2) 意見の件数

- ・意見を提出された方の数 4名
- ・意見の件数 22件

3) 意見への対応

- A 意見を踏まえて、案の修正をするもの 8件
- B 意見の趣旨や内容を盛り込み済みであり、考え方を説明するもの 9件
- C 今後の事業実施の参考とするもの 2件
- D その他（意見として受理するもの） 3件

4) 意見の内訳

分 野		件 数
第1章 緑の基本計画について	1. 改訂の背景	1件
第2章 瀬戸市における緑の現況	2. 社会的条件	2件
	3. 緑の現況	6件
第4章 計画の方針	1. 基本理念と緑の将来像	1件
	2. 基本方針	1件
第5章 計画を実現するための施策	2. 緑の施策	3件
	3. 重点的に配慮を加えるべき地区	1件
第6章 計画の推進にあたって	1. 計画の推進体制	1件
	2. 計画の進行管理	1件
計画書全般	表現方法	2件
その他（意見として受理）		3件
合計		22件

(意見の概要及び市の考え方)

No.	分野	項目	意見の概要	市の考え方	対応
1	第1章 緑の基本計画 について	1. 改訂の背景	計画(案)において「改訂」が使われているが、「改定」が相応しいのではないか。	「改訂」は文書の表記などを改める際に使用する言葉であることから、本計画では「改訂」を使用しています。	B
2	第2章 瀬戸市における 緑の現況	2. 社会的条件 ((6)観光・レクリエーション)	「2) 祭り・イベント」において、1 行目は「瀬戸陶祖まつり」と「 」があるが、3 行目は「 」がない。3 行目も「 」を使った方が分かりやすいか。	ご意見のとおり、表現を修正しました。	A
3	第2章 瀬戸市における 緑の現況	2. 社会的条件 ((8)歴史・景観)	「4) 美しい愛知づくり景観資源 600 選」にある「定光寺」は、他のページとの整合性を図り、「定光寺公園」としてはどうか。	愛知県が公表している「美しい愛知づくり景観資源 600 選」においては、資源名を「定光寺」としています。「美しい愛知づくり景観資源 600 選」と整合を図り、「定光寺」としています。	B
4	第2章 瀬戸市における 緑の現況	3. 緑の現況((2) 施設緑地)	「1) 都市公園の概況-③老朽化の状況」にある「公園の老朽化」という表現は、「公園の施設・設備の老朽化」の方が相応しくないか。	ご意見のとおり、表現を修正しました。	A
5	第2章 瀬戸市における 緑の現況	3. 緑の現況((2) 施設緑地)	「2) 公共施設緑地」にある公共施設緑地位置図において、昨年4月に開校した「県立瀬戸つばき特別支援学校」がない。	公共施設緑地位置図(図 2-26)に位置を示しました。併せて関連する箇所についても修正しました。	A
6	第2章 瀬戸市における 緑の現況	3. 緑の現況((2) 施設緑地)	「小中学校は「にじの丘学園」開設後を対象としている」とあるが、「開設」より「開校」の方が適しているのではないか。	ご意見のとおり、表現を修正しました。	A

No.	分野	項目	意見の概要	市の考え方	対応
7	第2章 瀬戸市における緑の現況	3. 緑の現況((2) 施設緑地)	「3)民間施設緑地」の位置図は、学校や町内児童遊園などは「三角プロット」で図示しているのに対し、ゴルフ場・ゴルフ練習場は「エリア」で図示しているのはなぜか。	ゴルフ場・ゴルフ練習場と比較して、学校や町内児童遊園等の緑地は小さいため、同図にこれらを図示しても場所がわかりづらく(見えにくく)なってしまいます。そのため、学校や町内児童遊園等の緑地は「三角プロット」で図示しています。	B
8	第2章 瀬戸市における緑の現況	3. 緑の現況((2) 施設緑地)	ゴルフ練習場は民間施設緑地に含まれるのか。ゴルフ練習場は大規模造成を行っており、植栽や緑化空間などは皆無とも思える。 他にも、民間施設緑地はあるのではないかと。	都市緑地法では、緑地の定義を「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。))が、単独で若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」としています。また、同法では、「草地」について、「ゴルフ場のような人工草地も含まれる」とされていることから、本計画では、ゴルフ場やゴルフ練習場を民間施設緑地の対象としています。ご意見のとおり、その他にも民間施設緑地に分類される緑地はありますが、本計画では、規模が大きい緑地を対象として整理しています。	B
9	第2章 瀬戸市における緑の現況	3. 緑の現況((7) 緑被の状況)	緑被図にゴルフ練習場が含まれていないのはなぜか。	緑被地とは、植物の緑で被覆された土地や自然的環境の状態にある土地の総称をいいます。緑被図は衛星写真を解析したものであり、緑被地を緑色の着色で図示しています。「緑地がある場所」は必ず「緑被地」となるわけではなく、例えば、ゴルフ練習場や土舗装のグラウンドなどは緑地に分類されますが、植物の緑による被覆等が見られなければ、解析結果が緑被地とならない場合があります。	B

No.	分野	項目	意見の概要	市の考え方	対応
10	第4章 計画の方針	1. 基本理念と緑の将来像((2)緑の将来像)	「瀬戸万博記念公園(愛・パーク)」についての記載がどこにも見当たらないので、気になる。	緑の将来像において、万博記念公園(愛・パーク)は森林環境ゾーンの「緑の拠点」に位置付けています。万博記念公園(愛・パーク)を含む森林環境ゾーンの「緑の拠点」は、瀬戸ならではの景観として保全を図るとともに、市民や来訪者の交流を生み出す場として活用の促進を図ることとしています。	B
11	第4章 計画の方針	2. 基本方針(基本方針2)	“推進”に関する課題の「②都市公園等の質の向上」について、公園の質に問題を感じているとの分析があるが、「公園の質」に対する市の考えや指標を示してほしい。	「基本方針2」において、本市は公園の質を高めていくために、利用しやすい公園、利用しなくなる公園となるように、利用状況等を勘案しながら地域ニーズなどに応じた公園の再編を進めるとしています。 また、公園の質に関する指標については、「3.計画の目標」において、「公園の質の満足度」を成果指標として設定しています。	B
12	第5章 計画を実現するための施策	2. 緑の施策 ((1)重点施策)	東公園が廃止となるため、それに代わる公園を整備してほしい。スポーツができる公園であったため、祖母懐小の跡地を利用してはどうか。	「1)都市公園等の再構築」において、新規公園は、将来の人口動態を見据えつつ、公園が不足している地域を優先して整備を行うとしています。また、公園を適切に維持していくために、市内の公園の整備数や供用面積の調整を行うとしています。いただいたご意見は今後の事業実施の参考とします。	C
13	第5章 計画を実現するための施策	2. 緑の施策 ((2)緑を「まもる」ための具体的施策)	矢田川畔の樹木の成長が著しく、景観を概していると思う。草の成長も著しく、川に近づけない状況である。3 河川の草の繁茂に対する作業時期を早めてほしい。	「2)河川・水辺をまもる」において、矢田川においては、水辺の緑の回廊整備事業として河川沿いに植栽された樹木の適切な維持管理を行うとしています。矢田川、瀬戸川、水野川の3河川は、愛知県と連携しながら適切な維持管理を行います。	B

No.	分野	項目	意見の概要	市の考え方	対応
14	第5章 計画を実現するための施策	2. 緑の施策 ((3)緑を「つくる」ための具体的施策)	ゴルフ練習場が増えれば、施策の方針「3)民有空間の緑をつくる」に寄与するということになるのか。	施策の方針「3)民有空間の緑をつくる」の具体的施策には、民有地における緑化の促進(生けがきの設置や建築物等の緑化など)や、新たな緑化制度の導入検討(緑化地域制度や市民緑地制度など)を示しており、特に市街地内の民有地において、緑化を促進していきたいと考えています。	B
15	第5章 計画を実現するための施策	3. 重点的に配慮を加えるべき地区 ((2)保全配慮地区)	「洞窯跡の杜」をはじめとする里山林において、市民団体等との連携による整備・保全活動を継続するとあるが、洞窯跡の杜がどこにあり、どのようなものなのか説明がない。	「洞窯跡の杜」についての説明を追記し、保全配慮地区の範囲(図5-11)に位置を示しました。	A
16	第6章 計画の推進にあたって	1. 計画の推進体制	「市民の責務」について、「樹木、花などを大切に育て、緑化に努める」ことに加え、「身近な緑についての情報発信」や「緑に関心を示す」ことも、市民一人一人が出来ることだと思う。また市民にこそやってほしいことのように思う。そのためには、どうしたらよいか考えたり工夫したりする努力を続けることが大切だと思うので、伝わりやすい文章を考えていただきたい。	ご意見をふまえ、表現を修正しました。 本計画の推進にあたっては、行政だけではなく市民や事業者といった主体との連携・協働が必要不可欠です。ご意見のとおり、市民の方が身近な緑について知識を共有したり、本市の緑に関心を示したりしていただくことが非常に重要なことだと考えています。そのため、本計画では、基本方針の1つに、『せとの緑に携わるひとを「はぐくむ」』を設定しています。本市の緑をまもり、つくり、いかす取り組みを自ら進んで行動する市民や事業者の方を育み、基本理念の「自然・文化・人の魅力を次代につなぐ みどり豊かなまち・せと」の実現を目指したいと考えています。	A

No.	分野	項目	意見の概要	市の考え方	対応
17	第6章 計画の推進にあたって	2. 計画の進行管理	計画(案)には、実行計画書(時系列ロードマップ、アクションプラン)などをつけるべき。	<p>本計画は、本市が緑地の保全や緑化の推進に取り組んでいくにあたって、基本理念や緑の将来像を定めるとともに、それらを実現していくための総合的な施策を示しています。</p> <p>個別・具体的な施策における重点施策を、「第5章計画を実現するための施策」の中で示しており、「都市公園の再構築」や「都市公園等の管理運営」等の検討を令和2年度以降順次実施していきます。</p> <p>いただいたご意見は今後の事業実施の参考とします。</p>	C
18	計画書全般	表現方法	私のような高齢者にも分かるように、日常生活で使う機会の少ない専門用語には解説をつけていただきたい。(ZEB化、エコスクール・プラスなど)	ご指摘いただいた用語のほか専門用語などは、参考資料に「用語解説」を作成し、まとめました。	A
19	計画書全般	表現方法	カタカナの単語は使わない方がわかりやすいのではないかと。(フロー、プロジェクト、ツール、ポテンシャルなど)	制度名や事業名など、固有の名称として使われている単語はそのまま表記していますが、固有の名称以外は、ご意見を踏まえて表現を一部修正しました。	A

(その他意見として受理)

No.	その他	意見の概要	市の考え方	対応
20	その他意見として受理	上半田川上流域のメガソーラー建設計画は見直してほしい。	いただいたご意見は、関係部署と共有させていただきます。	D
21	その他意見として受理	にじの丘学園周辺の森林(県有林)の生物調査を実施してほしい。 土砂災害防止のための計画はあるのか。 猪、熊による害が生じないことへの対策が必要である。	生物調査及び獣害対策に関していただいたご意見は、関係部署と共有させていただきます。 土砂災害防止に関しては、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定や瀬戸市土砂災害ハザードマップの作成・公表により、注意喚起を図っています。	D
22	その他意見として受理	「本山中跡地」は、どのようなものか。	いただいたご意見は、関係部署と共有させていただきます。	D

4. 用語解説

あ行

用語	解説
あいちミティゲーション	※本編 P. 70 に掲載
エコスクール・プラス	※本編 P. 75 に掲載
NPO	「Non-Profit Organization」の略称であり、営利を目的とせず、様々な社会貢献活動を行う団体の総称です。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための住民・事業主・地権者などによる主体的な取り組みをいいます。

か行

用語	解説
外来種生物	もともとその地域に生息しておらず、人間の活動により他の地域から入ってきた生物のことをいいます。外来種生物は、生態系、人、農林水産業など、広範囲に悪影響を及ぼす場合があります。
窯垣の小径	窯業で使用し、不要となった窯道具を埋め込んで作られた「窯垣」と呼ばれる塀や石垣が続く散策道です。本市の洞地区にあり、細く曲がりくねった坂の多い窯垣の小径は、その昔は陶磁器を運ぶメインストリートでした。
環境教育	環境の保全についての理解を深めるために行われる教育や学習のことをいいます。学校・地域・家庭・職場などの多様な場で連携を図りながら総合的に推進することが重要とされています。
環境の保全及び創造に関する協定	本市と企業が相互に協力し、公害を未然に防止するなど、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指すための協定です。
緩衝緑地	公害の防止や緩和、災害の防止を目的として造成される緑地のことをいいます。公害や災害の発生が危惧される地域と居住地域や商業施設等とを分離・遮断する必要がある場所などに設置されます。
珪砂	主に石英粒からなる砂であり、ガラスの原料などに使われるものです。本市には国産ガラス原料として重要な鉱床があり、まちの産業を支える資源となっています。
景観重要樹木	景観法に基づき、景観行政団体の長が景観計画区域内で指定する景観上重要な樹木のことをいいます。
公園愛護会	地域住民が協力し合い、身近な公園の清掃・除草などの日常的な管理を行うために設置されるボランティア団体のことをいいます。
公募設置管理制度 (Park-PFI)	飲食や売店など、公園利用者の利便性を高める公園施設の設置と、そこから生じる収益を活用してその周辺の園路や広場などの整備・改修などを一体的に行う者を公募により選定する制度です。

さ行

用語	解説
里山	集落に近く、農林業などの活動を通して自然が形成・維持されてきた人との関わりが深い山のことをいいます。里山は、希少な生物の生息地となっていることがあります。
事後保全	※本編 P. 68 に掲載
指定管理者制度	都市公園等の公の施設に民間活力を活用し、住民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的に創設された制度です。
市民緑地制度	都市内に緑とオープンスペースを確保し、良好な生活環境の形成を図るため、土地所有者等が、民有地に市民が利用できる緑地を設置・管理することを許可する制度です。
下半田川町蛇ヶ洞川エリア	※本編 P. 70 に掲載
食育	生きるうえでの基本となる「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育むことをいいます。
浸水想定区域	想定し得る規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のことをいいます。
親水空間	河川や池などの水辺において、直接、水に触れ親しむことができる空間のことをいいます。
森林環境譲与税	豊かな森林を引き継いでいくために、国が間伐などを実施する市町村やそれを支援する都道府県に譲与（配分）するものです。
生産緑地地区	生産緑地法によって定められた、市街化区域内にある一定規模以上の農地をいいます。
生態系	食物連鎖などを通じた生物どうしの相互関係と、生物とそれを取り巻く環境との相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念のことをいいます。
生物多様性	①地球上に様々な生態系が存在すること、②様々な生物の種どうしで様々な差異が存在すること、③1つの生物の種の中にも様々な差異が存在すること、これらを内容とする概念です。
設置管理許可制度	都市公園法第5条に基づき、都市公園に公園管理者以外の者が公園施設を設置・管理することを許可する制度です。
瀬戸市農地バンク制度	※本編 P. 71 に掲載
せと・まるっと環境クラブ	※本編 P. 75 に掲載
せと環境塾	※本編 P. 73 に掲載

用語	解説
瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議	※本編 P. 70 に掲載
せと農業展	※本編 P. 76 に掲載
Z E B 化	※本編 P. 75 に掲載

た行

用語	解説
多面的機能支払交付金	※本編 P. 71 に掲載
地産地消	地域で生産された農林水産物をその地域で消費することをいいます。
特定生産緑地制度	市街化区域内の農地である生産緑地地区の急激な減少を防ぐため、指定期間である 30 年を迎える生産緑地地区に対して、所有者の意向により指定期間を 10 年延期できる制度です。
特別緑地保全地区制度	樹林地、草地などの地区が単独もしくは周囲と一体となって良好な自然環境を形成している緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。
都市公園のカバー圏	都市公園から一定の距離の中に含まれる範囲を示します。一定の距離は、都市公園の規模別に従来の都市公園法施行令に規定されていた誘致距離を参考に設定しています。
都市農業振興基本法	都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として制定された法律です。
都市緑地法	※本編 P. 1 に掲載
都市緑地法運用指針	国が都市緑地法に基づく制度についてどのように運用していくことが望ましいと考えているかなど、同法に関する国の考え方が示された指針です。

な行

用語	解説
南海トラフ巨大地震	駿河湾から遠州灘・熊野灘・紀伊半島の南側の海域及び土佐湾から日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、この南海トラフ沿いのプレート境界で発生する地震を南海トラフ地震といいます。その中で、科学的に想定される最大クラスの地震を南海トラフ巨大地震といいます。
二次林	原生林が伐採や山火事などの災害により破壊された後、自然または人為的に再生された森林のことをいいます。

用語	解説
農業振興地域	自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図る必要がある地域として、都道府県知事が市町村ごとに指定する地域のことをいいます。

は行

用語	解説
バリアフリー	障害者や高齢者が社会生活をしていくうえで障害となるものを取り除こうという考え方をいいます。
ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲よりも高くなる現象のことです。都市化の進展に伴って、ヒートアイランド現象は顕著になりつつあり、熱中症などの健康への被害や生態系の変化が懸念されています。
不法投棄	道路や空き地など、廃棄物を適切な廃棄物処理施設以外に投棄することをいいます。
本業窯	江戸時代後期から使用されていた陶器を焼成する窯です。市内にある2つの本業窯（洞本業窯・一里塚本業窯）は、市の指定文化財となっています。

ま行

用語	解説
まちの課題解決活動応援補助金	瀬戸市における社会課題の解決を目指し、市民による自由で自発的な公益活動に対して支援金を交付する制度です。

や行

用語	解説
やきもの遺産活動事業	※本編 P. 76 に掲載
やきもの文化啓発事業	※本編 P. 76 に掲載
遊休農地	耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、または、農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べて著しく劣っていると認められる農地をいいます。
予防保全	※本編 P. 68 に掲載

ら行

用語	解説
緑被率	※本編 P. 34 に掲載
緑化地域制度	市街地などにおいて効果的に緑を創出していくために、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合、敷地面積の一定割合以上の緑化が義務付けられる制度です。

用語	解説
レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのことをいいます。愛知県においては、平成 27 年 (2015 年) に「レッドリストあいち 2015」を作成しています。

瀬戸市緑の基本計画

令和2年3月

【発行】 瀬戸市

【編集】 都市整備部 建設課

〒489 - 8701

愛知県瀬戸市追分町 64 番地の 1

電話 (0561) 82 - 7111 (代表)

ホームページ <http://www.city.seto.aichi.jp/>